

2008年度 リサーチペーパー

東京都のスポーツ振興行政のあり方に関する一考察  
－これからの東京都スポーツ振興行政への提言－

The Administration of Sports Promotion of Tokyo  
;Suggestions on the Policy of Tokyo toward the Future

早稲田大学 大学院スポーツ科学研究科  
スポーツ科学専攻 学校体育マネジメントコース

5008A317-1

鈴木 英介

Suzuki, Eisuke

研究指導教員： 友添 秀則 教授

# 東京都のスポーツ振興行政のあり方に関する一考察 — これからの東京都スポーツ振興行政への提言 —

## 目 次

序章		
第1節	本研究の目的	1
第2節	本研究の方法及び先行研究の検討	2
第3節	用語の規定	3
第4節	本研究の限界	4
第1章 近年の東京都スポーツ振興行政の動向		
第1節	政治・行政改革とスポーツ振興行政における国の動向	
第1項	政治・行政改革とスポーツ振興行政の関係	6
第2項	近年の国のスポーツ振興行政の動向	7
第3項	スポーツ振興基本計画の策定意義	10
第2節	都における政治・行政改革とスポーツ振興行政の動向	
第1項	都行政全般の動きと都のスポーツ振興行政	11
第2項	近年の東京都のスポーツ振興行政組織	13
第3項	重点政策化前のスポーツ振興行政の特徴	14
第3節	都におけるスポーツ政策の新たな展開	
第1項	石原都知事のスポーツ政策重点化への判断	15
第2項	スポーツ政策の重点事業化	17
第3項	スポーツ振興行政組織の体制強化	19
第2章 スポーツ振興行政における諸概念の検討		
第1節	体育行政・スポーツ行政の概念的検討	
第1項	スポーツ振興行政の法律上の位置づけ	25
第2項	体育とスポーツの法律及び行政上の関係	27
第3項	都におけるスポーツ振興行政の実態	29
第2節	スポーツ「振興行政」概念の再考	
第1項	スポーツ「振興行政」概念の特徴	31
第2項	「振興行政」概念の再考のための社会状況の把握	33
第3項	「振興行政」概念の再考のための体育・スポーツの状況の把握	34
第3節	都のスポーツ振興行政の視点設定の試み	
第1項	都のスポーツ振興行政の諸相	37
第2項	東京都スポーツ振興基本計画の特徴	39
第3項	都のスポーツ振興行政の視点	41
第3章 都のスポーツ振興行政への提言		
第1節	東京都のスポーツ振興行政モデルの検討	
第1項	振興行政モデルの提示に向けた視点の検討	44
第2項	振興行政における行政需要の検討	46
第3項	総合スポーツ振興行政モデルの提示	48
第2節	「総合モデル」体制の整備への検討	
第1項	「総合モデル」における政策形成の検討	50
第2項	「総合モデル」における政策理論構成の試み	52
第3項	「総合モデル」のアイデンティティ確立への視点	53
第3節	「総合モデル」におけるスポーツ文化振興の視点の検討	
第1項	スポーツ文化振興における文教行政の役割	56
第2項	スポーツ文化振興へ向けた教育庁の課題	57
第3項	「生涯スポーツ学習体制」の実現へ向けて	59
結章		
第1節	本研究のまとめ	64
第2節	今後の課題	66
引用・参考文献一覧		67
表・参考年表		69

## 序 章

### 第1節 本研究の目的

東京都は、2008年6月4日に2016年オリンピック・パラリンピックの立候補都市の一つとして選定され<sup>1</sup>、現在、2009年10月の最終決定に向けて本格的な国際招致活動を行っている。また、東京都は2007年2月18日に「東京マラソン2007」という、トップアスリートと一般市民が都心の中心部を走る大規模なスポーツ振興事業を開催し、2009年3月には3回目を予定している。現在では、スポーツイベントを通じて、産業、観光、文化などの東京の魅力を国内外に発信し、スポーツ振興や地域活性化の契機とすることが、東京都の重要政策に位置づいている<sup>2</sup>。

ところで、日本の首都である東京は、大気汚染や交通渋滞をはじめとする様々な都市問題や、少子高齢社会の進展、雇用問題、環境問題などの現代日本社会の課題が先鋭的に現れる。東京都は近年においても、国や他都市を先導する取組を展開してきたが<sup>3</sup>、今後とも解決すべき行政課題は山積しているといえる。一方で、限られた資源を最大限に活用するため、都行政は、数次にわたる行財政改革で職員定数の削減や事業の抜本的見直しを行い、財政再建、効率化を徹底してきている。今後ともこれらの行財政改革を継続すべきことは勿論であるが、山積する行政課題に対応するためには、行政需要をこれまで以上に俯瞰的に把握し、政策や組織を抜本的に再構成する必要性に迫られていると言える。

このような背景において、東京都は2008年7月、スポーツ振興の基本計画として、「東京スポーツビジョン<sup>4</sup>」を全面改訂した「東京都スポーツ振興基本計画<sup>5</sup>」を策定した。この新たなスポーツ振興基本計画では、東京が目指すべき都市の姿を描いた「10年後の東京<sup>6</sup>」計画の施策展開と連携し、都市づくりとスポーツという新しい視点からスポーツの振興を図り、都市とスポーツのモデルを発信することを掲げている。社会全体が閉塞状況にあり、来るべき未来社会に都民、国民が夢や希望を抱きにくくなっている現在、東京都が都市戦略にスポーツを位置づけ、山積する行政課題、さらには現代スポーツを取り巻く様々な課題に対応するモデルを発信していくことは、スポーツ、東京都いずれの側にとっても大きな意義と可能性を秘めている。

このため、スポーツ振興を重要施策に位置づけている東京都において、時機を逸することなく、「東京都スポーツ振興基本計画」の趣旨を活かすための実効性のある施策や組織体制を総合的に検討することは、まさに喫緊の課題であると言える。そして、都市とスポーツの新たなモデルを検討することで、東京が2016年オリンピック・パラリンピックの開催都市に選定されようとも、また、惜しくも選定されなかったとしても、スポーツと行政の新たな可能性を見いだすことができるのである。

したがって本研究は、スポーツが持つ機能的特性を行政施策に有効に結びつけていくための分析・検討を行い、それを踏まえて東京都のスポーツ振興行政のあり方を提示することを目的とし、以下の手順で考察を行った。

1. 近年（1999年から2008年、以下同じ。）を中心とし、国及び都の公文書、東京都刊

行物、報道発表資料、議事録、文献等を分析・検討し、現在の東京都のスポーツ振興行政の諸相を明らかにする。

2. 法令用語や行政用語として使用されている体育・スポーツなどの諸概念が、どのように定義され、解釈されているのかについて、法令、公文書、法令の逐条解説、文献等を分析・検討し、明らかにする。
3. 1及び2の予備的考察を通して得られた結果をもとに、現在の東京都のスポーツ振興行政をスポーツが持つ機能的特性や行政施策・行政組織の視点から再考する。その上で、筆者の東京都職員としての経験を踏まえつつ<sup>7</sup>、東京都のスポーツ振興行政の今後のあり方を具体的に提示する。

## 第2節 本研究の方法及び先行研究の検討

本研究は、広域地方公共団体である東京都のスポーツ振興行政の諸相を分析・検討の対象とし、今後のあり方を提示するものであるが、同様の趣旨の先行研究はない。なお、スポーツ政策に関する研究は近年に限っても多く存在するが<sup>8</sup>、国レベルの政策を対象とした研究、もしくは特定の市区町村における事例研究が多く、東京都を対象を絞った政策研究は見受けられない。また、スポーツ行政については、中村(2006)の「スポーツの行政学」があり、本研究でも参考・引用しているが、中村自身、この研究を『「スポーツの行政学」確立に向けた一定の学問的貢献を行おうとするものである』と位置づけており<sup>9</sup>、スポーツ行政における先行研究も多くはない。そもそも、菊(2006)が指摘するように、政策の形成と実施が一体化されていることが日本のスポーツ行政の実態であり<sup>10</sup>、スポーツ振興行政を扱う学問領域の確立はこれからであると考えらるべきであろう。

新しい学問へのアプローチとして、千葉(2001)<sup>11</sup>は、新しいだけに隠れたままの問題も多く、研究方法も定まっていない場合、手法の選び方に難しさがあるという。そして、その場合の対処方法は、「まず現在知られるデータを集めて問題の体系を作り、その中で個々の研究テーマの位置すなわち重要度を見定めて順次に着手することである」としている。これはスポーツ法学へのアプローチにおける千葉の指摘であるが、スポーツ振興行政へのアプローチにおいても、同様に問題の体系を作ることを意識する必要があると言えよう。また、友添(2008a)は、スポーツ科学は、自然・人文・社会科学にまたがる総合科学とされるものの、現実にはスポーツという同一の対象を様々な親科学の方法論を用いて、個別に研究してきた傾向があることを指摘している<sup>12</sup>。友添の指摘するとおり、スポーツ科学の総合性の原理、あるいはスポーツ科学の科学論の考究が必要であることはもちろんであるが、直接の先行研究がない本研究においては、これらの様々な親科学の方法論を用いて得られた先行研究の知見を踏まえて進めていくべきである。

そこで本研究では、スポーツ政策に関する研究、スポーツ行政に関する研究、スポーツ社会学、体育科教育学をはじめとするスポーツ人文社会科学の先行研究の知見をもとに、資料・文献検討により考察を進めていく。その上で、筆者の東京都職員としての経験を踏まえ、これからの東京都のスポーツ振興行政のあり方を提示していく。

### 第3節 用語の規定

#### 1. 「スポーツ」、「体育」、「身体活動」、「運動」

スポーツという概念は、日常語では非常に広い意味内容をもっている<sup>13</sup>。さらに、体育とスポーツの用語の混同と混用については、日本が近代スポーツの輸入国であり、学校教育がその普及に大きな地位を占めてきたこと等から、簡単に説明することはできない。例えば、出原(2005)は、「用語や概念の違いを羅列して、平面的に説明するだけでは、体育やスポーツの意味を言い当てることはできない。改めて歴史と社会の座標軸の中にこれらを位置づけることが必要である。」と述べている<sup>14</sup>。「スポーツ」と「体育」さらには「身体活動」や「運動」など、「スポーツ」に関係の深い用語を歴史的、社会的に整理していくことは、スポーツ振興行政を研究していく上で非常に重要な論点ではある。しかし、本研究においては、法令用語・行政用語として現在使用されている「体育」と「スポーツ」の概念の分析・検討を中心として、本研究で提示する東京都のスポーツ振興行政における「スポーツ」を規定することに留めることとする。

そこで、本研究で考察を進める上での「スポーツ」は、暫定的に、スポーツ振興法第二条の「スポーツ」すなわち、「この法律において、『スポーツ』とは、運動競技及び身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。」と規定する。その上で、第2章で「スポーツ」の定義を現在の社会状況や都の動向を踏まえて検討を行い、第3章で、それらの検討を踏まえ、本研究で提示する東京都のスポーツ振興行政の中で「スポーツ」を規定することとする。

#### 2. 「政策」「行政活動」

「政策」の定義は幅広く、一様には決めがたい。橋本(2003)は、「政策（ここでは、企業などの「政策」は除外し、公共政策を対象とする）の概念には、政府の活動をさしたり、それを含めるものから、政府の活動を方向づける方針を特にさすものまでである。用法としては、方向づけの方針をさすことが一般的といつてよいが、具体的な政府活動を含まずに、方針だけを取り出すことは実証的に困難であり、政策は政府の諸活動およびそれらを方向づける方針の両者を含めた総体とすることにしたい。」と述べている<sup>15</sup>。

本研究においては、この橋本(2003)の定義を用い、都知事及びその補助機関による、都行政の諸活動およびそれらを方向づける方針の両者を含めた総体を、「政策（広義）」と定義する。また、都行政の諸活動については、「行政活動とは政府の政策（＝公共政策）を立案し実施する活動であるということが出来る」とする西尾(2001)の定義を使用する<sup>16</sup>。次に都行政の諸活動は、一般に知事及び副知事の補助機関である、各局及び行政委員会によって行なわれるが、各局及び行政委員会は、概ね、局長を筆頭に部、課、係に至る階層構造によって組織され、活動している。この都行政の体系性に伴い、政策（広義）も体系

的に捉えることが一般的であるが、ここでは橋本(2003)<sup>17</sup>、山下、中西、高岡(2006)<sup>18</sup>を基礎に、政策(広義)の階層を政策(狭義)、施策、事務事業という3レベルのモデルで整理する。以上より、本研究における政策に関する用語を次のとおり規定する。なお、以下、単に「政策」あるいは「スポーツ政策」と記述する場合の政策は、政策(広義)を示すものとする。

用語	定義等
政策(広義)	都行政の諸活動及びそれらを方向づける方針の両者を含めた総体。政策(狭義)、施策、事務事業の3レベルの階層をなす政策体系。
政策(狭義)	知事施政方針、「10年後の東京」計画など、都行政の全体的計画にあたり、一群の活動についての方針となるもの。
施策	政策(狭義)の下位に位置し、社会的に意味のある具体的な目的をもった一体的な活動群。
事務事業	施策の下位に位置し、それ自体としては社会的意味をもたない、おおよそ定型化された諸活動。

#### 第4節 本研究の限界

本研究の目的は、都のスポーツ振興行政のあり方を提示することにある。したがって、その焦点を明確化するため、現在実施されている施策の具体的検討又は東京都議会の政策、あるいは東京都議会と都行政との関係には言及しない。また、本研究は方法及び時間の制約上、都関連団体である、財団法人東京都スポーツ文化事業団、株式会社東京スタジアム、財団法人東京都体育協会等の施策または都内の市区町村のスポーツ振興行政についての分析・検討は行っていない。

<sup>1</sup> 東京都報道発表(2008年6月5日,東京オリンピック招致本部)  
(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2008/06/20i65100.htm>)

<sup>2</sup> 「都政2008」(2008)pp.136-137.

<sup>3</sup> 例えば、ディーゼル車排出ガス規制、外形標準課税、地球温暖化対策、公会計制度改革など

<sup>4</sup> 「東京スポーツビジョン」(2002)

<sup>5</sup> 「東京都スポーツ振興基本計画」(2008)

<sup>6</sup> 「10年後の東京～東京が変わる～」(2006)

<sup>7</sup> 筆者は、2004年4月に東京都職員(事務)として採用されて以来5年間、東京都教育庁に所属している。

<sup>8</sup> 例えば、諏訪(2008)、内海(2005)、黒須(2008)など

<sup>9</sup> 中村(2006)p.1

<sup>10</sup> 菊(2006)p.102

<sup>11</sup> 千葉(2001)p.82

<sup>12</sup> 友添(2008a)p.192

---

<sup>13</sup> 例えば「スポーツ科学事典」には次のようにある。「スポーツという概念は、日常語では非常に広い意味内容をもっているため、これを厳密に定義することはできない。この概念の適用範囲を科学的に分析しても、スポーツという概念で理解されている内容のほんの一部しか規定できない。その内容の全体は、日常的な使用法によって、さらには歴史のなかで形成され伝承されてきた、スポーツと社会、経済、政治、法律との結びつきによって規定されている。この概念の理解は歴史のなかで変化してきているので、それをあらゆる時代に対応するように固定することはできない。」

<sup>14</sup> 出原(2005)p. 25

<sup>15</sup> 橋本(2003)p. 135

<sup>16</sup> 西尾(2001)p. 245

<sup>17</sup> 橋本(2003)pp. 135-136.

<sup>18</sup> 山下、中西、高岡(2006)pp. 81-83.

## 第1章 近年の東京都スポーツ振興行政の動向

### 第1節 政治・行政改革とスポーツ振興行政における国の動向

本章では、東京都のスポーツ振興行政のあり方を提示するための予備的考察として、近年の東京都スポーツ振興行政の動向を明らかにする。同様の趣旨の先行研究が存在しない以上、今後のあり方を提示する上では、現在の東京都のスポーツ振興行政の諸相を明らかにし、問題の体系を作ることから始めなければならないからである。まず第1節では、国の政治・行政とスポーツの動向を明らかにする。

#### 第1項 政治・行政改革とスポーツ振興行政の関係

近年の東京都のスポーツ振興行政を考察するにあたっては、国の政治改革、行政改革及びその一環としての地方分権改革の動向を踏まえる必要がある。というのも、これらの改革が、国、都道府県及び市町村の法律上の位置づけ、運営の方向性をはじめとする行政全般の関係に広く影響を与えるものであったからである。

1997年12月の行政改革会議の最終報告において、「国の行政の役割を見直す基本的な視点は、『官から民へ』、『国から地方へ』にある」とされ、官民の役割分担、地方分権、民間能力の活用方向性が示された<sup>1</sup>。そしてこの流れを受け、1999年に地方分権一括法が制定公布され、2000年4月から施行された。その後、2001年4月に小泉純一郎内閣が発足し、首相は「聖域なき構造改革」を訴え、「地方にできることは地方に、民間にできることは民間に委ねる」ことを基本的な政治スタンスとし、国のスポーツ振興行政及び東京都の行政全般にも影響を及ぼすこととなった。

まず、「国から地方へ」の方向性としては、地方分権一括法の制定・施行による、いわゆる「第一次分権改革<sup>2</sup>」により、地方公共団体の自己決定権の拡充と自己責任原理の導入、国と地方の関係の対等・協力の関係への転換が図られたことが重要である<sup>3</sup>。

西尾(2001)は、「第一次分権改革」では、団体自治の拡充方策<sup>4</sup>が重視され、その中でも国から地方への関与の縮小廃止方策<sup>5</sup>に改革の重点が置かれていたことを指摘している。特に、機関委任事務制度を全面廃止し、自治体が国の下請け機関として執行する「国の事務」が皆無になったことと、通知通達が「技術的な助言」に改められたことの意義が大きいと述べている<sup>6</sup>。

この改革の流れはスポーツ行政も例外ではなかった。中村(1999)は、地方分権推進委員会第2次勧告(1997.7.8)について次のように評価し、スポーツ行政改革ともいえるべき具体的内容が萌芽的に示されたと指摘している<sup>7</sup>。

分権委によるスポーツ行政に関わる勧告は、体育指導委員とスポーツ振興審議会をめぐり必置規制の緩和ではスポーツ振興法の改正をもたらし、社会体育施設整備費における一般財源化と補助対象の重点化の点では、財政措置の変更をもたらした。スポ

スポーツ振興法の制定以来、この法律の欠陥が数多く指摘されながらも、実際の改正には至らなかったことを想起すれば、分権という視点からの国のスポーツ行政の従来への在り方に風穴を開けた意義は大きい。さらに、あたかもこうした流れと連動するかのような総合型地域スポーツクラブを基軸とした国のスポーツ行政の修正は、これを実施段階に移した場合の課題の山積はあるものの、まさに住民主導による分権型社会の契機を具体的に提供したものとなっている<sup>8</sup>。

次に、「官から民へ」の方向性については、谷塚は次のようにまとめている。まず、行政改革委員会が「行政の在り方に関する基準」を発表し、『「民間でできるものは民間に委ねる」という考え方に基づき、行政の活動を必要最小限にとどめる。』ことを基本原則とした。さらに小泉首相はこの原則を公共サービスにおいてもできる限り導入した。このような一連の流れの中で、公共サービスにおいて、民間のアイデアとコスト意識さらには住民サービスの向上を念頭に、競争原理を働かせることが求められるようになってきた<sup>9</sup>。

更に、この方向性を担保する法令の整備も行われた。主なものとして、NPO 法<sup>10</sup> の施行（1998 年）、PFI 推進法<sup>11</sup> の施行（1999 年）、指定管理者制度の導入<sup>12</sup>（2003 年）が挙げられる。このように、スポーツ振興行政においても、「民間でできることは民間で」といった流れにおける、公共サービスへの民間活力の導入が図られている。

## 第 2 項 近年の国のスポーツ振興行政の動向

次に近年の国のスポーツ振興行政における動きとして、2000 年 9 月に「スポーツ振興基本計画」が策定されるまでの経緯を概観する。なぜならば、国の「スポーツ振興基本計画」の策定と策定に至る背景は、近年の東京都のスポーツ振興行政を考察する上でも重要な指標となるからである。

周知のとおり、スポーツ振興法成立以後、同法第 4 条に規定する国の基本計画は 40 年余りも策定されてこなかった。この間、国の基本的な施策については保健体育審議会の指針あるいは答申の内容を実行し、振興施策を進めてきたわけであるが<sup>13</sup>、裏を返せば、スポーツ振興行政には政治的争点となるような案件がほとんど存在せず、基本計画を策定せずとも、行政活動に大きな支障がなかったということになるだろう。そして、このことは日本のスポーツ政策の特徴を表していると考えられるが、このような日本のスポーツ政策の基本的な特徴について、中村(2006)は次のように簡明にまとめている。

スポーツ政策といった場合、日本では政治よりも行政、すなわち文部省（2001 年以降文部科学省。以下同）による文教政策の一環として文部省体育局（現スポーツ・青少年局）が打ち出すスポーツ振興策を意味することが多い。そのことは政権党のスポーツ政策が文部省のそれに依存していることや、政党のスポーツ政策の内容もそのほとんどが脆弱なまま今日に至っていることから明らかである。また、例えば国のスポーツ政策の方向性を打ち出す保健体育審議会（現中央教育審議会スポーツ・青少年

分科会)の答申にしても実質的な政策立案は行政官僚の手に委ねられており、日本におけるスポーツ政策の決定過程における中心アクターはあくまでも文部省なのである<sup>14</sup>。

また、菊(2006)は日本のスポーツ政策の特徴について、法律上のスポーツの定義及び現代政治において「政策形成過程」と「政策実施過程」とが完全に分離せずにむしろ癒着していることに着目し、「我々が今日、スポーツと政治／政策との関係において政策実施過程のなかにみているのは、スポーツ行政による政策の形成と実施の一体化であり、それを可能にする体育的な法的根拠及び執行の論理の優先である」と指摘している<sup>15</sup>。

以上より、国のこれまでのスポーツ政策は、文部省による文教政策の一環として、政治における優先順位が必ずしも高くない中、保健体育審議会の答申を振興の実質的な方針とし、政策の形成と実施が一体化する形で成立してきたとみなすことができる。

しかし、21世紀を控え、日本でもスポーツへの社会的・政治的関心が高まり、スポーツを従来のように『教育』の枠組みで文部省がスポーツ行政サービスを提供していくことの限界<sup>16</sup>」が徐々に露呈されてきた。実際1987年には、中曽根内閣総理大臣の私的諮問機関として「スポーツの振興に関する懇談会」が設置され、その「報告書」の中身があたかも確定的な政策であるかのような重みをもつようになり<sup>17</sup>、また、1990年には通産省が「スポーツビジョン21 スポーツ産業研究会報告書」をまとめている。加えて、超党派のスポーツ議員連盟は、既に1993年9月には共産党を除く衆参国会の各党・各会派合わせて293名の巨大な議員連盟になっていた。そして、1995年の第132回通常国会において、スポーツ振興くじ法案は、参議院議員選挙を間近に控えた政治的状況も考慮して提出が見送られるなど<sup>18</sup>、スポーツの政治上の位置づけも次第に大きくなってきた。

このようなスポーツを取りまく状況の中、1997年4月、超党派のスポーツ議員連盟所属の議員12名から、スポーツ振興くじ制度創設を目的とした、3つの法律案(スポーツ振興投票の実施等に関する法律案、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案、スポーツ振興法の一部を改正する法律案)が第130回通常国会に提出された。

提案理由の要点は次のとおりである<sup>19</sup>。

- ①地域のスポーツ活動の基盤の整備や競技力向上のための環境の整備といった、広範かつ多様なスポーツの振興に関する施策を実現していくためには、相当規模の財源が確保される必要がある。
- ②国の財政は依然として厳しい状況にあり、スポーツの振興に要する経費を、既存財源の中で飛躍的に充実していくことには限界があることは残念ながら事実である。
- ③このため、スポーツ振興政策の実現のためには、スポーツ振興投票制度を導入し、広く国民の理解と協力を得て、スポーツ振興に必要な資金を確保する必要がある。

すなわち、超党派のスポーツ議員連盟は、国の租税や予算に基づかない新たな財源の確保の方策として、スポーツ振興くじを創設し、スポーツ振興施策の状況の打開を図ったわけである。実際に、近年の国のスポーツ振興行政は、国際競技力の低下や、子どもの体力の低下に対する強い危機感がある一方、国家的財政難を背景とする「小さな政府」への志

向と民間活力の導入によって、新たなエネルギーの活性化を求められる時代的潮流において、その対応、とりわけ財源確保に苦慮していた<sup>20</sup>。このことは、1997年9月の保健体育審議会の答申からも窺うことができる。

1997年9月、保健体育審議会は、「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」を文部大臣に答申した。

答申では、児童生徒の体力・運動能力の低下に対する向上策、「スポーツ・健康推進会議（仮称）」モデル事業の提言、競技力向上トータルシステムの構築などが特色として挙げられる<sup>21</sup>。内海(2005)は、この答申について「89年答申のように民間にばかり期待できず、国や都道府県の公共にも期待したいがそれも強調できず、という矛盾と苦悩がこの答申には充ちあふれている。中教審への対応として設けられた性格が強く、『守り』的な施策の提起であり、また新味に欠け、実現の迫りに欠けるのはそれらが背景にあるからである<sup>22</sup>。」と評している。また、対応策の実施のために冒頭で「適切な行財政措置が必要であることを特に強調しておきたい」と明記されたことについて、異例であり、苦渋に始まる答申であるとしている<sup>23</sup>。

文部省も、スポーツにかかる近年の状況の変化を踏まえると、保健体育審議会の答申に実質上の政策根拠を置くことはもはや限界であり、スポーツ振興法に基づく「スポーツ振興基本計画」を策定し、スポーツの主務官庁としての地位を改めて強く打ち出さなければならないと認識していたと考えられる。このため、スポーツ振興くじ関連法案は議員立法ではあったが、文部省も、関連省庁や与党内の調整を通じて法案成立に尽力しており<sup>24</sup>、それは文部大臣の国会答弁からも読み取ることができる<sup>25</sup>。

結局、法案は1998年の第142回通常国会で成立し、2000年秋の静岡県におけるテスト販売を経て、2001年3月から全国販売が開始された。もちろん、内海(2005)が指摘するように、日本のスポーツ政策が、現在の政府の民営化路線の前に財政的保障をサッカーくじとPFIの導入に依存せざるを得なかったこと自体に問題があることはそのとおりであろう<sup>26</sup>。また、法案検討段階でも、東京都地域婦人団体連盟、日本PTA全国協議会、東京弁護士会をはじめ、多くの反対運動がおき、また、与野党内部においても紆余曲折があり<sup>27</sup>、それらがその後の売り上げ低迷の状況を暗示していたと見ることもできる。

しかし、このスポーツ振興投票法が成立し、施策を行うための新たな財源確保の目処がたち、「スポーツ振興基本計画」策定への道筋になった<sup>28</sup>ことは大きな意義があると言える。実際に、文部省はスポーツ振興投票法成立後の1999年9月、「スポーツに対する国民の関心や期待のさらなる高まりなどの今後予想されるスポーツを取り巻く環境の変化や、国際競技力の長期的・相対的低下などの諸課題への対応を踏まえると、21世紀という新たな世紀を迎えるにあたって、我が国のスポーツ振興施策をより体系的・計画的に推進することが必要<sup>29</sup>」であることを認め、保健体育審議会に対し、スポーツ振興基本計画の在り方についての諮問を行っている<sup>30</sup>。そして、保健体育審議会は2000年8月、「スポーツ振興基本計画の在り方について—豊かなスポーツ環境を目指して—<sup>31</sup>」を答申し、文部省はこの答申を受け、2000年9月、「スポーツ振興基本計画」の策定を行ったのである。

### 第3項 「スポーツ振興基本計画」の策定意義

第2項では、近年の国のスポーツ振興行政の動向を「スポーツ振興基本計画」の策定と策定の背景の視点から概観し、スポーツ振興投票法の成立がスポーツ振興基本計画の策定に財政上、決定的な意義を持ったことに言及した。

本項では「スポーツ振興基本計画」の策定意義を行政上の位置づけから検討する。「スポーツ振興基本計画」は、スポーツ振興法第4条の規定に基づき、2000年9月13日に告示された行政計画である。ここで、「行政計画とは、行政権が一定の公の目的のために目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合的に提示するもの」をいう<sup>32</sup>。しかし、法効果の点からも、他の行為形式との関連においても、様々な行政計画を一様に捉えることはできないため、まず、「スポーツ振興基本計画」の行政法上の性格を明らかにする必要がある。スポーツ振興法第4条では、計画の形式と具体的な内容については特段の規定はなされていないが、制定趣旨については、次のような解説がある。

すべての行政について計画が必要であることは否定できないが、とくにスポーツ振興行政のように、どのようなことをどれだけやれば十分であるかということが判定困難でかつ計画できない行政にあつては、ともすれば行政施策の一貫性、継続性が維持されがたく、関係者の思いつきと独断に左右され、重点的到達目標があいまいとなり、有効な効果を望みがたい結果となりがちである。また、本法の第二章各条に規定する具体的施策を実際に推進していく際の軽重の度合いも明らかでない。そこで、どうしても施策の現実的発動を規制する基本計画が必要なのである<sup>33</sup>。

また、施策の方針を規定する第3条の解説において、「本条は、スポーツ活動が本来自発的任意を貴重とする基本的性格を尊重して、スポーツ行政が助長行政の原則に立つべきことを規定したもので、本法運用の基本精神、本法解釈のよりどころを明示しているものといえる<sup>34</sup>。」とある。

これらを踏まえると、スポーツ振興法第4条に規定される基本計画は、私人との関係で法的拘束力を持たず、スポーツ行政が助長的な施策を一貫性・継続性を持って行うための指針的計画と位置づけることができ、2000年に策定された「スポーツ振興基本計画」もこの性格を有しているといえる。

計画の具体的な内容については、まず、今後のスポーツ行政の主要な課題として、①生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策、②我が国の国際競技力の総合的な向上方策、③生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進するための方策を挙げている。その政策目標としては、スポーツ実施率や総合型地域スポーツクラブの育成、メダル獲得率などにおいて明確な数値設定がなされている。しかし、政策理念を具体的な施策として展開する部分になると、国の基本計画にしては、国のスポーツ行政としての役割よりも、地方公共団体やスポーツ団体、プロスポーツ組織への期待が強調されており、国の行政責任が曖昧である<sup>35</sup>。加えて、財政面についての具体的な数値は計画全体を通して一つもなく、「計画の性格」についても、地方公共団体の施策実施の上での参考指針であることが強調されている。このため、例えば、総合型

地域スポーツクラブの理念が現在の社会状況、行財政状況を含めた、スポーツの実態に基づいて精緻に策定されたものであっても、実際の運営における財政資源等の絶対的な不足により、大きな成果を出すに至っていないのが現状である。

それでも、スポーツ振興法第4条に規定されつつ、同法成立時から40年以上にわたり策定されてこなかった国のスポーツ振興基本計画が実際に策定されたことには、一定の意義があるといえる。それは、内容面というよりも、国の計画策定行為が都道府県、区市町村のスポーツ振興行政へ影響を与えたからである。というのも、これまで都道府県、市区町村いずれにおいても、スポーツ振興法第4条第3項に規定される、地方の実情に即したスポーツ振興計画を策定していないことが多かったが、国が策定した以上、「国が策定していないから策定しない」との抗弁ができなくなったのである。東京都でも、国の「スポーツ振興基本計画」の策定により、地方計画の策定が都議会での質問対象になる他、スポーツ振興審議会や教育委員会でも議論の対象となった。そして、2002年7月に東京都スポーツ振興基本計画として「東京スポーツビジョン」が策定されることになった。東京都も含め、スポーツ振興行政に特別な関心がなかった都道府県においては、国の策定に対応し、所定の手続きを踏んで独自のスポーツ振興計画を策定すること自体が、スポーツ行政に対する意識付けの契機になったといえよう。

実際、成瀬(2008)によると「2007年5月18日現在、44の都道府県が独自のスポーツ振興に関する計画を策定もしくは策定中である<sup>36</sup>」。そして成瀬は、「策定が確認された都道府県におけるスポーツ振興計画の多くで施策化されていた項目としては、スポーツ施設の整備および有効活用、スポーツ情報の提供、競技力の向上、指導者の育成、運動部活動の改善・充実、総合型地域スポーツクラブの育成・支援などが挙げられる」が、これらはスポーツ振興計画に盛り込まれた施策と同様であると認められ、地方に対する中央の影響を如実に反映している<sup>37</sup>と指摘している。

## 第2節 都における政治・行政改革とスポーツ振興行政の動向

第1節では、国における政治・行政改革とスポーツ振興行政の動向を明らかにした。次に、これらの国の影響を踏まえつつ、都における政治・行政改革とスポーツ振興行政の動向について明らかにする。ここで都のスポーツ振興行政は2004年度以降、重点政策化の方向に進み、この前後で性格が異なるため、重点政策化前(概ね2003年度まで)と以後に大きく分類し、本節では、重点政策化前の諸相を明らかにする。

### 第1項 都行政全般の動きと都のスポーツ振興行政

本項においては、まず、この時期の都のスポーツ振興行政の動向を都行政全般の動きを踏まえて概観する。なお、都のスポーツ振興行政は2004年度以降、重点政策化への方向に進み、この前後で性格が異なるため、重点政策化前(概ね2003年度まで)と以後に大きく

分類して明らかにすることとする。

1999年4月の都知事選挙では、石原慎太郎氏（無所属）が166,4558票を獲得し、2位以下に80万票以上の大差をつけ、第14代東京都知事に就任した。都民からの強いリーダーシップへの期待が高まる中、「東京から日本を変える」をキャッチフレーズに、既成概念にとらわれない政策を打ち出して支持を集め、銀行への法人事業税に対する外形標準課税やディーゼル車NO作戦など活発な動きを見せた<sup>38</sup>。しかし、1期目の石原都知事の施策において、スポーツ振興が重点的に取り上げられることはなく、東京都のスポーツ振興行政は、政治改革、行政改革の流れを汲みながら、国のスポーツ行政に方向づけられて進められたといえる。

この時期、都行政全体としては、国の政治改革、行政改革、地方分権改革に平行もしくは先行する形で都政改革が進んだ。地方分権については、1998年7月に「東京都地方分権推進計画大綱」、1999年7月に「第一次東京都地方分権推進計画」、「2000年8月に第二次東京都地方分権推進計画」をそれぞれ策定し、全庁的な方針を定めた。また、官民の役割分担、民間能力の活用については、2000年12月に「都庁改革アクションプラン」、2003年11月に「第二次都庁改革アクションプラン」を策定し、監理団体改革、民間活力の活用などに重点を置いた。このうちスポーツ振興行政に関連するものとしては、監理団体改革<sup>39</sup>、ネーミング・ライツの導入、PFI事業の実施、指定管理者制度の導入などがある。

監理団体改革は、東京都の行財政改革の最重要課題の一つとして推進され、団体の設立趣旨にまで遡った見直しにより、廃止、統合、監理団体の指定解除<sup>40</sup>を行ったものである。スポーツ振興に関わる団体については、東京都体育協会が2004年4月に報告団体に移行したため、財団法人東京都生涯学習文化財団（2007年4月より財団法人東京都スポーツ文化事業団に名称変更）と株式会社東京スタジアムの2団体となった。このうち株式会社東京スタジアムは、2001年11月に公共施設としては日本初となるネーミング・ライツの導入を発表し、2002年11月に味の素株式会社と基本合意した。これにより、2003年3月よりメインスタジアムを「AJINOMOTO STADIUM」、セカンドフィールドを「アミノバイタルフィールド」に名称変更し、経営の長期的安定を図っている<sup>41</sup>。

PFI事業の実施については、東京都教育委員会は、区部ユースプラザのPFI事業実施方針を2001年4月、多摩地区ユースプラザのPFI事業実施方針を2002年7月に発表した。このうち、区部ユースプラザのPFI事業は、夢の島体育館（当時）の一部改修や新施設建設により新たな青少年社会教育施設を整備するものであり、都民利用施設として初めてのPFI事業として、2004年3月に「BumB 東京スポーツ文化館」として開館している。

指定管理者制度の導入については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、2006年度からの本格導入に向け、2005年の第一定例議会で関連条例の改正が行われた。東京都教育委員会は、東京都体育施設4カ所（駒沢オリンピック公園総合運動場、東京体育館、東京武道館、東京辰巳国際水泳場）について、財団法人東京都生涯学習文化財団に管理委託を行っていたが、これらについて指定管理者制度を導入することとなった。

実際には、駒沢オリンピック公園総合運動場については、生涯学習文化財団（2007年度より「東京都スポーツ文化事業団」、以下同じ。）が指定管理者の特命を受け、東京体育館、東京武道館については、財団法人東京都生涯学習文化財団グループ<sup>42</sup>が指定された。当グループは代表団体である生涯学習文化財団に民間企業を構成団体としているが、株式会社

のサントリー、ティップネスなどが参入しており、民間のノウハウを活かすという趣旨は活かされていると言えるだろう。また、東京辰巳国際水泳場については、日本管財・コナミスポーツグループ<sup>43</sup>が指定されており、水泳業界大手の実績を活かしたサービスが行われている<sup>44</sup>。

## 第2項 近年の東京都のスポーツ振興行政組織

東京都のスポーツ振興行政は、2007年4月の組織改正まで、基本的に教育委員会で所管されてきた<sup>45</sup>。これは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」とする。）」第23条に、教育委員会がスポーツに関する事務を処理することを規定しているからである。

東京都教育委員会の事務局である教育庁のうち、1999年から2004年のスポーツ振興の行政組織は次のとおりである。1999年から2001年までは、教育庁には、総務部・学務部・施設部・人事部・福利厚生部・指導部・生涯学習部・体育部の8部があり、体育・スポーツに関することは体育部で所管されていた。体育部はスポーツ振興課・保健給食課・体育健康指導課の3課体制であり、スポーツ振興課は社会体育に関する事務、保健給食課は学校給食・学校保健や教職員の健康管理に関すること、体育健康指導課は学校の体育の指導・学校体育に関する指導事務を主な所掌事務としていた。なお、これは2001年に文部省から改組された文部科学省の組織と類似しており<sup>46</sup>、文部省体育局及び改組後の文部科学省青少年・スポーツ局が体育・スポーツに関する主務組織であるのと同じように、東京都では、教育庁体育部が主務組織であったといえる（表1-1<sup>47</sup>）。

この組織体制が大きく変更されたのは2002年である（表1-2<sup>48</sup>）。教育庁は2002年4月の組織改正で、それまでの8部体制を整理・合理化し、総務部・学務部・人事部・福利厚生部・指導部・生涯学習スポーツ部の6部体制となった。この組織改正の骨子は、生活文化局と教育庁生涯学習部で2局化していた文化行政を生活文化局へ一元化したことと、社会教育、社会体育と学校教育に関わる部分を明確に分離したことである<sup>49</sup>。これにより、学校体育の部分は指導部の指導企画課で、社会体育の部分は生涯学習スポーツ部のスポーツ振興課でそれぞれ扱うことになり、部を隔てることとなった。

このことは、スポーツ振興行政は依然、教育庁内で所管されるとはいえ、教育庁の組織体制・組織運営実態を踏まえると、学校体育と学校体育以外のスポーツ行政の実際上の分離を意味し、注目に値する。なぜなら、教育庁では教育長・次長（理事級）・理事（理事級）に総務部長を加えた上層部を4役とし、その4役を対象にした説明「4役レク」により、教育庁としての方針が確定されるのが慣例である。その際、「4役レク」は各部部长の意向を踏まえ、各課ごとに説明を行うことが一般的であり、部をまたいだ複数課が一つの事業について一緒に説明を行うことは極めて少ない。このことが、部を隔てた調整が仮に不十分でも個別の施策としては一定の妥当性を持ち、進行されるという可能性を内包するからである<sup>50</sup>。

### 第3項 重点政策化前のスポーツ振興行政の特徴

第1項で概説したとおり、重点政策化するまでの東京都のスポーツ振興行政は、政治改革、行政改革の流れを汲みながら、国のスポーツ振興行政に方向づけられて進められてきたと言える。そして、既述のとおり、スポーツ行政組織は、社会体育と学校体育の実際上の分離こそあったものの、スポーツ政策が前面に出たものではなく、付随して整理されたとみなすべきものである。このような中、国のスポーツ振興基本計画を参酌する形で策定された「東京スポーツビジョン<sup>51</sup>（以下、本項において「ビジョン」とする。）」も都行政全般に影響を与えるものではなかった。しかしながら、国と同様、スポーツ振興法に規定されたスポーツ振興計画を策定したことは、東京都のスポーツ振興行政においては大きな出来事であるので、本項では、「ビジョン」の成立過程と内容を検討し、この時期の東京都のスポーツ振興行政の特徴を示すこととする。

東京都スポーツ振興審議会（第19期）は、「ビジョン」の策定に向けて審議を行い、2001年7月11日に建議書を提出した。翌7月12日の東京都教育委員会定例会では、事務局（教育庁桜井体育部長）より、「建議の内容を踏まえて年内、できれば10月ごろを目処に、都におけるスポーツ振興の基本計画となる『東京スポーツビジョン』を策定する予定でございます<sup>52</sup>。」という報告が行われた。実際には年内の策定はなく、審議会の事務局であるスポーツ振興課が体育局から生涯学習スポーツ部に改組された後の2002年7月、東京都教育委員会は、「ビジョン」を策定した。

「ビジョン」は、第19期東京都スポーツ振興審議会の建議「いきいき・はつらつ・スポーツ都市東京をめざして」を受け、スポーツ振興法に基づき都が策定したスポーツ振興の基本計画であり、市区町村が本計画を参考に、それぞれのスポーツ振興の基本計画を策定することを期待するものである。計画期間は、2013年の東京での国体開催年までの12年間であり、この基本計画に基づき、都はスポーツ振興の具体的な計画をつくらしている。

「ビジョン」は、国の基本計画の策定を契機に策定しており、その内容も国の基本計画を参酌し、基本的な方向性は類似しているが、構成や位置づけにおいては、異なった特徴も見受けられる。

まず、国の「スポーツ振興基本計画」の特徴としては、「成人の週1回のスポーツ実施率が50%となること」、「オリンピックのメダル獲得率を倍増させ3.5%となること」などといった具体的な数値目標を設定し、今後10年間の具体的施策展開を明示していることが挙げられる。そして、政策目標の柱を「生涯スポーツ社会の実現」「国際競技力の向上」「生涯スポーツ、競技スポーツ、学校体育・スポーツの連携」の3つとしているが、これは文部省体育局の体育課・競技スポーツ課・生涯スポーツ課の3課の分掌と同じ枠組みで整理されていると考えられる。

これに対して、「ビジョン」は、将来に向けた東京のスポーツ振興の在り方を展望したもので、基本的な考え方や施策の方向性の明示を主とし、具体的な施策は別途、作成していくものとしている。

都は、都行政の責務を、将来に向けて東京の活力を維持するため、都民が個人の主体的な判断のもとで積極的に地域活動に参加する社会をつくることとしている<sup>53</sup>。この前提に基づき、「ビジョン」ではスポーツ振興の基本理念を「生涯スポーツ社会の実現」とし、そ

の施策展開に3つの視点を与えている。3つの視点は、新しい公共の創出、地域の教育力の再構築、区市町村との役割分担と協働となっており、これは地方分権の進展や、東京の活力低下と地域の教育機能の低下への懸念に対応したものとなっている。

基本理念を「生涯スポーツ社会の実現」に1本化して提示したことには、いくつかの理由がある。まずは、2002年4月の都教委の組織改正である。「ビジョン」では、生涯学習の観点を中心に置き、学校との関わりについては各事項の中で言及する形としているが、これは、組織改正により学校教育と学校教育以外の所管を明確に分離した影響によるものである。次に「競技力の向上」という視点を重視していないことが挙げられる。これは、いわゆる国や会社のイメージアップというものに比べ、例えば国体優勝のために税金を使うことに都民の納得が得られるか、などという財政当局側の反論に明確な価値を示せないからである<sup>54</sup>。更に、国の「スポーツ振興基本計画」に比較して、地域の教育力の再構築など、スポーツと教育を密接に結びつけているところに特徴がある。これは、「ビジョン」策定当時のスポーツ振興行政が、教育委員会内のみで完結しているという実態と、スポーツ振興だけの予算確保の困難さを踏まえ、地域の教育、生涯学習と連携することが施策実現のための現実的対応であるという実態を表している。

なお、国の「スポーツ振興基本計画」では、1995年にモデル事業として開始された「総合型地域スポーツクラブ」の育成に重点が置かれているが、「ビジョン」では「地域スポーツクラブ」という語が使われている。これは、将来的には文科省が定義しているような、他種目、他世代の総合型地域スポーツクラブが理想型であっても当面は単一型も含めて支援していく<sup>55</sup>、という趣旨であり、都内のスポーツクラブの殆どが単一型である実態を踏まえた、妥当性のあるものだといえる。

重点政策として取り上げられる前までのスポーツ振興行政の特徴は、以上のとおりであり、基本的に国の政治改革・行政改革を踏まえた都行政全般の動向と、国のスポーツ振興行政の動向に追随するものであったと言える。スポーツの公共性や多様な価値が全庁的な議論になることはなく<sup>56</sup>、あくまで教育委員会の所掌事務の範囲内で施策が実行されてきた。

### 第3節 都におけるスポーツ政策の新たな展開

第2節では、重点政策化前(概ね2003年度まで)における都のスポーツ振興行政を分析・検討し、この時期の都のスポーツ振興行政は、概ね都行政の改革動向と国のスポーツ振興行政の動向に追随するものであったことを明らかにした。本節では、2004年度以降、スポーツ振興が重点政策化されていった諸相を明らかにする。

#### 第1項 石原都知事のスポーツ政策重点化への判断

2003年4月の都知事選挙は、現職の石原慎太郎氏(無所属)が前回得票数の2倍近い

3,087,190 票を獲得し、2 位以下に圧倒的大差をつけて再選を決めた。対立候補を立てて戦った民主党自ら「石原知事の一期の実績は他の知事の二期に相当」と認めるように、強い政治力と実行力を求めた有権者にとって、対立候補が石原氏の実績を上回る魅力を示すことはできなかった<sup>57</sup>。

第二期の石原都政においても、2003 年度中はスポーツ振興が重点政策に取り上げられることはなかったといえる<sup>58</sup>。「スポーツ」が都政で大きな意味をもってくるのは、2004 年度に入ってからである。2004 年 6 月 6 日、アテネ 2004 オリンピック聖火リレーが羽田空港から都庁都民広場へ運ばれ、石原知事は、最終ランナーの福原愛選手とともに特設の聖火台に点火を行った。そしてこの約 3 ヶ月の 2004 年 9 月 3 日、石原都知事の定例会見で東京大都市マラソンの実施を目指すことが発表された。

エリートランナーだけでなく一般ランナーも参加でき、3 万人が都心部の観光名所を巡って走るアジア最大のマラソン大会を 2005 年度中に実施するというものであり、大会目的をスポーツ振興、観光振興、地域振興の 3 点に置いた。東京大都市マラソンのきっかけの一つは、小出義雄監督と石原都知事との会談であるともされるが<sup>59</sup>、1 期目の政策が定着し、新たな政策が求められる時期において、スポーツイベントを通じて東京都の活性化を図るという知事の発案は都民にも解りやすく、政治的にも時機を得たものであったと考えられる。なお、東京大都市マラソンの実施にあたっては、大規模な交通規制や既存のマラソン大会との整理をはじめとする様々な課題があるため、2004 年 12 月には開催時期を 1 年間遅らせて 2006 年度中とし、都と財団法人日本陸上競技連盟とで「東京大都市マラソン開催準備委員会（仮称）」を設置し、取組んでいくことになった。

2005 年になると、都民からの圧倒的な支持率を誇る石原都知事にも政治的に厳しい時期がおとずれた。2005 年当初の都政新報の社説には次のような言及がある。

この 4 月で 2 期目の折り返しを迎えるが、1 期目こそ羽田空港の再拡張や三環状道路の整備、ディーゼル車の排ガス規制など、先鋭的な施策を矢継ぎ早に打ち出して都政は輝いていた。ところが、この 2 年間はどうか。治安対策や将来に大きなリスクを残す新銀行東京の設立を除けば、1 期目に打ち出した施策のフォローをしているだけである。…（中略）…横田基地の軍民共用化などでは、1 期目に仕込んだ施策の苗が形になりつつあるため、安定期に入ったという見方もできるが、実態は施策のネタ切れである<sup>60</sup>。

加えて、社会福祉総合学院の問題に関する浜渦武生副知事の答弁をめぐり、都議会は 2005 年 3 月 16 日、地方自治法第 100 条に基づく百条委員会を 35 年ぶりに設置した。議会として不正の有無を調査することになり、浜渦副知事の証人喚問も含め、約 2 ヶ月にわたって都政が混乱した。多くの都職員も側近政治によって職員の士気が著しく低下したことが浮き彫りにされ<sup>61</sup>、石原知事は、浜渦副知事の更迭などを行って事態の收拾を図った。

石原都知事は、その後の 2005 年第 3 回定例都議会の所信表明で「成熟した都市の姿を世界に示し、改めて日本の存在をアピールする絶好の機会になる」としてオリンピックの招致を正式に表明したが、これは閉塞状況の打開を企図した、重要な政治方策であったことが推察できる。

ただし、ここで石原都知事のオリンピックやスポーツに対する姿勢を政治パフォーマンスとして短絡的に捉えるべきではないことには留意が必要である。実際、1964年の東京オリンピックの開催中に、新聞各紙では当時活躍中の作家のエッセイを掲載しているが、作家としての石原慎太郎氏は、開閉会式やマラソンのアベベ選手、女子バレーボールの大松監督に関するエッセイを寄せている<sup>62</sup>。これらについて真田(2008)は、「民族意識よりも大切な、真の感動、人間的感動をオリンピックは与えてくれることを作家、石原慎太郎は強調して」おり、真の感動を得るための手ほどき(競技観戦の仕方)についても、「これほどの冴えた目でオリンピックを見つめた人はそういないのでは、とうなされてしまう<sup>63</sup>」と評している。したがって、「21世紀の東京五輪では、単なる国際的なスポーツ大会の枠を超えて膨大な都市施設のストックを有効に活用するとともに、我が国の高度な技術力や多様な歴史文化の蓄積とスポーツとを組み合わせ、日本ならではのまったく新しい価値観を提示することができるはずであります<sup>64</sup>。」という2005年第3回定例都議会での知事所信表明は、まさにスポーツの枠を超えた現代社会への挑戦と捉えることもできよう。

2016年の東京オリンピック招致活動は、このような石原都知事の政治判断により実施されたものであるが、これはそのまま、2007年4月の都知事選挙の重要な争点ともなった。現職の石原慎太郎氏(無所属)は、「オリンピックが日本にとって非常に貴重なものになる。一緒に夢を見よう。」と訴えたのに対し、最大の対立候補の前宮城県知事の浅野四郎氏は、石原氏のオリンピック招致計画を批判し、計画にかかる費用を低所得者への支援や、東京で頻発する地震の予防策へまわすべきだと主張した<sup>65</sup>。結果として、石原氏が2,811,486票を獲得し、次点の浅野氏(1,693,323票を獲得)らに100万票以上の大差をつけて三選を決めた。この選挙結果は、東京オリンピック招致を含めた石原都知事の公約が都民に支持されたことを示しており、これにより東京都は、東京オリンピック招致を中心としたスポーツ振興政策を最重点施策に位置づけていくことになったのである。

## 第2項 スポーツ政策の重点事業化

佐々木によると、都政の政策形成におけるパターンは、「事業系局からの積み上げ方式」「官房系局からの準トップダウン方式」「知事主導によるトップダウン方式」の3つに大きく類型化できる。都政の骨格に関わる問題、知事の政治公約に関わる問題についてどの方式を採るかは、知事の政策運営の方法により異なるが、石原都政(第1期)は典型的な「知事主導によるトップダウン方式」である<sup>66</sup>。石原都政は3期に渡っており、現在は、毎週金曜日に知事、副知事、関係局長による定例協議会が開かれる<sup>67</sup>など、典型的な「知事主導によるトップダウン方式」とは言い切れない部分もあるが、依然、強力なリーダーシップを持って都政運営を行っていることは間違いない。

具体的に、石原都政における政策形成については、2002年7月に知事決定で定められた「重要施策についての基本方針」が基底になっている。基本方針によると、まず、中長期的視点に立ち、首都東京を再生し、都民の安心・安全を確保するための都政の課題と取り

組むべき方向を明らかにした施策が、「重要施策」として策定される。そして、「重要施策」を実現するために真に優先度の高い事業が、各局局長級で構成される政策会議での議論の上、「重点事業」として選定される。重点事業に選定されると、予算と人員等が優先的に措置され、予算の要求に当たっては、いわゆるシーリング<sup>68</sup>の枠外となる。

一方、重要施策・重点事業に選定されない、多くの日常業務や既存の政策に関する小さな変更などは、予算査定において厳しいシーリングの対象となる。つまり、重要施策、重点施策に選定されるか否かが、東京都の行政における当該分野・事業の位置づけに大きな意味を持つことになるのである。

既に第1項で述べたとおり、2003年度までスポーツ分野が重要施策・重点事業に選定されることはなかったが、2004年以降、急速に重点化されることになった。主な経過は次のとおりである。

スポーツ分野が初めて重点事業に位置づけられたのは、「平成17年度重点事業」である。2002年11月に策定された「重要施策」は、2004年11月に策定の「平成17年度重点事業」においても継続された。したがって、「重要施策」である「7つの戦略的取組」の枠組みも維持されたが、2004年9月に東京大都市マラソンの開催を目指すことが発表されたため、「東京大都市マラソンの開催に向けた取組」が重点事業に選定されることになった。なお、「東京大都市マラソンの開催に向けた取組」は、「東京の特性を活かした産業力の強化」の一環としての観光政策という位置づけであり、「世界に向けて観光都市東京をアピールするとともに、スポーツ振興や地域活性化の契機とすること」を目的とした。このため、「スポーツ」よりも「観光イベント」として捉えられている側面があるといえるが、2005年度の事業費として、教育庁、知事本局及び産業労働局の3関係局で1億円が措置され、重点事業として実施されることとなった。

2005年12月22日、都はこれまでの重要施策・重点事業の成果を踏まえるとともに、都を取り巻く社会経済環境の変化に的確に対応するため、新たに7つの重要施策を定めた。そして、その実現に向け、3か年のアクションプランとして「平成18年度重点事業」を策定し、毎年度検証を経て改定していくとした。スポーツ分野については、「重要施策7 日本の将来を見据え、東京からメッセージを発信」の実現のため、「21世紀の東京オリンピック招致に向けた都民運動の展開」として5億円の事業費が見積もられた。

続いて2006年11月30日には、「平成19年度重点事業」が発表され、24の事業のうち、「オリンピック招致の推進」として、オリンピック招致、東京マラソン、東京国体開催への取組などスポーツ振興事業を網羅する形で、15億円の事業費が見積もられた。

このように、スポーツ分野は重点事業の中で毎年、事業規模を拡大させてきたが、2006年12月に発表された「10年後の東京」計画では更に都政における位置づけが大きくなった。この「10年後の東京」計画は、10年後の2016年東京オリンピック開催を想定し、東京の目指すべき姿とそれに向けた政策展開を示す「都市戦略」として策定された。行政計画としては、2000年12月に発表された「東京構想2000」以来の長期計画にあたり、10年後に向けた8つの目標が示されている。この目標の1つが「8. スポーツを通じて次代を担う子どもたちに夢を与える」であり、都市戦略の一つとして明確にスポーツ分野が位置づけられた。そして、「10年後の東京」計画を実現する具体的な3年間の計画として、2007年12月に『10年後の東京』への実行プログラムが策定され、「オリンピック・国体に

繋げるスポーツの振興」で3カ年事業費218億円、「都民・国民全体で盛り上げるオリンピックムーブメント」で3カ年事業費56億円が見積もられた。

以上のとおり、スポーツ分野は2004年度以降、都政で急速に重点化され、現在では最重要施策の1つに位置づけられている。特に、事業費の大幅な拡大とともに、都市戦略の一つにスポーツ分野が明確に位置づけられたことの意義は大きい。平成17年度重点事業ではスポーツ振興は観光分野の枠組みでの重点化であったが、現在では、スポーツ分野として一つの枠組みとなっており、加えて、環境分野の校庭の芝生化、観光分野の文化の創造・発信などの事業も、それぞれの枠組みでオリンピックやスポーツと関連して展開されている。

このような都政の動向に平行する形で、2008年7月、「東京スポーツビジョン」を全面改定した「東京都スポーツ振興基本計画」が策定された。「東京都スポーツ振興基本計画」は、「10年後の東京」計画の各施策との連携を重視しており、都のスポーツ振興を都市戦略に明確に位置づけている点で、今後の都のスポーツ振興行政に大きな影響を与えることが想定されるため、第2章において改めて検討する。

### 第3項 スポーツ振興行政組織の体制強化

第2項では都政におけるスポーツ政策の重点化について概観したが、政策の重点化を実質的に担保するためには、行政組織においても改正や拡充が重要になってくる。東京都の体育・スポーツ行政は、第2節第2項で既に述べたとおり、基本的に教育庁で執行していたが、政策の重点化に平行し、あるいは前後する形で、近年大きな組織改正が行われた。そこで本項では、スポーツ政策の重点化に伴う行政組織の体制強化の実際について整理することとする。

近年の組織改正で最大のものは、スポーツ振興行政の知事部局への移管である。地教行法は「スポーツに関すること」を教育委員会の権限と定めているが、2007年4月1日より、地方自治法第180条の7の規定に基づき、知事の補助機関である生活文化スポーツ局長に委任された。

このスポーツ事業移管は、2016年の東京オリンピック招致を目指して、スポーツ振興を文化や観光などとも密接に連携させ都全体で一体的に進めていくためである。具体的には、スポーツ振興の基盤となる事業を所管する部分を生活文化スポーツ局が所管し、オリンピック招致本部がオリンピック招致を、区市町村との調整の円滑化や区市町村の振興の視点から総務局が国体準備を所管し、副知事のもとで連携していくこととなった<sup>69</sup>。

この組織改正は、知事の強い意向があつてのものではあるが、2003年の中央教育審議会答申でも、スポーツ、生涯学習支援に関する事務は、地方自治体の判断によって、首長が担当することをできるようにすることが適当であるとされており、この流れを汲んだものとも言える<sup>70</sup>。

なお、2008年4月1日には、地教行法が一部改正され、同法第24条の2で、教育に関する事務のうち、「スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）」は、

教育委員会ではなく知事部局で担当することが可能となった。このため、例えば東京都スポーツ振興審議会は、教育委員会の附属機関から、知事の附属機関になるなどの変更が行われるなど、規程整備を行うこととなった<sup>71</sup>。しかし、内容的には2007年4月1日の組織改正を踏襲したものであり、実態上の大きな変更はない。

東京都のスポーツ行政機構の概要は以上のとおりであるが、次に個別の組織・制度について概説する(表1-3<sup>72</sup>)。

まず、第1に生活文化スポーツ局スポーツ振興部である。東京都のスポーツ振興の基盤となる組織であり、2008年度はスポーツ計画課・スポーツ事業課の2課制である。教育委員会のスポーツ振興課が所管していた業務である、スポーツ及びレクリエーション事業の実施、地域スポーツクラブの育成・支援、体育施設の維持管理等を所管している。また、東京都スポーツ振興審議会の事務局、東京都の監理団体である財団法人東京都スポーツ文化事業団の所管もスポーツ振興部が行う。所管の最大イベントは東京マラソンであり、2007年度はオリンピック招致本部で所管されたが、2008年度よりスポーツ振興部内に東京マラソン組織委員会(会長:河野洋平)の事務局である、東京マラソン事務局が置かれている。

第2にオリンピック招致である。都知事のオリンピック招致表明後すぐの2005年10月、知事本局に「東京オリンピック準備担当」が発足した。2006年4月には知事本局所属の本庁行政機関として「東京オリンピック招致本部」が設置され、オリンピック立候補都市選定を契機に、2008年7月より「東京オリンピック・パラリンピック招致本部」に名称変更された。組織は企画部(総務課・事業調整課)、招致本部(計画調整課・競技計画課・運営計画課・施設計画課)の2部6課制であり、特定非営利活動法人東京オリンピック・パラリンピック招致委員会とともに2016年のオリンピック招致の調整・計画を行っている。

第3に国民体育大会の準備である。2006年度まで教育庁生涯学習スポーツ部内で国体準備を所管していたが、2007年度に総務局に国体推進部が設置され、2008年度からは「国体・障害者スポーツ大会推進部」に組織改正された。組織は企画課・競技課の2課体制であり、2013年に東京都で開催される第68回国民体育大会及び第13回全国障害者スポーツ大会の開催準備を進めている。東京都は、2013年開催の国民体育大会が多摩・島嶼地域の活性化を含めた区市町村の振興と密接に関わることから総務局内に同部を設置したとしている。スポーツ行政の観点からは不自然にも見えるが、2008年に開催した大分県をはじめ、2012年までの開催予定県は全て知事部局内に設置されており<sup>73</sup>、国体が開催の都道府県にとって一定の位置づけがあることに鑑みると、一般的な組織改正であると考えられる。

第4に基金の創設がある。基金とは、特定の目的のため財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために、条例により設置することができるものである。2007年度末時点で、都にはスポーツに関連する「東京オリンピック開催準備基金<sup>74</sup>」と「スポーツ・文化振興交流基金<sup>75</sup>」を含めて全部で17の基金があり、合計残高は24,006億円となっている。「東京オリンピック開催準備基金」は、オリンピックの開催準備及び投資効果が次代のレガシー(遺産)へとつながる社会資本等の整備に充てるための基金で、2007年度末時点の基金残高は2,014億円となっている。「スポーツ・文化振興交流基金」は、スポーツ・文化の振興、スポーツ・文化を通じた子どもたちの国際交流や五輪文化プログラム等の支援のための基金で、2007年度末時点の基金残高は201億円となっている。

なお、国のスポーツ振興基金は、競技スポーツの振興、特に日本の競技水準の向上を企

図し、約 294 億円を原資にその運用益等で助成金の交付を行っている。都の基金は、国のスポーツ振興基金に比べ、金額も多く、かつ社会資本等を含めた幅広い目的で積み立てており、名称は同じ基金であるが、その関係性について考慮する必要はないと思われる。

第 5 に懇談会等の設置である。東京マラソン、オリンピック招致をはじめ、スポーツ関連の施策については、知事の発案を実際に施策に反映させる前に懇談会、協議会等で検討を行うケースが多い。具体的には、「東京大都市マラソン開催準備委員会」（2005 年 2 月設置）、「東京オリンピック基本構想懇談会」（2005 年 10 月設置）、「トップアスリート養成校基本構想懇談会」（2007 年 1 月設置）などが設置され、関係団体や学識経験者、有識者による意見交換が行われている。これらは、スポーツ振興審議会のように法令で位置づけられたものではないが、一定の役割を果たしている。例えば、トップアスリート養成校は懇談会での検討結果も踏まえ、実施を断念しており、知事の施策判断の一助となっている。また、「大都市マラソン開催準備委員会」では、財団法人日本陸上競技連盟と東京都の間での具体的な調整が行われ、東京マラソンの成功に結びついている。

---

<sup>1</sup> 「行政改革会議最終報告（平成 9 年 12 月 3 日）」

<sup>2</sup> 西尾(2001)p. 91

<sup>3</sup> 川崎(2006)p. 21

<sup>4</sup> 「国と都道府県と市町村の間の関係を改善して自治体による自己決定・自己責任の領域を拡充する方策」のこと。西尾(2001)p. 93

<sup>5</sup> 「自治体が所管している事務事業の執行方法や執行体制に対する国による枠づけ、拘束、干渉、介入等を縮小廃止することによって、自治体の判断と責任において事務事業の執行方法や執行体制を選択することができる裁量領域を拡大する方策」のこと。（西尾, 2001, p. 93）

<sup>6</sup> 西尾(2001)pp. 92-94.

<sup>7</sup> 中村(1999)p. 61

<sup>8</sup> 中村(2006)p. 244

<sup>9</sup> 谷塚(2008)p. 64

<sup>10</sup> 「特定非営利活動促進法」（平成 10 年 3 月 25 日法律第 7 号）

<sup>11</sup> 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）

<sup>12</sup> 「地方自治法」（昭和 23 年 4 月 27 日法律第 67 号）の一部改正（2003. 9. 2 施行）により導入された制度

<sup>13</sup> 日本体育・学校健康センター編(2002)pp. 40-41.

<sup>14</sup> 中村(2006)p. 203

<sup>15</sup> 菊(2006)pp. 96-102.

<sup>16</sup> 中村(2006)p. 203

<sup>17</sup> 関(1997)p. 478

<sup>18</sup> 日本体育・学校健康センター編(2002)pp. 15-23.

<sup>19</sup> 日本体育・学校健康センター編(2002)p. 30

<sup>20</sup> 菊(2006)p. 103

<sup>21</sup> 文部省保健体育審議会, 1997, 答申「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」の答申の特色より

<sup>22</sup> 内海(2005)p. 178

<sup>23</sup> 内海(2005)p. 177

<sup>24</sup> 中村(2006)p. 235

<sup>25</sup> 日本体育・学校健康センター編(2002)pp. 37-42.

<sup>26</sup> 内海(2005)pp. 179-180.

<sup>27</sup> 中村(2006)pp. 222-227.

<sup>28</sup> 日本体育・学校健康センター編(2002)pp. 40-41.

平成 10. 2. 3 参議院文教・科学委員会での上山和人議員(社民)の質問「今だからこそ、こういう法案の準備をしなくちゃならないような我が国の財政事情だからこそ、しかも日本の青少年の現状を見ながら、今こそスポーツ振興法の第 4 条が規定するスポーツ振興の基本計画を策定することが文部大臣に求められているんじゃないでしょうか。その準備、その構想はこの法案審議と平行して真剣に続けられるべきだと思うんですけども、経過と現状をちょっとご説明いただきたい。」に対し、町村信孝文部大臣は、「昨年の 9 月にも保健体育審議会の答申で、学校体育、生涯スポーツ、競技スポーツ、各般にわたってのご提言をいただき、私どもは今それに沿って各般の振興施策を進めているところでございます。ただ、特に今の状況、なかなかこの財源の制約というのが大きいございまして、画期的な施策も打ち出せないでいるという悩みがあることは率直に申し上げてもよろしいかと思えますし、そんな形で今日まで推移してきたと。今回の法案がもし成立をいたしますれば、より本格的なスポーツ振興政策というものもこれから積極的に打ち出していくことができるのではないだろうか、このように考えているところであります。」と答弁している。

<sup>29</sup> 「スポーツ振興基本計画の在り方について(諮問)」における、文部大臣諮問理由説明の体育局長補足説明、文部省(1999)文体体第 40 号

<sup>30</sup> 文部省(1999)文体体第 40 号

<sup>31</sup> 文部省保健体育審議会(2000)答申「スポーツ振興基本計画の在り方について-豊かなスポーツ環境を目指して-

<sup>32</sup> 塩野(2005)p. 195

<sup>33</sup> 川口、西田(1961)p. 34

<sup>34</sup> 川口、西田(1961)p. 35

<sup>35</sup> 佐伯(2006a)p. 43

<sup>36</sup> 成瀬(2008)p. 60

<sup>37</sup> 成瀬(2008)pp. 60-61.

<sup>38</sup> 佐々木(2003)pp. 15-16.

<sup>39</sup> 東京都報道発表資料(2004年9月15日,総務局)

(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2004/09/20e9f400.htm>) なお、監理団体とは、「都が出資・出せん(株式会社については 25%以上)を行っており、かつ継続的な財政支出、人的支援を行っている団体」、「都からの財政支出、人的支援が大きいなど特に指導監督が必要な団体」として都が指定しているものである。

<sup>40</sup> 監理団体の指定解除: 指定解除とは、団体の自立的経営が進展したことにより、都からの財政支出や人的支援がなくなるなど、全庁的に関与する必要性の薄れた団体について、監理団体の指定を解除し、都の関与の程度を整理するものである。(東京都報道発表資料, 同上)

<sup>41</sup> 株式会社東京スタジアム HP (<http://www.ajinomotostadium.com/news/cont.html?item=10009>)

<sup>42</sup> グループの構成は以下のとおり。

東京体育館: 生涯学習文化財団(代表)、サントリー株式会社、株式会社ティップネス、株式会社オーエンス

東京武道館: 生涯学習文化財団(代表)、株式会社ティップネス、東洋実業株式会社

<sup>43</sup> グループは日本管財株式会社(代表)、コナミスポーツ株式会社

<sup>44</sup> 例えば、五輪メダリストふれあい水泳教室、アクアサーカスへのチャレンジなど。(東京辰巳国際水泳場 HP: <http://www.tatsumi-swim.com/index.php> より)

<sup>45</sup> 過去には、1964年の東京オリンピック開催に向けて、知事部局にオリンピック準備局が設立された経緯などもある。

<sup>46</sup> 文部科学省への改組前の文部省体育局は、体育課、生涯スポーツ課、競技スポーツ課、学校健康教育課の 4 課構成であった。なお、改組後の文部科学省スポーツ・青少年局は、企画・体育課、生涯スポーツ課、競技スポーツ課、学校健康教育課、青少年課の 5 課及び参事官 2 人により構成され、現在に至っている。

<sup>47</sup> 表 1-1 については、「図表一覧」参照。

<sup>48</sup> 表 1-2 については、「図表一覧」参照。

<sup>49</sup> 東京都スポーツ振興審議会（第 20 期）第 1 回議事録（2003 年 1 月 28 日），p. 9, p. 10

<sup>50</sup> 2008 年 1 月 4 日、石原知事の職員への新年あいさつでも次のような指摘があった。「申し上げたいのはね、オリンピックやってきて感じたんだけど、だめだね、都庁はまた。ほんとにライン化しちゃった。隣の課、隣の局がやっていること、何で関心があったらうちはこれやっているけど関係あるんじゃないですか、話をしてもらいたいね。ちょっと気がつけばできることをみんな知らん顔している。そういう点ではね、また硬直してきたな。新しいオリンピックみたいなことを抱えるとね、そういった関心の度合いは個人で違うでしょうけど、自分はこの仕事預かっているけど、ちょっと関係があるな、こうやったらためになるな。無駄なことを 2 回も 3 回もやっている。一緒に重ねるともっと効果があるのに、なぜか 3 つまたいだ部と一緒にやりましようっていう、そういうアイデアが出てこない。これはやっぱり怠慢ですよ。」

<sup>51</sup> 東京都スポーツ振興基本計画「東京スポーツビジョン」平成 14 年 7 月東京都教育委員会

<sup>52</sup> 平成 13 年第 12 回東京都教育委員会定例会（2001 年 7 月 12 日）における桜井武男体育局長の発言。

<sup>53</sup> 「東京スポーツビジョン」（2002）p. 9

<sup>54</sup> 平成 13 年第 12 回東京都教育委員会定例会（2001 年 7 月 12 日）における横山洋吉教育長の発言。

<sup>55</sup> 東京都スポーツ振興審議会（第 20 期）第 1 回議事録（2003 年 1 月 28 日）における川島スポーツ振興課長の説明より。

<sup>56</sup> 平成 13 年第 12 回東京都教育委員会定例会（2001 年 7 月 12 日）における横山洋吉教育長発言「スポーツというのは、教育委員会の中ではいろいろな真摯な議論がなされていても、オール都庁として真摯な議論がなされるという風土がないですね。これがオール都庁でしたら、それは所詮、趣味の世界じゃないかと、そういう方向にいつてしまうのです。だから、この種の話に財源をつけるというのは非常に難しいです。本質的には自分たちが金を出し合って活動するのがクラブであり、まさに自らの体力の向上、それは自分のものだと考えてしまうんです。結果的に、オールニッポンとして考えて、それがいいんだという方向には議論があまりいかないんです。文部科学省のスポーツ・青少年局というのは、そのようないろいろな議論をする中で、財源的に、サッカーくじとか、そのような方向に財源を求めるということになってしまいうんですね。」

<sup>57</sup> 都政新報 4927 号（2003 年 4 月 15 日付）

<sup>58</sup> 例えば、2004 年 3 月 16 日予算特別委員会の石原知事の答弁も、次のとおり、極めて一般的なものであった。「スポーツは、人間本来の身体的、精神的欲求にこたえるものでありまして…（中略）…こうした観点から、都民のだれもがそれぞれの年齢や技術、興味、目的に応じてスポーツを楽しむことができる社会を目指して、幅広い観点から、スポーツ振興を総合的に、かつ計画的に推進したいと思っております。」

<sup>59</sup> 遠藤（2008）p. 5

<sup>60</sup> 都政新報 5094 号（2005 年 1 月 7 日付）社説

<sup>61</sup> 都政新報 5122 号（2005 年 4 月 19 日付）、都政新報 5133 号（2005 年 6 月 7 日付）

<sup>62</sup> 真田（2008）pp. 173-181.

<sup>63</sup> 真田（2008）pp. 177-178.

<sup>64</sup> 平成 17 年第 3 回都議会定例会知事所信表明（2007 年 9 月 20 日）

（<http://www.metro.tokyo.jp/GOVERNOR/HATSUGEN/SHOUSAI/30f9k100.htm>）

<sup>65</sup> AFPBB News（2007 年 4 月 8 日 23:30）

（<http://www.afpbb.com/article/politics/2208648/1497162>）より

<sup>66</sup> 佐々木（2003）pp. 56-57.

<sup>67</sup> 清水（2006）pp. 102-103.

<sup>68</sup> 予算の概算要求時における対前年度伸び率の上限を示した基準のことをいう。「現代政治学小辞典（新版）」（有斐閣）より

<sup>69</sup> 平成 19 年第 1 回東京都教育委員会定例会会議録（2007 年 1 月 11 日）、東京都スポーツ振興審議会（第 21 期）第 3 回議事録（2007 年 1 月 15 日）

<sup>70</sup> 文部科学省中央教育審議会（2005）「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」

---

<sup>71</sup>東京都スポーツ振興審議会（第22期）第2回議事録（2008年3月27日）

<sup>72</sup>表1-3については「図表一覧」参照。

<sup>73</sup>大分県（2008年開催：国民体育大会・障害者スポーツ大会局）、新潟県（2009年開催：総務管理部国体・障害者スポーツ大会局）、千葉県（2010年開催：国体・全国障害者スポーツ大会局）、山口県（2011年開催：国体・障害者スポーツ大会局）、岐阜県（2012年開催：ぎふ清流国体推進局）

<sup>74</sup>東京都報道発表（2008年4月30日，会計管理局）

（<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2008/04/70i4u103.htm>）、

東京オリンピック開催準備基金条例が2006年第一回都議会定例会で可決、2006年4月1日施行。

<sup>75</sup>東京都スポーツ・文化振興交流基金条例が2007年第一回都議会定例会で可決、2007年4月1日施行。

## 第2章 スポーツ振興行政における諸概念の検討

第1章では、東京都のスポーツ振興行政のあり方を提示するための予備的考察として、近年の東京都のスポーツ振興行政の分析・検討を行った。次に本章では、スポーツ振興行政における諸概念について、主として法令・行政用語の視点から分析・検討を行う。なぜならば、スポーツ振興行政のあり方を提示するためには、予備的考察として法令・行政用語の定義と実態を分析・検討することで、課題と方向性を明らかにすることができるからである。そこでまず、第1節において体育とスポーツを所管する行政の法構成と実態について分析・検討する。

### 第1節 体育行政・スポーツ行政の概念的検討

#### 第1項 スポーツ振興行政の法律上の位置づけ

日本の国レベルのスポーツ振興行政は、国家行政組織法、文部科学省設置法等に基づき文部科学省を中心に展開されている。文部科学省設置法第3条には、「文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする」とあり、文部科学省組織令、文部科学省組織規則で所掌事務が詳細に規定されている。一方、地教行法第23条には、「教育委員会は当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する」とあり、同条13項で「スポーツに関すること」が規定されている。また、スポーツ振興法第4条はスポーツ振興基本計画の策定について定めているが、この解説には次のようにある。

#### 2（計画策定の責任者）

計画策定の責任者は、国にあつては文部大臣、都道府県及び市町村にあつては教育委員会とされた。その理由は、スポーツ行政の主務機関がこれらの機関であるからに他ならない。この場合において、もちろんスポーツ振興のための施策に他の行政機関（例えば厚生行政、運輸行政、労働行政などの主務機関）が関係をもつことは明らかであるので、それらの関係行政との調整を図る必要があるのみならず、ひろく民間の意見などもじゅうぶんに反映させるために、文部大臣又は教育委員会が計画を策定するに当たっては、あらかじめ保健体育審議会又はスポーツ振興審議会の意見をきかなければならないものとしたのである<sup>1</sup>。

このように日本のスポーツ振興行政は、中央政府では、文教行政をつかさどる文部科学省がその主要な業務を所掌し、地方公共団体では、教育委員会がスポーツ振興行政の主務官庁になっている。また、1961年に成立したスポーツ振興法は、社会教育法の趣旨をより一層活かし、振興するための特別法と位置づけられて<sup>2</sup> おり、教育法体系に組み込まれて

いる。したがって、法律上、文教行政に内包されているところに日本のスポーツ振興行政の基本的な特徴があるが、実際に文教行政を中心に発展してきたことも看過できない。すなわち、スポーツ振興法は、当時の「スポーツ施設及び指導者の不足等現下のスポーツ振興上の隘路の多くが、公の施設の貧困性にあること<sup>3</sup>」を鑑み、スポーツ振興は公の施設の整備に重点が置かれた。しかし、スポーツ活動への社会的な要請に比べて施設の不足が深刻となったため、文部省は、学校体育施設の開放によって施設不足に対応した<sup>4</sup>。このように法律上も実態上も文教行政に内包され、文教行政を中心に発展してきたところに日本のスポーツ振興行政の基本的な特徴がある。また、それと同時に、国のスポーツ振興行政と体育・スポーツ行政は、実態上、同義として文教行政を掌る文部科学省（文部省）によって扱われてきた。そして、この構図は地方公共団体レベルでも受容され、地方でもスポーツ振興行政と体育・スポーツ行政は、実態上、同義として教育委員会によって扱われてきたと考えられる。

この文部科学省、教育委員会を主務官庁とするスポーツ行政の構造は、現在においても基本的な変更はない。しかし、社会・経済状況、そしてスポーツ自体の発展にも関わらず、スポーツ振興法成立時の法体系が依然として維持されていることにより、新たな法整備の必要性が出てきていることは間違いない。

実際に中央政府では、文部科学省が主務機関であっても、他省庁もスポーツ振興行政に深く関与している。このことについて、成瀬（2008）は次のように指摘している。

たとえば、厚生労働省は、高齢者や障害者のスポーツに関する行政サービスを執り行っており、経済産業省は、プロスポーツやスポーツ産業、余暇・レジャーに関する政策を展開している。また、国土交通省は、国営公園や都市公園の管理、プールの安全標準指標を策定しており、総務省は、スポーツ拠点づくり推進事業を行っており、環境省は、自然公園の施設整備や野外教育、エコツーリズムなどの施策を展開している<sup>5</sup>。

また、自由民主党内のスポーツ立国調査会では、新スポーツ法の制定やスポーツ省（庁）設置が提言されており<sup>6</sup>、現在のスポーツ状況に応じた法体制、行政組織の整備が不可欠な状況となってきた。

そこで、このようなスポーツの状況、さらに地方分権の流れを受け、地方公共団体におけるスポーツの事務の所管の弾力化が行われた。すなわち、地教行法第24条等が改正され、2008年4月から教育委員会の職務権限のうち文化及びスポーツの事務を地方公共団体の判断で首長が担当できることとなった。しかし、実際には東京都では2007年度から委任により首長部局の生活文化スポーツ局でスポーツ振興を所管している。その他の都道府県でも、大分県、大阪府、岡山県、新潟県、長崎県が首長部局でスポーツ振興を所管しており<sup>7</sup>、国が現状を迫認したに過ぎないものと看做すことができる。

なお、この地教行法第24条の改正では、「…当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することができる。」とあり、「教育に関する事務」のうち「スポーツ（学校における体育を除く。）」の事務の所管を弾力化しているにすぎない。したがって、現行法制上、地方公共団体におけるスポーツ行政の主務機関が教育委員会、すなわち教育行政機関であり、必要な助言・指導等を与える国

の組織が文部科学省であるという構図には何ら変更がないのである（表 2<sup>8</sup>）。

## 第 2 項 体育とスポーツの法律及び行政上の関係

次に本項では、体育とスポーツの法律及び行政上の関係について分析する。まず、序章で暫定的に用いるものとした、スポーツ振興法における「スポーツ」の定義を確認したい。スポーツ振興法第二条には、「この法律において、『スポーツ』とは、運動競技及び身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。」とあるが、この定義については次のとおり解説されている<sup>9</sup>。

今日、一般的には、スポーツに「運動競技」という訳語を当てるのが普通であるが、本法のスポーツの定義は、一般に言われるこの「運動競技」の概念にさらに「身体運動」や「野外活動」をも加えて新たにその概念を構成している点で、広義の定義付けといえる。（中略）

次に本条でいうスポーツの内容について定義の字句的表現にしたがって述べて見よう。先ず「運動競技」であるが、この言葉は一定の規則にしたがって行なわれ、競技形式の確立している各種の種目別の競技の総称で、一般に狭義のスポーツ又は近代スポーツとして理解されているもので、オリンピックの競技種目等はその代表的なものといえる。

次に「身体運動」であるが、この言葉は前記の運動競技に比べ広い概念で、一般には前者は後者に含まれるのであるが、ここには前者は狭義の固定概念としてとらえ、後者はそれ以外の身体運動の意味で使われている。なお、身体運動という言葉も非常に広い意味にとれる言葉であるが、この点は大筋活動を伴う身体運動に限られる意味の用語として、体育関係における通常の利用にしたがったものである。したがってこの種の運動としては、体操、遊泳、遊戯、ダンス、民謡等通常狭義を伴わない又は競技化されていない多様な身体運動が含まれる。

最後に「野外活動」であるが、ここにいう野外活動は、キャンプ活動その他の<sup>ア</sup>とあるように、自然の山野を背景として行なわれる徒歩旅行、自転車旅行等の身体運動を主たる手段とする野外旅行活動をはじめ、スキー、スケート、海水浴等の野外における多様な活動が含まれると解される。

以上に示されたスポーツ振興法第二条の定義が、本稿で暫定的に用いた「スポーツ」の概念であるが、次にスポーツと体育の関係を明確にする必要がある。

文部科学省設置法第 3 条には、「文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。」と規定されており、第 4 条において、具体的な所掌事務が規定されている。しかし、

スポーツと体育の関係を把握するためには、下位法令の文部科学省組織令、文部科学省組織規則を検討する必要がある。

スポーツ青少年局は、企画・体育課、生涯スポーツ課、競技スポーツ課、学校健康教育課、青少年課の五課及び参事官二人で構成される（文部科学省組織令 78 条）。筆頭課は企画・体育課であり、局内調整の他、スポーツ振興の基本的な政策、学校における体育を所管している。生涯スポーツ課は、競技スポーツ課の所掌に属するものを除く、スポーツ（学校における体育を除く。）を所掌し、競技スポーツ課は競技水準の向上などを所掌している。学校健康教育課は、健康教育の振興等を所掌し、青少年課は、青少年教育を所掌する。更に、企画・体育課には、教科専門官、運動部活動推進専門官が置かれており、教科専門官は、学校における体育の教育課程の基準等、運動部活動推進専門官は、学校における運動部活動の推進等を担当する。

これらを踏まえると、まず、文部科学省が所掌する「体育・スポーツ」は、大きく「学校における体育」と「その他のスポーツ（＝スポーツ（学校における体育を除く））」に分類される。そして「学校における体育」は、小・中・高等学校等の学校で教育課程上位置づけられた、体育科及び保健体育科を指す、「教育課程上の体育」とそれ以外の「運動部活動」等に分類できる。また、「その他のスポーツ」は「生涯スポーツ」と「競技スポーツ」に分類することができる。

次に地教行法を見ると、教育委員会の所管する「教育に関する事務」の中に「学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること」、「スポーツに関すること」等があり、文部科学省が所掌する「体育・スポーツ」と同様に分類することが可能である。ただし、この「教育に関する事務」における「教育」の用法には注意が必要である。地教行法第 4 条では、「…教育、学術及び文化（以下単に「教育」という）」と定義されており、この法律において「教育」とは教育・学術・文化を意味し、さらにこの教育・学術・文化の中には、「宗教」も含まれるものとしている<sup>10</sup>。したがって、文部科学省及び教育委員会が所掌する「体育・スポーツ」は、狭義の教育行政ではなく、文化、芸術も含めた文教行政において捉えられるべきものなのである。以上を踏まえると、教育、学術及び文化に関する事務（以下、「文教行政」とする。）における体育・スポーツの概念関係は下表のとおり整理することができる。そして、この整理に対応する行政分類を次のとおり規定する。

なお、学習指導要領で示される教科等は、体育科及び保健体育科を除く教科は全て初等中等教育局で所管されているが、体育科及び保健体育科はスポーツ青少年局の企画・体育科で所管されている。体育科及び保健体育科は、国語、数学、社会等の一般教科だけでなく、美術、音楽等の実技教科とも異なる取扱いがなされているが、本稿では、このことについての詳細な検討は行わない。

【文教行政における体育・スポーツの概念関係及び行政分類との対応関係】

体育・スポーツの概念関係

体育・スポーツ			
学校における体育		スポーツ（学校における体育を除く。）	
教育課程上の体育	運動部活動	生涯スポーツ	競技スポーツ

体育・スポーツ概念に対応する行政分類

用語	対応する行政分類
体育・スポーツ	体育・スポーツ行政
学校における体育	学校体育行政
スポーツ（学校における体育を除く。）	スポーツ行政

第3項 都におけるスポーツ振興行政の実態

第1項ではスポーツ振興行政の所在、第2項では体育とスポーツの法律及び行政上の関係を明らかにしたが、第3項では、東京都のスポーツ振興行政組織の実態を明らかにする。

既に第1章でも触れたが、東京都の体育・スポーツ行政組織の検討にあたっては、近年の組織改正から3つの時期に分類して特徴を把握するべきである<sup>11</sup>。1つ目は2001年度までの、教育庁体育部で体育・スポーツ行政が一体的に行われていた時期である（以下、「第1期」とする。）。2つ目は2002年度から2006年度までの時期であり、学校体育行政は教育庁指導部で、スポーツ行政は教育庁生涯学習スポーツ部で所管され、体育・スポーツ行政が実質上、学校体育行政とスポーツ行政に分離していた時期である（以下、「第2期」とする。）。3つ目は2007年度から現在に至る時期であり、スポーツ行政が知事部局で所管され、学校体育行政と明確に分離した時期である（以下、「第3期」とする。）。

「第1期」は、教育委員会の事務局である教育庁体育部で、都の体育・スポーツ行政が所管されていたが、この「第1期」の組織体制の成立経緯を簡潔に整理すると次のようになる。

教育庁に体育部が設置された<sup>12</sup>のは1958年であり、体育課、保健課、給食課の3課体制であった<sup>13</sup>。その後、教育庁内では多くの組織改正がなされたにも関わらず、体育部の構成は1989年までの約30年間にわたり変更がなかった<sup>14</sup>。1990年の組織改正で体育部はスポーツ振興課、保健給食課、体育健康指導課の3課体制となった<sup>15</sup>。スポーツ振興課の所掌事務は、体育・スポーツ及びレクリエーションの総合的な計画と実施、社会体育の企画・総合的な指導等である。そして、体育健康指導課の所掌事務は、体育及び保健体育の教育課程及び指導、健康教育の指導等であり、保健給食課は、従来の保健課と給食課の所掌事務を統合したものである。それまでの体育課の所掌事務をスポーツ振興課、体育健康指導課に分課したと考えられ、教育庁において「学校体育行政」と「スポーツ行政」が分化した端緒とみることができる。したがって2001年度までの「第1期」においては、1990年以降、「学校体育行政」と「スポーツ行政」の分化が徐々に進行し、「第2期」の組織改正の土壌が形成された側面も看過できない。しかし行政上の統制範囲の面からは、体育部長が体育・スポーツ行政を一体的に処理することは実態的にも十分可能であり、また、施策面でも東京都が国に先行して積極的な施策を実施したわけではない。このため、「第1期」の体育・スポーツ行政の特徴は、「学校体育行政」と「スポーツ行政」が教育庁体育部を主務機関として一体的に取扱われ、都が国に先行した独自性を発揮することもなく、従来型の助長的行政として行われていたと捉えることができる。

「第2期」は、教育庁指導部指導企画課が「学校体育行政」を、教育庁生涯学習スポーツ部スポーツ振興課が「スポーツ行政」を所管した、2002年度から2006年度までの時期である。2002年度の組織改正の骨子は、生活文化局と教育庁で2局化していた文化行政を生活文化局へ一元化することと、それに伴う学校教育と社会教育の明確な分離であり、スポーツの側からの組織改正ではなかった。そして、第1章で触れたとおり、「学校体育行政」と「スポーツ行政」が部を隔てて所管することとなり、両者の実際上の分離が進行した。しかしながら、体育・スポーツ行政が教育委員会の事務局である教育庁内で一元的に所管されていたため、地教行法、スポーツ振興法等との法関係上は、従来の枠組みに内包されるものであることに変わりはない。

なお、指導部はこの改正で管理課、指導企画課、義務教育心身障害教育指導課、高等学校教育指導課の4課体制となり、学習指導要領で示される教科等は体育科及び保健体育科を除き、義務教育心身障害教育指導課、及び高等学校教育指導課で所管されることとなった。しかし、「学校体育行政」については、指導部指導企画課内の体育・健康教育班が所掌することとなり、体育科及び保健体育科は、文部科学省の組織と同様に、依然として、他教科と区分された体制が維持されることとなった。

「第3期」は、2007年度から現在に至る時期であり、「スポーツ行政」は知事部局で、「学校体育行政」は教育庁で所管され、両者が明確に分離した時期である。「第3期」の特徴は、第1章で既に触れたとおり、「スポーツ行政」が知事部局の主管となったこと、スポーツ政策が都政の最重要施策の1つに位置づけられたこと、及びスポーツ政策が都市戦略に位置づけられたことなどがある。このことは、東京都のスポーツ振興行政が、従来の「体育・スポーツ行政」の範囲を超えた新たな段階に進んだものと捉えることができる。

第1項で触れたが、スポーツ振興法等の趣旨からすると、文部科学省及び教育委員会は、「体育・スポーツ行政」を所掌することと、他の行政機関との調整を主管すること（スポーツ振興行政の主務機関としての役割）の大きく2つの任務をもっている。ただし、スポーツ振興行政と体育・スポーツ行政は実態上、同義として扱われてきた経緯がある。つまり、東京都のスポーツ行政では、「体育・スポーツ行政」は、文教行政を担う教育委員会が所掌し、「体育・スポーツ行政」以外のスポーツ振興施策で、全庁的な調整が必要なものは存在しなかったと推察できる。例えば、高齢者福祉行政や障害者福祉行政の一環としてスポーツに関わる施策が実施されていても、それらは「体育・スポーツ行政」と調整を行なう規模のものでもなく、高齢者福祉行政、障害者福祉行政の枠内で捉えることで実務上の支障が生じなかったと考えられる。この結果、教育委員会が、「他の行政機関との調整を主管する」任務を行なわずとも、「体育・スポーツ行政」を所掌していれば、東京都のスポーツ振興行政として不都合が顕在化することはなかったのである。

しかし、「第3期」において、スポーツ政策が都政の最重要施策の1つに位置づけられたことで、文教行政としての「体育・スポーツ行政」の枠に収まらない規模のスポーツ振興施策が実施されることになった。また、スポーツ政策が都市戦略に位置づけられたことで、関係局間の調整を主体的に行なうことが不可欠になったのである。このため、東京都のスポーツ振興行政は、文教行政の枠を超え、全庁的なスポーツ振興行政の枠組みから、スポーツ振興の調整を必要とする段階に進み、それに伴う再構成が必要になったと言える。そこで第2節においては、スポーツ「振興行政」の概念に再考を加えることとする。その上

で、第3節で「東京都スポーツ振興基本計画」を中心に現在の東京都のスポーツ行政の諸相を捉え、東京都のスポーツ振興施策の全体像について整理し、第3章での提言に繋げることとする。

## 第2節 スポーツ「振興行政」概念の再考

第1節では、体育とスポーツの行政上の概念について整理するとともに、東京都のスポーツ振興行政の実態を明らかにした。次に本節では、国及び地方の行政において、体育・スポーツに係る公共政策がどのような性格で捉えられてきており、今後、どのように捉えていくべきかについて検討し、スポーツ振興行政を分析・検討するための視点設定を試みる。なお、本節においては、スポーツ振興法第二条の示す「スポーツ」を対象とするスポーツ振興行政を単に、「振興行政」と表記する。

### 第1項 スポーツ「振興行政」概念の特徴

日本の「振興行政」の特徴については、例えば諏訪(2008)、内海(2005)、関(1997)などいくつもの先行研究があるが、ここでは、法律及び行政機関からその特徴を把握することとする。まず、「振興行政」を担う行政機関とその機関による行政作用についてであるが、山下ら(2006)によると、スポーツ行政機関とは、『法の規制範囲』と『公共福祉』の観点から、予算(税金)や人材という行政資源を投入し、具体的なスポーツ施策や事業を展開することで、スポーツ政策の実現を目指す資源変換システム」と定義される。そして、その行政作用は、法律や法規上の指導・通達・命令という「規制作用」と、公共福祉の実現という「助成・促進作用」に大きく分類される<sup>16</sup>。

この「振興行政」の特徴を把握する上では、まず「振興行政」の基盤となるスポーツ振興法に着目する必要がある。スポーツ行政機関と行政の性格を逐条解説に見ると、まず序章にて、「スポーツ施設及び指導者の不足等現下のスポーツ振興上の隘路の多くが、公の施設の貧困性にあることに鑑み<sup>17</sup>」、スポーツ施設及び指導者の充実を国及び地方公共団体の施策対象としているとある。また、同じく序章にて、「スポーツ活動が本来自発的任意を基調とする基本的性格を尊重して、スポーツ行政が助長行政の原則に立つべきことを規定したもので、本法運用の基本精神、本法解釈のよりどころを明示しているものといえる<sup>18</sup>」とある。したがって、国民の自由なスポーツ活動を保障する視点から、「助成・促進作用」を基本精神としていることが読み取れる。

次に、スポーツ政策の対象となるスポーツの法的解釈について、菊(2006)の指摘を取り上げたい。菊は、社会教育法とスポーツ振興法に規定されたスポーツの定義に着目し、この二つの法律に基づくスポーツとは、組織的な教育活動であり、心身の健全な発達を図る目的、すなわち「体育」としてのスポーツにおいてのみ政策の対象となっていることが明

らかであり、スポーツ政策の対象がスポーツという現象に向けられているとしても体育的性格が強いと指摘している。そして、2000年に策定された「スポーツ振興基本計画」においても、文化としてのスポーツが第一に強調されてはいるものの、スポーツ＝身体活動としての意味がより重要であることが示されており、基本的に、その定義の趣旨や目的に変化は見られないとしている<sup>19</sup>。

行政機関については、スポーツの主務機関が文部（科学）省及び教育委員会であったことから、振興行政が文教行政を中心に行なわれてきたことは自明であるが、スポーツ行政における教育的側面が強く現れていたことについては、次のような指摘がある。

中村(2006)は、体育局（2001年以降、スポーツ・青少年局）のスポーツ政策の特徴として、発足以来、現在まで、学校体育をより重視した姿勢を維持していること、成人のスポーツを教育の一領域、すなわち、社会教育における「社会体育」として捉える傾向にあることを指摘している<sup>20</sup>。このうち、学校体育をより重視した姿勢については、現在の文部科学省の組織構成からも明らかである。スポーツ・青少年局には、企画・体育課、生涯スポーツ課、競技スポーツ課、学校健康教育課、青少年課の5課があり、学校体育を所掌するのは、企画・体育課である。このうち、局を総合的に調整するとともに、スポーツ振興に関する基本的な政策の企画・及び立案を担当する、いわゆる筆頭課は、企画・体育課なのである。次に、成人のスポーツを「社会体育」として捉える傾向があることについては、佐伯(2006a)も戦後日本のスポーツ政策を概観する中で、1960年代の日本のスポーツ政策は、「基本的に啓発的な性格を持ち、社会教育政策の中に位置づけられる『教育政策』の特徴を強く持ったのである。『社会体育』というスローガンは、まさしくこの時期のスポーツ政策形成・展開の特徴を如実に表すものなのである<sup>21</sup>。」と指摘している。

このように日本の「振興行政」を法律と行政機関の面から把握してくると、次のような特徴がある。まず、法に依拠する行政、主体の権力作用である「規制作用」よりも、財政的援助あるいは専門的・技術的援助などの非権力的な「助成・促進作用」を最優先した性格が把握できる<sup>22</sup>。そして、助長行政としての国及び地方公共団体の施策の中心は、指導者、施設の不足を解消するための環境整備にあることが明らかである。

次に、スポーツを組織的な教育活動と捉えるとともに、スポーツを身体活動として、心身の健全な発達を図る目的が重視されていることから、体育的性格が強いと言える。また、「振興行政」が文教行政を中心に行なわれてきたため、教育と密接に結びつき、教育政策としての性格を強く有してきたことも、併せて指摘できる。

ただし、ここで最も注目すべき特徴は、スポーツ振興法成立から半世紀近くになる現在に至っても、「振興行政」概念の根拠となる法律及び行政機関の枠組みと「振興行政」概念それ自体が、スポーツ振興法成立当時から基本的に変わっていないことであろう。

スポーツ振興法成立当時の国民のスポーツ参加状況や東京オリンピックを控えた社会状況を鑑みると、スポーツの環境と諸条件の整備を最大の目的とした「振興行政」は極めて妥当かつ現実的なものであったと考えられる。しかし、その後、日本社会は大きな変化を遂げた。行政においては、国と地方の関係、国と都道府県、市区町村の関係が法律上も実質上も変化し、役割分担も明確化してきており、更に官と民の関係にも大きな変化が見られるようになった。社会経済的には、スポーツ振興法成立当時の日本は重厚長大産業中心

の高度経済成長期であったが、その後の安定成長期を経て、産業構造の変化、経済社会のグローバル化が顕著になってきている。友添(2008b)は、1970年代以降はじまったこの産業社会からポスト産業社会へのパラダイムの転換は、人々の生活を大きく変えると同時に、スポーツが社会や文化の重要な一領域として認知される契機を生み出し、それがスポーツや運動を健康のためではなく、生涯の楽しみとして享受すべきとする生涯スポーツの理念に結実していったことを指摘している<sup>23</sup>。また、このような運動需要の変化に平行して、権利としてのスポーツ、いわゆるスポーツ権論もこの間大きな発展があった。すなわち、1975年のヨーロッパ評議会スポーツ担当大臣会議で「ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章」が、1978年のユネスコ第20回総会で「体育およびスポーツに関する国際憲章」がそれぞれ採択され、体育・スポーツの実践が全ての人にとっての基本的権利であることは、国際的な合意を得ているところである。このような社会状況やスポーツを巡る状況の変化に応じて、スポーツ「振興行政」に求められる内容・方向性も大きく変化してきているはずである。

このように捉えてくると、スポーツ振興法成立当時に有効であったスポーツの環境と諸条件の整備、すなわちスポーツの普及を中心とした「振興行政」から、現代社会に応じた「振興行政」概念への発展が必要であることが明らかである。しかしながら、スポーツ振興法成立以来、「振興行政」概念に大きな変化は見られず、現代社会に応じた「振興行政」概念は確立されていない。したがって、これからのスポーツ振興行政においては、地域の行政需要を踏まえ、行政主体に応じた「振興行政」を検討し、「振興行政」概念を新たに定義していくことが喫緊の課題であると言えよう。そこで、「振興行政」概念を再考するために、第2項では東京都を取り巻く社会状況を、第3項ではスポーツ・体育の状況をそれぞれ明らかにし、第3節以降の都の振興行政の視点設定に繋げることとする。

## 第2項 「振興行政」概念の再考のための社会状況の把握

「振興行政」概念の再考にあたっては、まず都行政を取り巻く状況を把握し、東京都における「振興行政」概念を検討する必要がある。まず、第一に自治体の取り巻く環境を十分に踏まえる必要がある。第1章で既に触れたとおり、「第一次分権改革」により、国と地方の関係は上下・主従の関係から対等の関係に改められた。佐々木(2006)は、この10年の地方分権の進展について、「集権のメリットとされる①統一性、②公平性、③国の指導力の発揮よりも、分権のメリットとされる①多様性、②迅速性、③総合性の発揮に相対的な価値を認める動きに変わってきている」ことを指摘している<sup>24</sup>。さらに、佐々木によると、分権改革は、国と地方の政策過程をも変えることになるという。すなわち、中央集権体制においては、多くの分野で政策は国が作り、自治体は施策、事務事業の局面を担うという、国が政策官庁、自治体が事業官庁という図式にあった。しかし、分権改革により、地方公共団体にはこれまでの地域の政治機能（政治体）と事務事業の執行機能（事業体）に加え、自らの政策を創出する政策機能（政策体）の役割が加わる。そのため、これからの自治体は、裁量権を駆使し、市民の目線で満足度の高い政策づくりを目指して創意・工夫

を重ねる、「政策自治体」に脱皮する必要があるのである<sup>25</sup>。佐々木の指摘は、分権改革の当を得たものであり、東京都も国と地方の役割分担の明確化など、地方政府としての役割を担うための様々な提言を行なっているところである。

第二に、行政活動の政策実施の変容と行政管理の発想の転換にも配慮する必要がある。西尾(2001)によると、行政が政策実施の全般を担い、福祉国家としての行政活動が肥大化する傾向は、1970年代の石油危機で転換を迫られることになった。そして、1980年代には、国営企業の民営化、規制緩和、民間委託の促進などの市場メカニズムの導入を推進する行政改革が行なわれた。この流れを集約しているのが、新公共管理(NPM)であり、従来は行政機関の直営事業として生産・供給されていた行政サービスが企業や民間非営利法人などによって生産・供給される公共サービスにとって代わられる傾向が顕著になってきている。そして、行政機関による政策実施の機能は、「government から governance へ」と表現されるように、政策目的の的確な実現をめざして公共サービス・ネットワークを形成しこれを適切に維持管理することによって変わってきている<sup>26</sup>。このため、都においては、市区町村との役割分担だけでなく、NPO やボランティア団体とどのように役割分担を行い、効果的な「協働」と「分業」を行なっていくかを検討しながら、都が担当すべき「振興行政」について精査していく必要がある。

第三に、東京の独自性に配慮する必要がある。産業においては、都内総生産額は全国の約18% (2005年度) を占め、外資系企業は全国比7割以上が立地し、大規模企業数(資本金10億円以上の法人)は全国比で約48% (2006年度) を占めるなど、圧倒的な経済・産業指標を誇っている<sup>27</sup>。人口動態においては、日本の人口が2005年に減少局面を迎えたが、東京圏<sup>28</sup>の人口は、2015年頃まで増加するものと見込まれている。このうち、75歳以上の後期高齢者が急増し、全国的にも群を抜く規模になることが想定される。加えて、東京は都市問題の象徴ともいえる大気汚染やごみの急増、道路の渋滞や鉄道の混雑を抱える一方、奥多摩地域や島嶼地域などの町村部も存在し、日本の抱える様々な危機が先鋭的に現れる。このように、東京は、日本全体が抱える諸問題とともに、他の都道府県と異なる首都としての独自の諸問題にも直面するため、都行政は困難な状況に果敢に対応する必要に常に迫られている。それゆえ、近年では、こうしたディーゼル車排出ガス規制や、地球温暖化対策においても、国や他都市を先導する取組を展開してきているが、「振興行政」においても、先進的かつ東京の独自性に対応するモデルを模索していかなければならない<sup>29</sup>。

### 第3項 「振興行政」概念の再考のための体育・スポーツの状況の把握

「振興行政」概念の再考にあたっては、法令用語あるいは行政の用語としての体育・スポーツがどのように捉えられ、使用されているのかを把握する必要がある。その上では、教育行政における学校体育行政の視点と、スポーツ行政の視点の両面からの把握が不可欠である。なぜなら、文部科学省スポーツ青少年局の筆頭課が企画・体育課であること、教科としての体育・保健体育が日本のスポーツ普及に大きな役割を果たしていること、スポ

ーツ行政自体が主に文教行政に内包されてきたことなどから、体育・スポーツの政策は、教育政策の方向性に強く影響を受けるからである。

そこで、教育政策の現状を鑑みると、教育の理念法・根本法である教育基本法が制定以来約 60 年ぶりに、初めて全面的に改正され、2006 年 12 月 22 日、新しい教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）が公布・施行された。この改正教育基本法の特徴の一つとして、教育に関する基本的な理念として、新たに生涯学習社会の実現が規定されたことが挙げられる。生涯学習は、1965 年のユネスコの成人教育に関する会議において、ポール・ラングランが生涯教育の考え方を提案したことを契機とし、日本でも、1981 年の中央教育審議会の答申でその考え方が本格的に取り上げられた。その後、1984 年から 1987 年にわたる臨時教育審議会の 4 次にわたる答申で、「学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする、教育体系の総合的な再編成を図っていかなければならない」ことが提言された。これを受け、1988 年に文部省（当時）に生涯学習局が設置され、1990 年には「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が制定されるなど、生涯学習体系への移行が進んだ。その後も生涯学習社会の実現は文教行政の中心事業となっており、今回の改正教育基本法で、生涯学習の理念が規定されたことは当然の帰結であろう。そして、このことによりスポーツ行政においては、生涯スポーツの振興を中心とした施策が継続されることが想定される。

また、教育基本法の改正に続き、2008 年 3 月 28 日に学校教育法施行規則の一部改正と、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領の改訂が行なわれた。文部科学省は、学習指導要領改訂のポイントとして、改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂、「生きる力」という理念の共有、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、確かな学力を確立するために必要な時間の確保、学習意欲の向上や学習習慣の確立、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実<sup>30</sup> を挙げており、体育・保健体育においても、このポイントに沿った改訂が行なわれたことになる。

次に現在に至るまでの体育政策の流れを概観する。友添(2008b)によると、1970 年代以降はじまった産業社会からポスト産業社会へのパラダイムの転換と、その影響も受けた「スポーツ・フォー・オール」運動は、スポーツや運動を生涯の楽しみとして享受すべきとする生涯スポーツの理念に結実していった。このような運動需要の変化に対応して新しい体育が要請されるようになり、日本では、「楽しい体育論」が全国体育学習研究会によって提案された。体育の教科論としての「楽しい体育論」は、ホイジンガ流のプレイ論を底流に、運動の欲求充足の機能（欲求充足機能）を重視するとともに、他方で、体づくりに代表される運動の必要性（必要充足機能）も認めるものであり、運動やスポーツが学習する者にとっての楽しさをもつように取り上げられた<sup>31</sup>。この「楽しい体育論」は、子どもの自主的・自発的な学習を重視し、児童中心の学習形態として、平成元年や平成 10 年の学習指導要領を構成する理論の一つとなっており<sup>32</sup>、現在までの日本の体育を広く席捲するようになっている。なお、平成 10 年の学習指導要領の特徴として、生涯スポーツの理念が重視されていることも改訂の要点に挙げられている。例えば、中学校保健体育科における教科の目標の解説では、「『積極的に運動に親しむ資質や能力の育成』については、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現していくための基礎を培うことを重視することから、特に強調したものである。」とある。

2008年の学習指導要領の体育科、保健体育科の改訂の要点は、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成、指導内容の明確化、体力向上の重視、授業時数の増加などが挙げられる。「生涯にわたって」の文言が加えられたことは、学校教育法第30条第2項の規定を踏まえ、生涯にわたり学習する基盤が培われることを特に重視したものである<sup>33</sup>。また、指導内容の明確化、体力向上の重視、授業時数の増加は、基礎的な知識の確実な定着を図るとともに、体育のアカウンタビリティーを保障する上でも不可欠のものである<sup>34</sup>。友添(2008b)は、1990年代以降の世界的な経済不況に刺激されて始まった先進諸国の教育改革において、レジャーの準備教育に大きく傾斜したプレイ論を基盤とした体育は、体育のアカウンタビリティーを果たすことができずに授業時数の大幅な削減に見舞われることになったことを指摘しており<sup>35</sup>、今回の改訂では体育のアカウンタビリティーの保障が強く意識されていると言える。

一方、国のスポーツ政策については、戦後日本のスポーツ政策の変遷を4つの段階に区分した佐伯(2006a)の論考を取り上げたい。佐伯は、1960年代以降のスポーツ振興政策の流れを「社会体育→コミュニティスポーツ→みんなのスポーツ→生涯スポーツ」の4つに分け、それぞれの固有の特徴を説明している。1960年代の「社会体育」振興政策は教育政策の特徴、1970年代の「コミュニティスポーツ」振興政策は社会政策の特徴、1980年代の「みんなのスポーツ」振興政策は福祉政策・文化政策の特徴をそれぞれ持つ。そして、1990年代以後の「生涯スポーツ」振興政策の具体的な政策形成・展開は21世紀に入ってからであったと指摘している<sup>36</sup>。実際、生涯学習をキーコンセプトとした文教科の再編が行われた際、文部省体育局も組織改編を行い、それまでのスポーツ課を生涯スポーツ課と競技スポーツ課に二分した。さらに、この生涯スポーツ課が1990年に主催した全国会議、「生涯スポーツコンベンション」の開催以後、地方自治体の多くも、スポーツ政策担当部局を「保健体育課」から「生涯スポーツ課」へと名称を変更しており<sup>37</sup>、東京都でも教育庁体育局の「体育課」が「スポーツ振興課」と「体育健康指導課」に改組されている。しかし、具体的な政策の展開は、「スポーツ振興基本計画」が策定される2000年を待つことになった。

「スポーツ振興基本計画」の主要な課題は、生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策、我が国の国際競技力の総合的な向上方策、生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進するための方策の3つである。このうち、生涯スポーツ社会の実現に向けた最重点施策として位置づけられたのが、総合型地域スポーツクラブの全国展開であった。

総合型地域スポーツクラブは、文部省(当時)が1995年度から「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」をスタートさせたものであり、スポーツ振興基本計画では、総合型地域スポーツクラブの全国展開が目標とされた。黒須(2006)によると、「総合型スポーツクラブとは、地域の共有財産である学校や企業も含め、地域にある既存の施設や人材を有効活用することによって、新たな活力を生み出し、地域のスポーツ環境をより良く改善することを目的に構想されたものである<sup>38</sup>。」そして、総合型地域スポーツクラブの理念について、黒須は、「ソーシャル・キャピタル」の概念に着目し、「総合型クラブの創設は、地域社会における人的ネットワークとその社会的な連携力を豊かにする効果を持ち、それが地域への関心や愛着となり、ひいては住民意識や連帯感の高揚、世代間の交流、少子・高

齢社会への対応、地域住民の健康・体力の保持増進、地域の教育力の回復、学校と地域の連携など地域の活性化に好ましい成果をもたらすという好循環が形成されていく。それが地域にクラブが存在する意義であり、地域スポーツ再生のシナリオになるであろう」と論じている。総合型地域スポーツクラブの実際は、黒須も指摘するように、全国的には軌道に乗っているクラブばかりではなく、成功に至らない事例も少なくない。しかしながら、スポーツを都市戦略に位置づけた東京としては、その理念に学ぶところは多いことが想定され、また、実際の成功例や失敗例も有益な情報となると考えられる。

ところで、「スポーツ振興基本計画」は、10年計画の前半5年間の進捗状況等を踏まえて見直しを行い、2006年9月に改定された。その中で、主要な課題の一つであった、生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進するための方策については、計画全体の理念として各施策に反映するとして削除し、代わって「スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策」が新設された。この子どもの体力の向上方策は、子どもの体力の低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを目指すことを政策目標とし、学校が教育活動全体を通じて体力向上を図ることを推進するとしている。これは2008年の学習指導要領と同じ方向性であり、生涯学習体系の一環としての生涯スポーツの振興施策と同様、国の体育・スポーツ政策が教育政策に内包されていることを示していると言える。

### 第3節 都のスポーツ振興行政の視点設定の試み

第2節では、スポーツの普及を主な目的とした、スポーツ振興法成立当時の「振興行政」概念が現在においても大きく変化しておらず、現代社会に応じた「振興行政」概念の確立が喫緊の課題であることを明らかにした。その上で、社会状況や体育・スポーツの状況について分析し、「振興行政」概念の再考の視点を検討した。

本節では、第1節及び第2節の分析・検討を踏まえ、現在の東京都のスポーツ振興行政の諸相を明らかにした上で、広域地方公共団体である東京都が担うべきスポーツ振興行政の方向性について検討する。

#### 第1項 都のスポーツ振興行政の諸相

第1章で既に述べたとおり、都のスポーツ振興は現在、最重要施策の一つとされているが、現在、スポーツ振興の行政計画として位置づけられているのが、2008年7月に策定された「東京都スポーツ振興基本計画（以下、「新振興計画」とする。）」である。東京都は、スポーツ振興法に基づく基本計画として、2002年7月に「東京スポーツビジョン（以下、本節において「ビジョン」とする。）」を策定しているが、今回、スポーツ振興を都市戦略に位置づけ、全面的な改訂を行なった。「新振興計画」は、第22期東京都スポーツ振興審議会において審議が行なわれ、その後のパブリックコメントを経て、2008年7月31日に

生活文化スポーツ局より策定が発表された。現在、都のスポーツ振興行政は、内外を通じて、オリンピック招致活動を中心に捉えられてはいるが、長期的視点からスポーツ振興を考察する上では、「新振興計画」を基底にするべきである。したがって、まず、「新振興計画」の位置づけと概要を検討することとする。

「新振興計画」は、第1章でスポーツ振興策の基本的な考え方、第2章で躍動するスポーツ都市東京の姿、第3章でスポーツ振興策の具体的な展開を示した3章構成となっている。計画のコンセプトは「スポーツ・フォア・オール」と「スポーツ振興の都市戦略化」であり、計画期間は、2013年の東京国体や、2016年開催のオリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れた、2016年度までとなっている。コンセプトのうち、「スポーツ・フォア・オール」は、都民のだれもがいつでも、どこでも、いつまでも、それぞれの年齢や技術・興味・目的に応じてスポーツを楽しむことができる社会の実現を目指すという、都のスポーツ振興の基本理念として示されている。一方の「スポーツ振興の都市戦略化」では、都が目指すべき都市の姿を描いた「10年後の東京」計画の施策と連携し、「都市づくりとスポーツ」という新たな視点からスポーツ振興を進めていくことを示している。第1章では、スポーツの意義、スポーツを取り巻く環境と課題を踏まえた上で、基本理念と目標及び施策展開の視点を提示し、第2章では「10年後の東京」計画の8つの目標で示された政策の方向性を踏まえ、スポーツ都市として成長した近未来の東京の姿を表現し、その実現を目指すための具体的な取組を示している。具体的な施策については、第3章で3つの戦略に沿って示されており、戦略1が「スポーツを始めたくなる、もっと親しめる東京を実現」、戦略2が「世界を目指す東京アスリートの育成」、戦略3が、戦略1及び2をサポートするための「スポーツ都市東京の実現に向けた、仕組みづくりと環境整備」となっている。

「新振興計画」の概要は以上のとおりであるが、位置づけや規模など「ビジョン」との大きな変化を捉えることができる。位置づけについては、計画の知事巻頭言で、都市づくりとスポーツという新しい視点からスポーツの振興を図ることやこの国に元気を取り戻すことを通じて世界の範となる、都市とスポーツのモデルを発信することが示されている。これは「ビジョン」や国の「スポーツ振興基本計画」とは明確に異なる、東京独自の計画と位置づけられているとみることができる。なお、「ビジョン」では具体的な施策について、「する」スポーツの振興、「みる」スポーツの振興、スポーツを「支える」環境の整備が施策推進の3つのキーワードとされていた。これらはその内容から概ね、「する」スポーツの振興と「みる」スポーツの振興が戦略1に、スポーツを「支える」環境の整備が戦略3に継続されたものと捉えることができる。しかし、規模的に継続というよりも新規拡大・発展と捉えるべき要素も多く、また、戦略2は実質的な新規事業と見ることができる。そこで、第2項では、「新振興計画」の具体的な特徴を捉え、現在の都のスポーツ振興行政の到達点と今後への課題を浮き彫りにすることとする。

## 第2項 東京都スポーツ振興基本計画の特徴

本項では、「新振興計画」の具体的な特徴を主に施策理念・施策方針の視点から捉えることで、現在の都のスポーツ振興行政の諸相と方向性を明らかにする。

「新振興計画」における第1の特徴としては、「都市づくりとスポーツ」という新たな視点からのスポーツ振興を理念としていることが挙げられる。このため、スポーツの意義に関しても、健康増進や健全育成といったこれまで重視されてきた項目に加え、地域活性化や国際理解、産業振興など社会経済的な観点にも着目し、計画に反映させている<sup>39</sup>。

この新たな振興の理念は、スポーツ振興はスポーツの範囲の中だけで行なわれていく時代ではない、スポーツと社会が一緒になって、スポーツによって新しい東京都が生まれるという認識に基づくものであり<sup>40</sup>、スポーツを軸とした新たな都市モデルをイメージしているところに、従来の国や各地方自治体の計画との大きな違いがある。具体的には「10年後の東京」計画の8つの目標に沿った、2016年の「スポーツ都市東京」の姿として、スポーツ快適都市、エコスポーツ都市、カーボンマイナス都市、世界一の安全・安心都市、ユニバーサルデザイン都市、スポーツ賑わい都市、スポーツチャレンジ都市、スポーツふれあい都市の8つのキーワードを挙げ、これらを実現するための、多様な主体による取組を示している。

第2の特徴は、計画におけるスポーツの捉え方である。「新振興計画」では、冒頭、「本計画におけるスポーツとは」において、スポーツの捉え方を次のように明示している。

本計画におけるスポーツとは

本計画は、スポーツをより身近なものとし、これまでスポーツに縁のなかった方にも気軽にスポーツを楽しんでいただくため、スポーツの概念を幅広くとらえています。

このため、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、健康づくりのためのウォーキングや気分転換に行なう軽い体操、自然に親しむハイキング、介護予防のためのトレーニングなど、目的を持った身体活動のすべてをスポーツとして扱っています。

国の「スポーツ振興基本計画」においては、スポーツの意義についての言及はあるものの、行政課題あるいは施策対象としての「スポーツ」それ自体の定義については触れられていない。そこで、「スポーツ振興基本計画」における「スポーツ」の定義を施策対象の範囲において見る限りは、既に触れたスポーツ振興法第二条の定義を用いていると考えて差し支えないだろう。また、都においても「ビジョン」において「スポーツ」の定義を新たに明示したものはなく、国の定義を援用していると考えられる。

ここで、スポーツ法学におけるスポーツの定義を見てみたい。千葉（2001）<sup>41</sup>は、定義に先立ち、スポーツをスポーツたらしめる本質的要因について、特定の身体行動による競争、それを規制する一定の規則、その実現を目指す特殊な象徴的様式の三点を備えるとする、マンデルの三要因説を採用した。その上で、スポーツ法学におけるスポーツを、「一定の規則の下で、特殊な象徴的様式の実現をめざす、特定の身体行動による競争」と定義した。小笠原（2005）<sup>42</sup>は、このスポーツの定義がスポーツ法学において通説になってきた

ことを認めつつ、「現代社会が、情報化、国際化、都市化、少子高齢化、そして高度な科学技術の発達の中で、社会、政治、経済体制が変化し、生活意識、生活様式を根底から変容しつつある今日、スポーツ種目も、スポーツの内容も、スポーツの目的も変化拡大し、まったく新しいスポーツ意識が形成されつつあることに注意を払うべき」ことに触れ、現代のスポーツは必ずしも三要因説によってだけ理解されるべきでないとしている。そして、現代のスポーツ状況と、全ての国民に保障されるべき「スポーツ権」の理念を踏まえ、スポーツの定義について、「先の三要因を狭義の要因と見、これにルール・競争・様式にとられない心身の運動や健康のための運動を中心とした身体行動を加え、広義のスポーツとすることができる。」と述べている<sup>43</sup>。

このように見てくると、今回の「新振興計画」においてスポーツを上記のように捉えたことは、現代社会におけるスポーツの状況を踏まえるとともにスポーツによる施策対象の範囲を広げる可能性をも内包しており、重要な意義を持つと言える。

第3の特徴として、東京としての独自性、先進的な取組が挙げられる。スポーツ資源が集積した首都東京の強みを活かし、ナショナルトレーニングセンター、国立スポーツ科学センターや、東京を本拠地としたプロスポーツ、企業スポーツさらには大学や専門学校との連携を進めていくとしている。また、東京版スポーツコミッションの創設や、障害者アスリートの競技力向上、東京アスリートを称える顕彰制度の創設、スポーツツーリズムの推進など、国に先駆けて検討を行なう<sup>44</sup>としている。これらの独自性、先進的な取組は「ビジョン」にはほぼ見受けられなかったものであり、東京が国をリードしていくという明確な意図が読み取れる。

第4の特徴として、戦略2「世界を目指す東京アスリートの育成」に掲げられた、競技力向上への取組が挙げられる。「ビジョン」においては、競技力の向上は重視されていなかったが（第1章第2節）、「新振興計画」では、ジュニア選手の発掘・育成・強化、ナショナルトレーニングセンター及び国立スポーツ科学センターとの連携、指導者の確保・育成、情報・医・科学サポートによる支援、障害者アスリートの競技力向上など、多様な取組が示されている。実際に、競技力向上への対応としては、2007年6月に生活文化スポーツ局に谷川健次副知事を本部長とする競技力向上推進本部を設置し、2008年3月に東京都競技力向上基本方針・実施計画を策定している。この東京都競技力向上基本方針・実施計画において、「大きな舞台で東京都選手が活躍することは、都民に大きな夢と感動を与え、都民の生涯スポーツの実現へのきっかけとなるほか、都民の東京を愛する意識の醸成につながるとともに、日本と東京の持つ可能性を広くアピールするものとなる。」と述べられている<sup>45</sup>。これは、2016年のオリンピック招致を見据え、スポーツ振興を重点事業にしたことに伴い、従来の方向性を転換した政策判断であるといえる。

その他にも、鈴木俊一都知事（当時）時代から20年以上にわたり懸案事項となっている<sup>46</sup>、武蔵野の森総合スポーツ施設構想の再検討を明記するなど、「新振興計画」は、先進性と独自性を持った、充実した内容の計画となっている。その一方で、スポーツ振興における文教行政の役割については、学校体育・運動部活動の充実、公立学校体育施設の開放など、従来の考え方を踏襲したものであり、特徴ある施策などは見受けられない。また、「10年後の東京」計画の8つの目標ごとに躍動するスポーツ都市東京の姿を描き、都市戦略としてのスポーツ振興という新たな視点を設けたことは画期的であるが、複数の所管の

連携が不十分であれば、視点と理念だけで実質の伴わない計画になる可能性がある。

以上、「新振興計画」の特徴を概観してきたが、「新振興計画」は、東京における今後のスポーツ振興のあり方を展望した、政策理念的側面が強いものであるといえる。したがって、実質的効果の伴う具体的な施策を行なうためには、施策理念から施策方針、事務事業に至るまでの綿密な理論構成と実施を担保する組織体制の整備が不可欠である。よって、第3項では第2章におけるこれまでの検討を踏まえ、東京都におけるスポーツ振興行政の視点の設定を試みることにする。

### 第3項 都のスポーツ振興行政の視点

第2章における検討の結果、現在の都のスポーツ振興行政は、文教行政としての「体育・スポーツ行政」の枠を超えた新たな段階に入ったことが明らかとなった。これは、東京都において、政治学で言うところの「政策の窓が開き」<sup>47</sup>、スポーツが政治課題に取り上げられたことによるところが大きい。しかしながら、これまでの検討の結果、社会経済状況、スポーツの状況、都政を取り巻く環境が常に変化し続けている一方で、スポーツ振興行政の対応や発展が十分でなかったことも明らかとなっており、都政におけるスポーツ振興行政は行政需要の面からも新たな段階に入るべき必然性があったと言える。このため、スポーツ政策が重要政策に位置づけられている現在は、都におけるスポーツ振興事業が一過性のムーブメントに終わるのか、それともスポーツ文化の発展の礎になるかの重要な岐路であると言える。このため、都の振興行政を確固たるものにするためには、東京都のスポーツ振興行政の視点を設定し、それを理念・実践の両面で補強する必要があるのである。

「新振興計画」の都知事の巻頭言には、「比類なき集中と集積を背景に、限りないポテンシャルを持った首都東京をスポーツによって躍動させ、この国に元気を取り戻すことを通じて世界の範となる、都市とスポーツのモデルを発信してまいります」とある。結論から述べれば、このモデル提示こそ、都の振興行政を貫く視点として設定すべきものであり、スポーツ振興行政のモデルを示すことで、都独自の振興概念を確立していく必要がある。

繰り返しになるが、社会環境の変化、体育・スポーツその自体の変化に対し、スポーツ振興行政は十分な対応ができていない。例えば、佐伯(2006a)は、「日本における人々のスポーツ享受の現状は、高度経済成長の波及効果を受けた自然成長と、みんなのスポーツ政策の展開によって達成された初期大衆化の段階に止まり続けている。その意味で、日本に

おける21世紀のスポーツ策は、これまでのスポーツの大衆化政策から次のステージに向かうことが求められている<sup>48</sup>」と述べている。また、菊(2006)は、スポーツ行政施策について、政治課題と生活課題の関係に着目し、政治課題を強調しすぎることなく、「行政施策の目標やその根拠について、地域の人々の生活や暮らしのあり様から十分に検討すると共に、これまで述べてきたような我が国における『スポーツ政策』と呼ばれる内容の実態に対する歴史社会的特徴を踏まえて、それぞれの立場から現場のきめ細かな視点に基づいたスポーツプロモーションのビジョンを展望していくことが重要<sup>49</sup>」であると指摘している。実

際に、地方分権改革が進む中、都は「政策自治体<sup>50</sup>」としての役割を担い、スポーツ振興行政においても都の実態を踏まえた、独自の政策が求められる。

また、東京はこれまでも国や他都市を先導する取組を数多く展開してきているが、実際に東京都政が他の自治体行政に与える影響は極めて大きい。現在及び将来の社会やスポーツ像を見据えて、効果的なスポーツ振興行政のモデルを提示することができれば、日本におけるスポーツ文化の発展に寄与するとともに、国や他都市、日本に限らない 21 世紀社会のビジョンを示しうる可能性も秘めている。一方で、都はスポーツ振興を重要施策に位置づけ、多額の予算を計上している。例えば、2008 年 12 月に発表された『『10 年後の東京』への実行プログラム 2009』においては、「施策 43 オリンピック・国体につなげるスポーツの振興」で 3 か年事業費 348 億円、「施策 44 都民・国民全体で盛り上げるオリンピックムーブメント」で 3 か年事業費 23 億円を計上している<sup>51</sup>。スポーツを含めた都民の生活の向上を図るためにも、将来展望や夢を持てるモデルを提示し、実効性のあるスポーツ振興行政を展開していくことは、都行政に課せられた重要な使命なのである。

---

<sup>1</sup> 川口、西田(1961)pp. 33-35.

<sup>2</sup> 川口、西田(1961)pp. 24-25.

<sup>3</sup> 川口、西田(1961)pp. 29

<sup>4</sup> 文部省(1976)「学校体育施設開放事業の推進について」(昭和 51 年 6 月 26 日付文体体第 146 号, 文部事務次官通達)

<sup>5</sup> 成瀬(2008)pp. 54-55.

<sup>6</sup> 自由民主党(2008)「自由民主党スポーツ立国調査会中間報告」

<sup>7</sup> 成瀬(2008)p. 56

<sup>8</sup> 表 2 については「図表一覧」参照

<sup>9</sup> 川口、西田, 1961, p. 30-p. 32

<sup>10</sup> 文部省(1956)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の施行について」(昭和 31 年 6 月 30 日付、文初地第 326 号)

<sup>11</sup> 3 つの時期については、既出の「図表一覧」表 1 を参照。

<sup>12</sup> なお、文部省に体育局(体育課、運動競技課、学校保健課、学校給食課)が設置されたのも 1958 年である。文部科学省 HP

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpbz198102/hpbz198102\\_2\\_181.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpbz198102/hpbz198102_2_181.html))

<sup>13</sup> 東京都教育委員会規則第 11 号(昭和 33 年 4 月 23 日)による。東京都公文書館 HP より。

<sup>14</sup> 1964 年の東京オリンピック開催に合わせて知事部局にオリンピック準備局等が設置された事例はある。

<sup>15</sup> 東京都教育委員会規則 22 号(平成 2 年 8 月 1 日)による。東京都公文書館 HP より。

<sup>16</sup> 山下、中西、高岡(2006)p. 81

<sup>17</sup> 川口、西田(1961)p. 29

<sup>18</sup> 川口、西田(1961)p. 33

<sup>19</sup> 菊(2006)pp. 96-97.

<sup>20</sup> 中村(2006)p. 209

<sup>21</sup> 佐伯(2006a)p. 40

<sup>22</sup> 富田(1999)p. 15

<sup>23</sup> 友添(2008b)p. 12

<sup>24</sup> 佐々木(2006)p. 63

<sup>25</sup> 佐々木(2006)pp. 87-91.

- 
- <sup>26</sup> 西尾(2001)p. 250, p. 367
- <sup>27</sup> 「都政 2008」(2008)p. 149
- <sup>28</sup> 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県 の 1 都 3 県
- <sup>29</sup> 「10 年後の東京～東京が変わる～」(2006)pp. 2-17.
- <sup>30</sup> 文部科学省 HP 「学習指導要領改訂の基本的考え方」より  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/idea/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/index.htm))
- <sup>31</sup> 友添(2008b)pp. 12-13.
- <sup>32</sup> 近藤(2008)p. 64
- <sup>33</sup> 「中学校学習指導要領解説 保健体育編」(2008)p. 7
- <sup>34</sup> 「体育科教育」第 56 号第 6 巻、巻頭の座談会より(2008), pp. 10-19.
- <sup>35</sup> 友添(2008b)pp. 14-15.
- <sup>36</sup> 佐伯(2006a)pp. 38-44.
- <sup>37</sup> 佐伯(2006a)pp. 43
- <sup>38</sup> 黒須(2006)p. 118
- <sup>39</sup> 東京都スポーツ振興審議会(第 22 期)第 3 回議事録(2008 年 6 月 24 日), p. 3
- <sup>40</sup> 東京都スポーツ振興審議会(第 22 期)第 3 回議事録(2008 年 6 月 24 日), p. 12 杉山会長の発言より。
- <sup>41</sup> 千葉(2001) pp. 68-71.
- <sup>42</sup> 小笠原(2007)pp. 5-7.
- <sup>43</sup> 小笠原(2007)pp. 5-7.
- <sup>44</sup> 東京都報道発表資料(2008 年 7 月 31 日, 生活文化スポーツ局)  
(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2008/07/70i7v400.htm>)
- <sup>45</sup> 「東京都競技力向上基本方針・実施計画」(2008)p. 1
- <sup>46</sup> 「武蔵野の森」総合スポーツ施設建設基本構想検討委員会は、知事の諮問を受け、1988 年に建設基本構想の検討結果を報告している。(「武蔵野の森」総合スポーツ施設建設基本構想検討委員会報告書, 1989)
- <sup>47</sup> 『ポリシー・ウインドーがあるとき、ぱっと開く』。それまで、一部の人が一生懸命ある政策、例えば分権改革を唱えていたとしても政治の世界では取り上げられないことが長く続いてきた。ところが、あるとき、パッと、それが政治課題に取り上げられ実現してしまうという現象がある。なぜ、その時点で『政策の窓』が開いたのか、それが問題であるわけです。」西尾(2006)p. 21
- <sup>48</sup> 佐伯(2006a)p. 45
- <sup>49</sup> 菊(2006)p. 111
- <sup>50</sup> 第 2 章第 2 節第 2 項参照。
- <sup>51</sup> 東京都報道発表(2008 年 12 月 19 日, 知事本局)  
(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2008/12/70icj100.htm>)

### 第3章 都のスポーツ振興行政への提言

第2章では、スポーツ振興行政における諸概念について考察し、東京都のスポーツ振興行政への提言に向けた視点の検討を行なった。すなわち、まず第1節で、主に法令用語・行政用語の側面から、行政における体育・スポーツの概念関係とそれに対応する行政分類について分析・検討を行なった。第2節では、スポーツ「振興行政」の概念について、法律上の位置づけと現在の社会状況、体育・スポーツの状況から再考し、第3節では、東京都のスポーツ振興行政の現状を分析・検討した。その結果、東京都のスポーツ振興行政は、都独自の状況や課題に対応するため、新たな振興行政のモデルを確立し、実践していくことが喫緊の課題であることが明らかとなった。

そこで第3章では、第1章及び第2章の予備的考察をもとに、スポーツが持つ機能的特性を行政施策に有効に結びつける方策に主眼を置き、東京都のスポーツ振興行政モデルの確立に向けての具体的な提言を行なうこととする。

#### 第1節 東京都のスポーツ振興行政モデルの検討

これまで、第1章及び第2章において、今後の東京都のスポーツ振興行政のあり方を提示するために必要となる、東京都のスポーツ振興行政の所在と課題について明らかにしてきた。その中で、現在の東京都のスポーツ振興行政は「新振興計画」において、都市づくりとスポーツという新たな政策理念を掲げたところであり、今後の施策展開が重要であることを述べた。本節では、東京都のスポーツ振興行政モデルの提示を試みる。

#### 第1項 振興行政モデルの提示に向けた視点の検討

東京都の振興行政モデルを提示するためには、これまでに検討してきた「体育・スポーツ」や「振興行政」について、そもそも、なぜスポーツ振興行政を行なう必要があるのか、どのような目的で行なうべきであるのか、といったより根本的な問題に掘り下げて、振興行政理念の深化を図っていく必要がある。一方で、現在のスポーツ振興行政の実態を踏まえ、円滑に継続・発展していくことも求められ、このいずれにおいても、政策対象としてのスポーツへの深い考究が不可欠である。つまり、スポーツが本来的に持つ機能的特性に着目し、そこからスポーツと行政施策・行政組織の関係を再考し、丹念に政策を構築していかなければ、新しいスポーツ振興行政のモデルを提示することはもちろん、スポーツ振興行政の継続的な発展も望めない。

ここで、本研究では、東京都のスポーツ政策が重要政策に位置づけられている現在、実効性のある施策の検討が急務であるという視点に立っているため、主に、現在のスポーツ振興行政を円滑に継続・発展していく視点から提言を試みることとし、スポーツ振興行政の必要性といったより根本的な課題については、諏訪（2008）のスポーツ政策のアイデン

ティティの考究を援用することにとどめたい。

諏訪は、「現代福祉国家は、国民の福祉（Welfare）の増進を至上命題としており、スポーツ政策もその命題実現のためにあるのである。では、スポーツ政策の目指すべきものは何かといえば、単なるスポーツの振興にとどまらず、ユネスコの体育・スポーツ国際憲章第1条『体育・スポーツの実践は、すべての人にとっての基本的権利である』の具現にある」と指摘する<sup>1</sup>。その上で、スポーツが「多かれ少なかれ公共性・公益性を有していれば、スポーツの目的的機能（楽しみや喜びおよび生きがい等として）にしる、手段的機能（国の威信・国威発揚、健康体力増進・医療費節減、安定的労働力の確保、競技大会やイベント開催による収入増等のため）にしる、」官（政府関係部門）が、「スポーツの振興を図りあるいは隆盛を導くことにより、スポーツによる福祉的、社会的、文化的価値の増殖が図られるわけである」と述べている<sup>2</sup>。

次に「新振興計画」におけるスポーツの定義と意義であるが、定義については、既に触れたとおり、「新振興計画」における「スポーツ」はスポーツの概念を幅広く捉えており、このことが施策範囲の対象拡大の可能性も内包している。一方、スポーツの意義については、「スポーツには、個人の身体的・精神的欲求を満たすだけでなく、多くの社会的な役割が期待されています。またスポーツ振興は、大規模スポーツイベントの経済波及効果など、様々な社会経済効果をもたらします。」と示されている。具体的には、スポーツが持つ本来的意義、スポーツの社会的役割、スポーツに期待される経済的効果についてそれぞれ記述がある。スポーツが持つ本来的意義については、「スポーツは、人間の身体的・精神的欲求に基づいて生み出された世界共通の文化で」あり、「体を動かしたいという根源的欲求から、自己実現といった高次の欲求まで、人間の多様な欲求を満たす」ことが示され、現代社会におけるスポーツの持つ意義が重要であることが示されている。スポーツの社会的役割については、「現代の都市にとって、スポーツは欠くことのできない都市戦略の一つ」であり、「都市におけるスポーツの振興とスポーツ環境の整備は、広く都市問題の解決を通じて、新たな都市づくりにつながる可能性を持って」いるとある。また、スポーツに期待される経済的効果については、スポーツイベントの効果と、高齢社会の本格的な到来に伴う、国民医療費や介護経費の抑制効果が挙げられている。

「新振興計画」はスポーツの定義と意義をこのように捉え、都市とスポーツのモデルを発信していくこととしており、本研究においても、このスポーツの定義と意義を基本としてスポーツ振興行政のモデルの提示を試みる。ここで「モデル」とは、語義的には「広辞苑<sup>3</sup>」によると「模範。手本。」とあり、「大辞泉<sup>4</sup>」によると「模範・手本または標準となるもの。また、今後の範とするために試みられたもの。」とある。今後の模範となる以上、都行政は、都市の未来、スポーツの未来そして都市とスポーツの未来を見据えた魅力のあるモデルを提示しなければならない。

本研究で提示するスポーツ振興行政モデルは以上の視点を前提に規定していくことになるが、ここでモデルに踏まえるべき視点について、3点ほど追加したい。一点目は、未来社会における身体を具体的に想定することである。例えば、少子高齢化の更なる進展に伴い、高齢者のADL（日常生活動作）、IADL（手段的日常生活動作）の確保がこれまで以上に求められる。一方で、第3次産業従事者の拡大や、肉体労働にかかる部分が科学技術により更に代替可能となることで、身体能力の低下も想定される。また、飛躍的に進歩するロ

ロボット技術やサイボーグ技術の進展は、スポーツにおけるドーピング問題をも超える、身体に対する考え方の大きな転換を迫る可能性がある。友添(2008a)は、「現代の私たちは、徹底した自由の下で、クローン、臓器移植、人口臓器、対外受精や代理母、遺伝子操作など、器としてのカラダを容易に操作できる人体改造のテクノロジーを手に入れてしまいました。心身二元論、自由主義、人体改造のテクノロジーの3本線の交点に、今の身体をめぐる深刻な問題があるわけです<sup>5</sup>。」と述べており、既に社会における身体の位置づけが大きく揺らいでいることは間違いない。今後、未来社会における身体の位置づけは、更なる抜本的な転換が想定され、同時にそれらがスポーツを含む身体活動に大きく影響することは避けられない状況にある。したがって、これからのスポーツ振興は「身体の位置づけの変化」を強く意識して進められなければならない。

二点目は、スポーツ振興に係る新たな行政枠組みを検討することである。現在、国レベルではスポーツ省(庁)創設への動きもあり、東京都もスポーツを都市戦略と位置づけるなど、スポーツ振興行政には転機が訪れつつある。しかし、上述の諏訪の言うところの、「スポーツの目的的功能」と「スポーツの手段的功能」の統合や整理をなし得るモデルを提示できなければ、スポーツの目的的功能のみに対して、永続的に多額の予算と組織を確保できる可能性は低い。したがって、健康、障害者福祉、高齢者福祉の行政施策をスポーツ振興と結びつけ、「身体を扱う行政」として統合するなど、スポーツ振興行政の新たな視点を見いだす必要がある。

三点目は、モデルとしての魅力の創出である。スポーツの魅力については枚挙に暇がないが、スポーツ振興行政になると、語源的には気晴らしや気分転換の意味を持つスポーツが、「遊び」や「楽しみ」といった視点が全面に出ない施策となる傾向がある。特に近年は、行政における説明責任(アカウンタビリティ)<sup>6</sup>重視の傾向が強まっているが、説明責任の過度の強調は、行政機関が政策や施策の目標を低く見積もるなどといった萎縮傾向をも助長しかねず、モデルとしての魅力に欠けることも想定される。このため、スポーツ振興行政においては、スポーツの文化的理解度を高め、スポーツの「面白さ」を引き出し、都民に魅力のあるモデルを提示する必要があることを考慮しなければならない。

## 第2項 スポーツ振興行政における行政需要の検討

本項では、現在のスポーツ振興行政における行政需要について検討し、振興理念モデルの方向性を実体面から規定していくこととする。西尾(2001)によると、行政需要とは、人々が政府にその充足を期待する効用のことであるが、行政需要はいたって流動的であり、明確に定式化されていないことが多い。また、行政ニーズとは政府の側が行政サービスによって対応すべき課題と認定したものであり、新規政策の立案・決定をめぐる論点は、行政需要を行政ニーズとして認定することの可否であるとしている<sup>7</sup>。「新振興計画」においては、第1章の「2 スポーツを取り巻く環境と課題」に行政ニーズとして認定された行政需要が示されているとみなすことができる。「スポーツを取り巻く環境と課題」は、(1)社会の変化とスポーツ、(2)東京都のスポーツ行政の課題に分けられており、これらの課題に

ついて、基本理念と施策展開の視点が示されている。ここで「新振興計画」は、都市戦略の視点から全体が構成されているが、実際の施策段階においては、一般社会で使用される「〇〇スポーツ」という言葉を行政課題として丁寧に整理する必要がある。

なぜならば、「新振興計画」で都が行政ニーズとして認定したものが必ずしも完成型と断定できるものではないからである。西尾によると、行政需要には、人々の期待が政府に対する要求として政治過程に表出している顕在行政需要と、政治過程に表出していない潜在行政需要があり、顕在行政需要であっても、技術的、資源的に対応不能なもので行政ニーズとして認定されないものがある一方、潜在行政需要であっても、行政ニーズとして認定されることもあるのである<sup>8</sup>。また、「新振興計画」自体は、都全体の計画として生活文化スポーツ局スポーツ振興部が策定したものであるが、第2章で示された、「多様な主体による取組」を実際に実施するのは、各局各部署それぞれであるからである。したがって、役割分担と連携関係を明確に示さなければ、施策としての実効性が担保されないのである。よって、以下、一般社会で使用される「〇〇スポーツ」という言葉について「スポーツ科学事典」を参考に具体的に挙げ、それらと行政施策との関係を確認することで、スポーツの捉え方を整理することとしたい。

第1に、スポーツを参加者の特性から捉える場合である。「子どものスポーツ」、「青年スポーツ」、「高齢者スポーツ」、「障害者スポーツ」、「女性スポーツ」などが主なものとして挙げられる。「新振興計画」では、「各主体ごとのアプローチ」として、「子ども」「働く世代」「高齢者」「障害者」の4つの主体を挙げて、施策を提示している。

第2に、スポーツを空間的場所的活用の視点から捉える場合である。「学校体育」、「企業スポーツ」、「クラブスポーツ」、「コミュニティスポーツ」、「地域スポーツ」などが挙げられるが<sup>9</sup>、「新振興計画」では「始められる場の提供」の項目で場所の観点から触れている。

第3に、スポーツへの関わり方から捉える場合である。これは、例えば、①する・行う(Play)、②観る(View)、③視る(Watch)・聴く(Listen)、④読む(Read・Devour)、⑤話す(Talk)、⑥支える(Support)、⑦応援する(Cheering)、⑧書く(Write)、⑨映す・映す(A photograph・Copy)などが挙げられ<sup>10</sup>、「ビジョン」においては、「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」から振興施策を捉えたことは既に述べたとおりである。

第4に、主体の関心から捉えることも可能である。達成の比較を目的とする「競技スポーツ」は、更に「アマチュアスポーツ」、「達成スポーツ」、「チャンピオンスポーツ」、「プロスポーツ」に分類できる。また、娯楽的関心からは、「余暇スポーツ」、「生涯スポーツ」、「ファミリースポーツ」、「バカンススポーツ」、健康の観点からは、「レクリエーションスポーツ」、「補償スポーツ」、「フィットネススポーツ」などと分類することが可能である。

この他にも、「新振興計画」にあるように、メタボリックシンドローム対策としての運動や、介護予防などの運動療法的な身体活動もスポーツに含め、行政施策として展開していくことも想定される。

以上のように見てくると、現代社会において膨張を続けるスポーツを、行政需要としてどのように把握し行政ニーズとして認定していくか、そして行政ニーズを実際の施策としてどのように実施していくかについては、まさにこれからの振興行政における最大の課題となり得る。換言すれば、東京における今後のスポーツ振興のあり方を展望した、いわゆる基本理念としての「新振興計画」を施策や事務事業の段階に繋げ、その結果をフィード

バックして、行政需要をよりの確に反映することが喫緊の課題なのである。

### 第3項 総合スポーツ振興行政モデルの提示

第1項、第2項における分析・検討の結果、「新振興計画」で示された基本理念を具体的に施策化する上では、極めて広範・多岐にわたっている政策対象としてのスポーツについて、スポーツに係る行政需要の分析・検討をはじめとして多くの検討課題があることが明らかになった。これらに対応し、都のスポーツ振興行政モデルを形成していく上では、スポーツが持つ機能的特性（それはもちろん、「遊び」、「楽しさ」といったスポーツの本来的意義も含む。）を踏まえたスポーツ政策全体を方向づける仕組みが不可欠であると考え。そこで本項では、スポーツ政策全体を方向づける仕組みとしての、都のスポーツ振興行政モデルの提示を試みる。

結論から述べると、今後、都が独自のスポーツ振興行政モデルを形成していく上で最も重要な視点は、スポーツの機能的特性に着目し、スポーツ政策の視点から従来の縦割りの行政組織に変革を与えて、行政モデルを構築することであると考え。

一般に、縦割りの行政組織という言葉には、セクショナリズム<sup>11</sup> という官僚制の病理現象が付随する傾向にあるが、ここで述べる縦割りの行政組織の変革とは、むしろ、「総合スポーツ振興行政」とでも呼ぶべき新しい行政の提示を意味する。つまり、例えば「高齢者スポーツ」は、福祉保健局高齢社会対策部の高齢者保健福祉政策の一環として捉えられており<sup>12</sup>、具体的な施策としても、2008年度に行なわれた「第13回シニア健康スポーツフェスティバル TOKYO」は東京都高齢者研究・福祉振興財団と東京都の共催として、福祉保健局高齢社会対策部を所管として行なわれている。また、「障害者スポーツ」は、2008年度の組織改正により、福祉保健局障害者施策推進部に障害者国際スポーツ課<sup>13</sup>が設置され、総務局でも国体・障害者スポーツ大会推進部への改組が行なわれるなどの変化は見られるが、基本的には福祉保健局障害者施策推進部において、障害者施策の一環として実施されてきた。このように、従来、高齢者福祉行政、障害者福祉行政として捉えられてきた「高齢者スポーツ」「障害者スポーツ」を今後、どのように捉えるかは、その規模や実態を踏まえて慎重に検討すべきではあるが、これらのスポーツへの社会的認知が高まってきている現代社会においては、スポーツの側からの再構成も含めた新たな視点の検討がなされるべきである。

スポーツ振興行政を担う行政組織については、第2章で明らかにしたとおり、国レベルでは、文教行政を掌る文部科学省がスポーツの主務官庁であるが、文部科学省が省庁間を越えた国としてのスポーツ政策の連携・調整を行なっているというよりも、文部科学省が国のスポーツ振興行政そのものを、文教行政の枠の中で捉えて所管し、必要に応じて他省庁と所要の調整を行なっている傾向が強い。すなわち、スポーツ振興行政と体育・スポーツ行政は実態上、同義であったと解釈できる。

また、地方公共団体レベルでは、スポーツ振興法、地教行法に示されるように、教育委員会がスポーツの主務官庁であり、国同様、文教行政の枠の中で捉えられてきた傾向が強

い。このことは重点政策化前の東京都においても同様であり、教育委員会がスポーツ振興に係るある一定の方針を示し、各局のスポーツに関する事業との十分な調整・連携を行っていたとは考えにくい。したがって、重点政策化前の都においても、スポーツ振興行政と体育・スポーツ行政は、実態上、同義であったと解釈できる。

しかし、東京都は2007年度からスポーツ事業を知事部局に移管し、スポーツを都市戦略として明確に位置づけていることから、政策を担保する行政組織上も新たな段階への変革が必要となった。すなわち、スポーツ振興行政を、従来の文教行政の枠組みで捉えてきた体育・スポーツ行政の上位概念として明確に位置づける必要があるのである。したがって、これからの東京都のスポーツ振興行政モデルは、スポーツ政策の視点からの再構成が必要であり、総合スポーツ振興行政モデル（以下、「総合モデル」とする。）として表3<sup>14</sup>のように整理すべきである。

「総合モデル」においては、東京都のスポーツ振興行政の政策理念を策定する際、知事本局政策部・計画調整部<sup>15</sup>と生活文化スポーツ局スポーツ振興部が全体調整を図る。この総合調整は、「スポーツ振興」の視点から各局の個別の施策に有機的関連を持たせるためのものであり、各局はスポーツ振興行政の政策理念を踏まえて個別の施策を策定する必要がある。政策理念は、生活文化スポーツ局スポーツ振興部に事務局が置かれる、「東京都スポーツ振興審議会」の答申・建議を十分に踏まえて策定される。なお、「新振興計画」もこの「総合モデル」における政策理念に該当するものとして位置づけられよう。「総合モデル」の仕組みについては、例えば、オリンピック事業において知事本局による取りまとめが行なわれているように、実態としては、都政において既に存在している仕組みではある。しかし、都市戦略にスポーツを位置づけた「新振興計画」が策定されて以来、水面下の状況はともかく、2008年の報道発表において、スポーツ政策の方向性、「新振興計画」を具体化する指針等は示されておらず、審議会等についても競技力向上推進本部会議が1回開催されたのみである<sup>16</sup>。東京都として、都市とスポーツの新たなモデルを発信する上では、例えば「総合モデル」の明確な位置づけ等、「新振興計画」等の政策理念を実質的に担保する指針及び組織体制の整備が喫緊の課題である。

次に、各局の実施する施策であるが、施策の実施にあたっては、これまでの施策との継続性や効果への配慮が重要であるため、それらをスポーツの側から全てトップダウンで再構成し直すことは必ずしも現実的ではない。従って、例えば「高齢者スポーツに関する施策は、福祉保健局障害者施策推進部が所管する」など、各局の従来の行政区分を基礎としつつ、スポーツの視点から全体調整を行い、改めて所管を指定する必要がある。つまり、各局がスポーツをどのように捉え、どのような施策を行なうべきかの方針の確定や調整については、知事本局及び生活文化スポーツ局が所管する。しかし、個別の施策の実施については各局の責任とすることを明確にし、その上で施策の充実について更なる調整を図っていくべきである。

なお、生活文化スポーツ局スポーツ振興部の所管業務については、既に述べた全体調整及び方針の策定の他、「他の所管に属さないことを所管する」とすることが適当と考える。なぜならば、スポーツ振興部でスポーツに関する施策を全て実施することは現実的でなく、むしろ施策内容がスポーツ振興部で完結してしまうものに矮小化されるのであれば、スポーツと都市のモデルを発信することなど到底できない。「総合モデル」におけるスポーツ主

務機関の基本的なスタンスは、都のスポーツ振興行政の政策理念・方針を策定し提示することと、知事本局と連携して、都のスポーツ振興行政の一体性を担保するための調整機能を果たすことにあるのである。

## 第2節 「総合モデル」体制の整備への検討

第1節では、都の振興行政モデルの提示に向けた視点と、行政需要について検討した上で、東京都の総合スポーツ振興行政モデル（以下、「総合モデル」とする。第1節に同じ。）を提示した。「総合モデル」においては、スポーツ振興が重要政策に位置づけられている現在の都行政の時機を逸することのないよう、実現可能性を踏まえて、スポーツの機能的特性に着目して行政のあり方を提示したが、本節では、第1節の内容を掘り下げて、詳細な検討を行なうこととする。

### 第1項 「総合モデル」における政策形成の検討

都におけるスポーツ振興行政の概念を検討する上で、地方分権の進展や、行政活動の政策実施の変容などに配慮する必要があることは、既に明らかにしたところである。すなわち、佐々木(2006)が指摘するように、これからの自治体は、政策を自ら創造する「政策自治体」としての役割が求められる。つまり、多くの分野で国が政策をつくり、自治体は施策、事務事業の局面を担ってきたこれまでの関係から、一つの自治体で広義の政策、すなわち、政策（狭義）・施策・事務事業からなる政策体系を完結させることへの転換が求められているのである<sup>17</sup>。そこで、第1項では、政策体系における各段階に視点を定め、現状の問題点と改善策について検討する。

まず、政策（狭義）についてであるが、都のスポーツ振興行政の政策理念の審議・検討は、現行制度上、東京都スポーツ振興審議会を中心に行なわれていると言える。東京都スポーツ振興審議会は、地方自治法第202条の3に規定される普通地方公共団体の執行機関の附属機関にあたり、スポーツ振興法第18条により設置が規定されている。スポーツ振興法逐条解説によると、審議会の委員には、「スポーツに関する学識経験のある者」と「関係行政機関の職員」と規定されている。そして、後者については、「スポーツ行政に関する」関係行政機関の職員という意味であって、知事部局の財政関係、衛生関係の職員なども含み、これらの職員を委員にすることによって、その地方公共団体におけるスポーツ行政が円滑に行なわれることを期待している<sup>18</sup>。また、同法でスポーツ振興計画の策定にあたって、スポーツ振興審議会の意見を聴くこととした理由も、関係行政との調整を図る必要を重視してのことである<sup>19</sup>。

しかし、第22期東京都スポーツ振興審議会の委員20名のうち、他局職員の任命はなく、第21期、第20期についても同様であり、現在の都行政において、スポーツ振興審議会は

局間調整・政策調整の場としての性格は有していない。またこれは審議会等一般に共通することであるが、「審議会等では、事務当局から提出された各種の資料に基づき意見の交換がおこなわれ、やがて事務当局の用意した草案をたたき台にして答申文案が起草されることにな」っており<sup>20</sup>、行政の「隠れ蓑」的存在であると批判されることが多い。今回の「新振興計画」の策定は第 22 期東京都スポーツ振興審議会において内容の検討が行なわれ、2008 年 6 月 24 日の会合をもって、「東京都スポーツ振興基本計画」の原案が確定されている。この間、審議会は 3 回<sup>21</sup> 行なわれているが、挨拶やその他の審議事項も含めた会議時間は 6 時間に満たず、その間の調整は、スポーツ振興部スポーツ振興課で行なわれている。これは現行制度上、一般的な手法であり、やむを得ない面はあろうが、現行システムが制度疲労を起こしていることは明らかである。スポーツ振興法の改正による解決が見込めないのであれば、都が独自に委員・事務局双方にとってより価値のある新しい仕組みを検討する必要がある。

次に、施策段階・事務事業段階であるが、「新振興計画」は「都市づくりとスポーツ」という新たな視点から、政策理念や政策（狭義）面が強調された構成になっており、また予算等の行政上のスケジュールを踏まえると、2009 年度から本格的に実際の施策・事務事業に「新振興計画」の内容が反映されてくるものと考えられる。このため、施策・事務事業については、今後の検討事項について触れることに留める。

「新振興計画」は、施策の具体化にあたって、必要に応じてスポーツ振興審議会に分科会等の専門組織を設置し、また、一定期間経過後に評価、施策の見直し等を行なうとしている。分科会は、第 20 期東京都スポーツ振興審議会においても設置が見られ、分科会での審議結果は、『東京スポーツビジョン』の実現に向けた今後の取組みについて（提言）<sup>22</sup>」に反映されている。本提言は、スポーツ振興を進めるに当たっての方向性を示すだけでなく、施策の個別具体的な検証と対応策の提示を行なっており、「新振興計画」についても、このような施策の評価・管理体制を整備することは不可欠である。

また、個別の施策・事務事業の充実においては、体育・スポーツ科学の専門性をどのように導入、担保していくかを検討する必要がある。現在も、生活文化スポーツ局スポーツ振興部、総務局国体・障害者スポーツ大会推進部には、体育・スポーツの専門職員として社会教育主事（スポーツ担当）が在籍する<sup>23</sup>。しかし、近年、東京都では社会教育主事の採用はなく<sup>24</sup>、都道府県及び市区町村の教育委員会に必置の職員ではあるが<sup>25</sup>、今後の都行政において、体育・スポーツの専門職員として採用される可能性は低く、他の手段によるスポーツ科学の専門性の確保が必要である。

友添(2008a)は著書の中で、「第二次大戦後、体育学としてスタートした私たちの知そのものが、スポーツ現象の拡大・変貌とともに大きく変化し、拡散し、拡大してきたことがこの学問領域を体育学からスポーツ科学という名称だけではなく、知のありようそのものをも変えてきたように思います<sup>26</sup>。」と述べている。特に、1980 年代以降の脱産業社会の中で、スポーツは社会における地位を確固たるものにし、その中で体育学からスポーツ科学への変化・発展が進んだ。現在、スポーツ科学は、(その学問的定義づけが課題ではあるが)スポーツ的運動と、そのような運動をする人間に関する専門諸学から構成された、自然・人文・社会科学にまたがる総合科学であるといわれている<sup>27</sup>。

このようなスポーツ科学の発展に対して、スポーツ振興行政において、学問成果を取り

入れる仕組みが未整備であることは大きな課題である。東京都スポーツ振興審議会には、スポーツの学識経験者やスポーツ界の功労者が委員に多く含まれているため、政策理念や政策（狭義）においては、高水準の成果が望めるとしても、実際の施策や事務事業の段階にスポーツ科学の成果を取り入れなければ、スポーツ振興行政としての充実は望めない。行政系職員がそれらを学び入れる努力も不可欠であるが、専門的な知識や技能を持った人材が必要である。そこで東京都としては、専務的非常勤職員<sup>28</sup>等として、大学院の助手クラスや引退後のトップアスリートを採用すべきである。都内には体育・スポーツ系の大学・大学院も多く、大学院卒後の一定期間、研究を職に活かしながら継続できる環境を提供することは、都及び研究者の双方にとってメリットがある。また、引退後のトップアスリートのキャリアトランジションをサポートする形で採用することにも同様のメリットが期待される。それらの専務的非常勤職員等と行政系職員が協働して、政策理念を実際の施策・事務事業に反映させる方策を検討していくことで、「総合モデル」としての実効性を担保することが可能になると考える。

## 第2項 「総合モデル」における政策理論構成の試み

「総合モデル」における組織体制については、第1節第3項で提示し、本節第1項で付言を行なったが、第2項では、「総合モデル」の政策理論の視点設定を試みる。「新振興計画」で提示された「都市づくりとスポーツ」という新たな視点を発展させ、「総合モデル」を確立するためには、財政当局である財務局や総合調整を担う知事本局を巻き込む理論構築と都民への説明責任を満たす政策理論が展開されなければならない。

基本的な視点に立ち返ると、スポーツ政策に限らず、ある政策を拡大するためには、相応の予算と人員の拡充が必要であるが、当然、予算と人員には一定の限度があり、各局の政策は厳しい査定の対象となる。一般に、多種多様な政策分野が相互に競合関係にあれば、ある政策を拡充するには他の政策を凌ぐ政策理論が必要であり、かつ政治的にその政策が選択されねばならない。しかし例えば、スポーツ政策と高齢者福祉政策について、従来は予算上の対立構造にあったとしても、相補的な協調構造による政策理論が形成されれば、双方にとって政策の拡充が可能な場合もある。都行政は、既に他道府県に先行してコスト削減、定数削減を徹底してきており、総じて、各局・各政策とも厳しい査定を経てきている。したがって、これからは、政策・施策・事務事業の単純な圧縮や削減ではなく、都政全体をより俯瞰的に見渡し、政策を相補的な協調構造に転換していく必要がある<sup>29</sup>。

このように捉えてきた場合、「総合モデル」における、他局の政策との協調構造を確保するために、スポーツ科学の成果を活かした理論構築が必要となってくる。すなわち、スポーツの機能的特性に着目した理論構築が不可欠なのであり、その手がかりとなるのが、第1節第1項で言及した、「スポーツの目的的機能」と「スポーツの手段的機能」であると考えられる。そこで本項では、体育科教育学における、運動を内在的価値と外在的価値の関係から把握する方法を援用し、「総合モデル」における政策の協調構造の理論構築の可能性を試みる。

高橋(2008)によると、1970年代以降、「体育は運動を手段として運動に外在する価値の実現をめざすべきか、それとも運動に内在する価値の実現に向かうべきか」という議論が盛んになった。そして、70年代以降、「みんなのスポーツ」「生涯スポーツ」を志向する社会が出現したことに伴って、運動の内在的価値(運動目的論)が強調されたが、近年の子どもの心と体の問題から、再び運動の外在的価値(教育的可能性)が注目されるようになっており、今後の体育において、両者の関係を改めて問い直す必要が生じていることを指摘している。ここで高橋は、運動の内在的価値を主観的側面と客観的側面に分け、客観的な文化的側面において、内在的価値と外在的価値には親和性があり、内在的価値の習得を目指した学習において、結果として外在的価値の実現が期待できるとする<sup>30</sup>。

この高橋の指摘が、スポーツ政策における「スポーツの目的的機能」と「スポーツの手段的機能」にそのまま適用できるわけではないが、両者を統合するスポーツ政策理論を構築する視点として有益であるといえる。例えば、「スポーツの手段的機能」としてのメタボリックシンドローム対策とスポーツを楽しむこと(=「スポーツの目的的機能」)は、一般的に親和性の高いものと認識できる。もちろん、健康づくり、医療費節減といった行政目標が過度に強調されれば、スポーツの強制や、特定の政治運動目的のためにスポーツを利用するといった、スポーツ振興法、更には憲法の問題とも異なる方向性を持つ可能性も否定できない<sup>31</sup>。しかし、スポーツを楽しむ、実際に体を動かした結果、メタボリックシンドローム対策の効果も得られれば、それは本人としても、都政としても望ましいことであることは間違いない。

このように見てくると、「総合モデル」において、従来の縦割り行政の政策を、協調構造を前提とした理論に再構築することが、まさに「新振興計画」で提示された「都市戦略としてのスポーツ」を具現化するものになるのである。換言すれば、従来は各局で個々それぞれに行われていたスポーツに関連する施策を、スポーツの機能的特性から再構成することで、スポーツ政策を都市づくりと結びつけることが可能となるのである。しかし、この協調構造の理論構築には、スポーツ科学のあらゆる分野の知を取りまとめ、政策化する必要がある、政策理念の検討の場が必要である。したがって、「新振興計画」においては、武蔵野の森総合スポーツ施設構想の再検討や、東京版スポーツコミッションの設立の検討が挙げられているが、それらをこのような政策理念の検討と実証の場として位置づけることが必要であると考えられる。

### 第3項 「総合モデル」のアイデンティティ確立への視点

これまで、「新振興計画」で提示された視点を発展・具体化する「総合モデル」について、主に組織及び政策理論の視点から検討してきた。本項では、第2章におけるスポーツ振興行政の諸概念の検討を踏まえ、スポーツ振興行政の意義の視点から「総合モデル」の方向性を検討する。なぜなら、都行政においてスポーツが都市戦略と結びついた確固たる地位を継続的に築くために、行政上の理論構築が重要であることは第2項で触れたとおりであるが、それにも増して、都民や国民から共感の得られる、魅力あるモデルの発信を行なう

ことが重要であるからである。

既に触れたとおり、「新振興計画」ではスポーツの意義について、スポーツが持つ本来的な意義、スポーツの社会的役割、スポーツに期待される経済的効果が示されている。これらはスポーツが持つ機能的特性に着目し、協調構造の理論構築を検討することで、「都市戦略としてのスポーツ」の政策理念に統合していく必要があるが、一方でスポーツの意義、すなわち「スポーツの目的的機能」を精査することで、「総合モデル」のアイデンティティ確立への視点を提示することができる。

そこでまず「スポーツ振興基本計画」のスポーツの意義の冒頭を見ると、「スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。」とある。一方、「新振興計画」では、スポーツが持つ本来的な意義について、「スポーツは、人間の身体的・精神的欲求に基づいて生み出された世界共通の文化です。」とあり、同様の趣旨が示されている。

この「スポーツが文化である」ことについて、「新振興計画」の審議においては、スポーツは文化であることは既に議論の前提となっているはずであるが、日本の場合には、改めて「スポーツが文化である」と言わなければならない状況がある、という趣旨の委員間のやりとりがある<sup>32</sup>。視点を検討する上で重要な論点になり得るため、ここで考察を加えたい。

まず、一般的な理解として、世界的にスポーツが文化として認識されるようになったのは、1970年代とされている。すなわち、1975年にヨーロッパ・スポーツ所管大臣会議により「ヨーロッパみんなのスポーツ憲章」が宣言され、1978年にユネスコ第20回総会で「体育・スポーツ国際憲章」が採択された。関(1997)によると、これにより「スポーツの実践は、すべての人にとって権利である」とする考えが一定のまとまりをもって定式化された。そして関は、「体育・スポーツ国際憲章」の特徴の一つとして、現代社会における文化としてのスポーツの価値を明確に打ち出したことを挙げている<sup>33</sup>。また、野々宮(1999)もこの2つの国際的文書により、「スポーツという文化を豊かに享受することが、人類共通の課題であるという理解を有するようになった」と述べている<sup>34</sup>。日本でも、国レベルでは保健体育審議会の1989年答申「21世紀に向けたスポーツの振興方策について(答申)」において、スポーツが世界共通の人類の文化の一つであることが言及されている<sup>35</sup>。ただし、社会的影響としては、1993年のJリーグ発足が、国民がスポーツを文化として捉える契機としては画期的であったといえよう。Jリーグは発足に際して理念として「Jリーグ百年構想」を提示し、「ヨーロッパの各国でみられるような、スポーツが生活の一部となっている、いわゆる“スポーツ文化”の確立」を目指すことを謳い上げた<sup>36</sup>。JリーグHPには、Jリーグが掲げる理念は社会に新鮮な衝撃を与えたが、その衝撃は直ぐに共感へと変わり、Jリーグが蒔いたスポーツ文化という種は日本全国で着実に芽となり花となっている旨が述べられている<sup>37</sup>、十分に肯首できるものであろう。

しかし、友添(2005)は、巨大化、商業化、商品化などといった、「現代スポーツの問題を眼前にする時、スポーツ文化という言葉が声高に叫ばれる割には、スポーツが文化として成立しているとは思えない状況がある<sup>38</sup>」という。また、佐伯(2006a)は、現在では、「スポーツは文化だ」という主張が著しく弱くなっており、一時頻繁に使われた「文化としてのスポーツ」という言葉も影が薄いと指摘する<sup>39</sup>。佐伯によると、高度化と大衆化の二つ

のベクトルによって膨張する現代スポーツは、近代スポーツモデルを崩壊させたが、この崩壊はスポーツの文化的アイデンティティの崩壊の危機を意味している。そして、かつての「スポーツの文化的自覚化」の動きは対応するスポーツ論を結果することなく、ビジネス化の流れに飲み込まれて潜在化したのである<sup>40</sup>。

以上より、“スポーツ文化”は、実践面ではJリーグをはじめとする活動の中で定着する一方、理念的な部分、すなわち現代スポーツの文化論や文化的アイデンティティの部分は定着しておらず、それ故に「スポーツは文化である」ことを依然として強調しなければならない現状にあることが明らかである。

このような現状に対し、友添(2005, 2008a, 2008b)は「産業社会を基盤に創られたスポーツは、脱産業社会の今、新しいあり方を模索している最中<sup>41</sup>」であり、また、体育についても、「21世紀の体育は、『統治としての体育』と『サービスとしての体育』の二元論を超越した、第3番目の新しいディメンション(dimension)に立った体育の存在論が語られてもいいように思えてならない<sup>42</sup>」という。そして、スポーツや体育の問題群への真摯な考察が、スポーツや体育の世界に妥当する諸原理(諸原則)、さらには哲学に高められた時、あるべき体育や自立した文化としてのスポーツが構築されていくとし、体育原理という学問領域の必要性を指摘する<sup>43</sup>。

また、佐伯(2006b)は、スポーツの現代的危機に対し、功利的手段としてのスポーツの意味・価値づけを越えようとする強い思想の存在が必要であり、「スポーツの文化的自覚化」が要請されるとともに、コンピューターや遺伝子操作技術が急激に進展する未来社会も踏まえた、新しいスポーツ論、スポーツ文化論の確立が急務であると指摘する<sup>44</sup>。

このように見てくると、スポーツ振興行政の「総合モデル」のアイデンティティを確立する上では、スポーツの意義や価値、またはスポーツ文化をどのように捉えるかといった議論は避けて通れないことが明らかである。もちろん、スポーツ振興行政に必要な視点は、あくまで政策形成と実施に係るものであるため、現代スポーツの諸問題を網羅して検討する必要はない。しかし、未来社会を見据えた行政需要を把握し、政策の有効性や魅力を担保するためには、少なくとも、スポーツ振興行政の意義をスポーツ文化振興に視点から検討することは喫緊の課題である。また、その際には政策理念を全体調整する側(知事本局、生活文化スポーツ局)だけでなく、個別の施策・事務事業を担当する各局の側からの検討も重要である。そこで、第3節では、スポーツ文化振興の視点から、「総合モデル」の具体的な提言を行なうこととする。

### 第3節 「総合モデル」におけるスポーツ文化振興の視点の検討

第2節では、東京都の総合スポーツ振興行政モデル(以下、「総合モデル」とする。第2節に同じ。)の体制構築について検討し、「総合モデル」のアイデンティティを確立する上では、スポーツ文化振興の視点が重要であることを明らかにした。そこで本節では、スポーツ文化を振興するための方策について、文教行政とりわけ教育委員会の事務局である教

育庁の視点から具体的な検討を行なう。

## 第1項 スポーツ文化振興における文教行政の役割

検討に先立ち本節における「文化」の定義について確認する。文化とは、語義的には、「広辞苑」では、「人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果。衣食住をはじめ科学・技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式と内容を含む<sup>45</sup>」とあり、「大辞泉」では、「人間の生活様式の全体。人類がみずからの手で築き上げてきた有形・無形の成果の総体<sup>46</sup>」とあるが、一般に行政用語としてのスポーツと文化は、並列又は対置される構造として使用されることも多い。そこで以下では、「スポーツ文化」と表記する場合に限り、スポーツの文化、文化としてのスポーツのことを指し、単に「文化」と記す場合は、一般に行政用語として扱われる「文化」を指すものとして区別したい。

現行法制上、文化の振興を所管する国の行政組織は、文部科学省と文部科学省の外局である文化庁であり、地方の行政組織においては、文化は「教育に関する事務」の一つとされ、文化の振興は教育委員会において所掌されることになっている<sup>47</sup>。また、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにし、施策の総合的推進を図るため2001年に制定された文化芸術振興基本法<sup>48</sup>は、文部科学省及び文化庁により所管されている。このため文化の振興は、スポーツと同じく、文教行政に内包された構造を基本としていることが明らかである。振興の方策については、中川(2002)によると「国の芸術文化に関する基本的な姿勢は、『民族芸術の選別的保護』と『進歩史観にもとづく各種西洋芸術の振興』であり、地方自治体の芸術文化行政は、中央政府の「文化行政」の受動的配給者として、文化財保護、社会教育、芸術振興（主に鑑賞機会の提供）といった業務を担ってきた<sup>49</sup>。

このような状況に転機を与えたのは、1974年の大阪府文化振興研究会（梅棹忠夫、司馬遼太郎、宮本又次等）の提言であった。中川(2002)によると、「特に教育委員会所管型の自治体文化行政に強い疑義をとらえ、首長部局への所管転換を主張したのは、梅棹忠夫のチャージ・ディスチャージ論であり<sup>50</sup>」、「このテーゼは、非常に明快であり、教育委員会主導型の当時の自治体文化行政に強いインパクトをあたえ、それまでの文化行政の枠組みや思想を転換させる契機となった<sup>51</sup>」。チャージ・ディスチャージ論では、『文化』はエネルギーの放出、発散であり、エネルギーの充電ともいふべき、学習を中心とした『教育』の反対概念であること、したがって教育行政の枠の中に文化行政を位置づけることの不自然さなどが提起され<sup>52</sup>」、また、「文教」という言葉が示すように、文化と教育が混同され、同質的なものと考えられるのは誤解であることが主張された。

中川はチャージ・ディスチャージ論について、今日省みれば、論理的な飛躍も内包しており再構成が必要であるとしつつも、多くの地方自治体の文化行政思想に影響を与えた意義と、「文化」の下位概念である「教育」を担当する部門が上位概念の「文化」行政を担当するという倒立した関係を指摘したことの重要性を評している<sup>53</sup>。

小林(2002)は、文化と教育に関するこのような論議の結果、「地方自治体では、教育委員会内における社会教育課や文化課などが文部科学省-文化庁のラインを引き継いで文化の課題に対処している場合もあれば、全庁的取り組みで文化的な視点を取り入れたまちづく

りを行おうとする地方自治体では首長部局に文化課を置くなど、地方自治体レベルでは文化関連部局の二極化が進んでおり、「芸術文化系は教育委員会、まちづくり系は首長部局と単純化できるとわかりやすいが、その施策は似通っている場合も多い」実態があることを指摘している<sup>54</sup>。実際に都の文化行政も、2001年度までは首長部局である生活文化局と教育庁でそれぞれ事業が行われていた。しかし、効率化・明確化のため、2002年度より文化行政（文化財関連事務を除く。）は生活文化局に一元化されており<sup>55</sup>、現在も教育庁の所管からは外れている。

一方、都のスポーツ事業については既に述べてきたとおり、2007年度から知事部局へ移管されており、学校体育行政に係る事務についてのみ教育庁指導部指導企画課で所管されている。今回の地教行法の改正（2008）は、「スポーツ及び文化行政について、地域の実情や住民のニーズに応じて、『地域づくり』という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとする趣旨から行なうもの<sup>56</sup>」であり、都はそれに先行して文化行政、スポーツ行政ともに教育委員会から首長部局へ一元化している状況にある。

しかし、今後、都が都市戦略の視点から政策自治体としての主体的な取組を行なっていくためには、文化行政と教育行政、あるいはスポーツ行政と教育行政の新たな関係性を模索する必要があるのではないだろうか。梅棹は文化と教育が混同され、同質的なものと誤解されることに警鐘を鳴らしたが、教育と文化の関係性を否定したり、両者の断絶を主張したわけではもちろんない。むしろ、教育と文化のそれぞれの役割を峻別した上で相互作用による発展を図っていかねばならないものである。そして、このことはスポーツ文化の振興においても援用されるものである。スポーツ文化を支える体育やスポーツ教育、さらにはそれらを包含する生涯スポーツ学習があつてこそ、スポーツ文化の振興が充実し、魅力ある振興概念の提示が可能となるのである。

## 第2項 スポーツ文化振興へ向けた教育庁の課題

2006年に施行された改正教育基本法の特徴の一つとして、新たに生涯学習社会の実現が規定されたことは第2章で既に述べた。香川(2008)によると、「生涯学習の考え方は、教育を制度の側面からみることから、個人の間人形成の視点で考えることに視野を広げ」、学校を人生の初期教育の場と位置づけ、学校教育中心から脱皮する発想をもたらすとともに、社会での教育においても、「生涯学習の考え方の導入により今まで教育の範疇から除外されてきた訓練、研修、鍛錬、啓発、お稽古事等も、教育＝学習という分野で捉えられるようになる」という変化をもたらした<sup>57</sup>。改正教育基本法の第3条の解説においても、生涯学習は、「社会教育のみならず、学校教育や家庭教育や、あるいは自ら行う様々な学習活動をも含め、国民一人一人がその生涯にわたって行う学習を幅広く含むものである。<sup>58</sup>」と述べられている。

この生涯学習の理念に基づけば、現代社会では一般的な用語となった「生涯スポーツ」についても、生涯スポーツ学習の理念が想定されよう。諏訪(2008)も、今後の体育・スポ

ーツ政策および行政のあり方について述べる上で、「第1に、今後は、生涯教育・生涯学習および生涯体育・スポーツという観点から体育・スポーツ行政を考えていく必要がある<sup>59</sup>」ことを指摘している。実際、東京都においても、具体的な実践面に限れば、都独自の施策の他にも、都監理団体の財団法人東京都スポーツ文化事業団や株式会社東京スタジアム、都報告団体の東京都体育協会において様々な事業が実施されている。しかしながら、都において生涯スポーツと生涯学習あるいは生涯スポーツと教育行政を結びつける政策理念は存在してしない。しかも、このことはスポーツ事業が知事部局に移管される前の教育庁においても基本的に同様であり、生涯学習体制に生涯スポーツを具体的に組み入れる方策は存在しなかったのである。

具体的に、まず教育庁の組織沿革を、学校体育を除いた体育・スポーツの視点で整理すると、体育部は1990年度に改組されてから<sup>60</sup>2001年度末に廃止されるまでの間、組織構成に変更はない。そして、体育部スポーツ振興課には管理係・計画係・振興係の3つの係があり、管理係は体育・スポーツ及びレクリエーション事業の実施等、計画係は体育・スポーツ及びレクリエーションの総合的な計画等、振興係は社会体育の企画及び調整等を所掌事務としていた。2002年度の組織改正で生涯学習スポーツ部に統合された際は、スポーツ振興課は地域スポーツ係・スポーツ計画係・競技スポーツ係の3つの係となった。この時のスポーツ振興課の所掌事務には、スポーツ及びレクリエーションの総合的な計画及び事業の実施、社会体育の企画及び調整並びに総合的な指導等があるが、社会体育の企画及び調整並びに総合的な指導等は、係の分掌には出てこない<sup>61</sup>。分掌内容からすれば従来の振興係の業務を再構成したことになるだろうが、社会体育として実務を捉えていないことから、教育や学習の視点からスポーツ振興事業を捉えていなかったことが推察できる。

次に体育・スポーツと生涯学習の関係であるが、1990年度に社会教育部が生涯学習部に改組されてから<sup>62</sup>、2001年度末に体育部が廃止されるまでの間、生涯学習部と体育部の組織構成には基本的に変更はなく、2002年度の組織改正により両部は統合された。この間、1992年に東京都生涯学習審議会条例が施行されたが、第3期東京都生涯学習審議会の建議においては、スポーツへの言及は殆ど見られない<sup>63</sup>。これが両部統合後の2002年度の第4期東京都生涯学習審議会答申では、これまでの生涯学習振興行政では、スポーツ行政を含む総合的な生涯学習施策の展開が必ずしも十分図られてこなかったことに言及しており、都の役割として、「生涯学習施策としてスポーツの振興を位置づけるなど、総合的、効果的な施策の推進を図っていくことが望まれる。」としている<sup>64</sup>。このことは生涯学習スポーツ部の統合及び2002年7月に「ビジョン」を策定したことから言及したと考えられるが、その後の第5期答申、第6期建議ではスポーツへの言及はやはり殆ど見られない。また、2007年の生涯学習部への改組、2008年の地域教育支援部への再改組の際、社会体育は組織規程上も削除されている<sup>65</sup>。

以上より、教育庁においては、学校体育を除いた体育・スポーツを、生涯教育や生涯学習の視点から捉えた施策はなく、また行政組織上も生涯スポーツを担保するための生涯学習行政とスポーツ行政の連携体制は存在しなかったこと、また社会体育は、スポーツ事業の知事部局への移管に伴い名実ともに消滅したことが明らかである。すなわち、教育庁においては、体育・スポーツが教育や学習の視点から捉えられているのは、学校体育行政に限られ、生涯スポーツ学習の理念などは存在していないのである。

なお、付言すると、文部科学省においては、生涯学習政策局において生涯学習体制の整備を、スポーツ青少年局において体育・スポーツをそれぞれ所管しているが、文部科学省設置法、文部科学省組織令及び文部科学省組織規則では、両局の明確な区分けが見られる。実際に、国レベルでも生涯学習行政とスポーツ行政の連携による特筆すべき政策理念は見受けられず、生涯スポーツ学習の理念を想定したスポーツ振興行政体制が整備されていないことは、都と同様である。

### 第3項 「生涯スポーツ学習体制」の実現へ向けて

本章では、「新振興計画」の視点を発展・具体化するため、スポーツの機能的特性に着目し、スポーツ政策の視点から振興行政の再構成を図った「総合モデル」を提示し、検討を行ってきた。その上で「総合モデル」の魅力とアイデンティティを担保するにはスポーツ文化振興の視点が重要であり、その振興概念の充実に向けて生涯学習体制と生涯スポーツの関係に着目した。本項では、これまでの検討を踏まえ、スポーツ文化振興のための生涯スポーツ学習体制の方策を整理し、新たな視点として提示する。

生涯学習の理念において、実現を目指すべき「生涯学習社会」とは、「その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会」であり、国や地方公共団体はこの生涯学習社会の実現のため、推進体制の整備に努めることになっている。具体的には、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律<sup>66</sup>」に基づき、「生涯学習の振興に資するための都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準<sup>67</sup>」が告示されており、都道府県の教育委員会は、他部局との連携に努めつつ、推進体制を整備することが求められている。

しかしながら、学校教育を生涯学習の一部に位置づけた生涯学習の理念と推進体制の整備の方向性は、実態として十分に機能しているとは言い難い。教育庁においても、地域教育支援部の生涯学習課を中心に生涯学習体制への整備が図られているが、業務の中心はあくまで市区町村立小中学校及び都立学校における学校教育である。実際、教育庁本庁のうち、全体調整の総務部を除けば、人事部（6課1室）・指導部（4課）・都立学校教育部（4課）・福利厚生部（2課）の4部（計16課1室）及び地域教育支援部の義務教育課は学校教育を主として所管しており、生涯学習に関わるのは、地域教育支援部管理課・生涯学習課の2課にすぎない。現在、市区町村への人事権移譲や学級編制権移譲の議論もあり、今後、大規模な組織改正も想定されるが、生涯学習の観点から行政組織の再構成を行うことは業務量や人員面からも困難が予想される。また、教育庁、市区町村教育委員会、市区町村立小中学校、都立学校とも、それぞれに複雑・困難な課題を抱えており、現状の業務や教育活動に窮する中、生涯学習の理念の趣旨を活かした教育活動の再構成が浸透しているとは考えにくい。

一方で、現在、日本社会全体に、21世紀のビジョンが持てずに目先の対応に追われている傾向がある。例えば、佐々木(2006)は、「国政はいま、政策指針を持たず羅針盤を失ったかのような様相にある。例えば教育立国を標榜しているが、ゆとり教育を掲げたかと思

うと、学力低下で突然それを引っ込める。かつての“猫の目農政”に似た政策運営に陥している。これに迷惑するのは学校現場の教師であり、教育を受ける子供たちである」とし、「地方自治体が政策づくりの牽引力になれるかどうかは決定的な意味を持つ」ことを強調する<sup>68</sup>。また、「10年後の東京」計画においても、「我が国は、今、物質的な豊かさを極めながらも、自らが依って立つ価値の基軸や新しい目標を見い出せず、都民、国民が将来に対する夢や希望を抱きにくくなって」おり、東京が世界の諸都市の「範」となる必要があることが指摘されている<sup>69</sup>。

このような状況への対処法として、ここでは環境問題スペシャリストである小澤(2006)の「バックキャスト」の考え方を参考にしたい。小澤は著書「スウェーデンに学ぶ『持続可能な社会』」の中で、「将来の方向を考え、行動する手法として、『フォアキャスト(forecast)』と『バックキャスト(backcast)』の二つの方法があり、スウェーデンの未来予測レポートでは、「将来のあるべき姿を想定し、それに基づいて、いま、何をしたらよいかを判断する」といった意味で「バックキャスト」という言葉がよく使われていると紹介している。小澤は、『フォアキャスト』を『現在から将来を見る』または『長期ビジョンが不明確のまま現状追認する』、『バックキャスト』を『将来から現在を見る』または『長期ビジョン年次から方向を検証しながら社会を変えていく』という意味で使うとし、環境問題において、「地球は有限」という前提に立ち、バックキャスト的手法で対策を講じれば、「持続可能な社会」の実現は不可能ではないと指摘する<sup>70</sup>。

環境問題と教育行政やスポーツ行政を同列視できるかどうかはともかく、教育庁としてなすべきことは、この「バックキャスト」の手法から、先が見えない21世紀において、都民に明確な方向性を示すことだと考える。すなわち、社会の30年後、50年後とともに、今の子どもの30年後、50年後がどのようなようであるか、どのように生活していることが望ましいかを現在の時点で想定し、そこから現在をバックキャストするのである。

そこで、バックキャスト、フォアキャストの考え方で、教育庁としての生涯スポーツ学習体制へのあり方を検討し、本章のまとめとしたい。ただし、この提言は、教育庁が行政ニーズとして取り上げることが前提となるため、まず、教育庁の行政責任について確認する。そもそも教育委員会は、主として教育の政治的中立と教育行政の安定を図るという観点から、地方公共団体の教育事務を専門的かつ独立して担当する執行機関として設置されているものである<sup>71</sup>。そして、「指導、助言、援助等の非権力的作用にこそ、教育行政の最も大切な仕事があり、指導機能の充実のため、学校教育、社会教育の両面にわたり、それぞれ指導を担当する専門的職員（教育長、指導主事、社会教育主事等）を特記しているのである<sup>72</sup>。しかし、既に明らかにしたように教育庁において体育・スポーツが教育や学習の視点から捉えられているのは、学校体育行政に限られている。教育庁としての業務の中心が学校教育である実態を鑑みれば、当然の帰結でもあり、これまでは行政責任を問う段階までは至らなかったと想定される。

しかし、都市戦略にスポーツを位置づけた政策自治体において、今後とも、教育行政がスポーツへの多様な関わり方や生涯スポーツ学習の検討などを行わない場合は、専門性の放棄とも言え、看過できないであろう。なぜならば、2006年度までのスポーツ事業を教育庁が所管していたという事実のみならず、都民に体育・スポーツが事実上課されているのは、学校制度（学習指導要領）においてのみであり、教育庁が体育・スポーツへの関わり

方に最も影響を与える行政主体であることは間違いないからである。また、「振興概念」については既に検討を行ったが、スポーツの普及がスポーツ振興とほぼ同義で捉えられる限りは、指導者や施設の整備をスポーツ振興の評価基準として利用することに問題はなかった。しかし、施設整備が進み、また財政上もハード優先の振興行政が望めない中、スポーツ振興の新たな評価基準をソフト面に探る必要もある。したがって、現段階では、教育庁は生涯スポーツ学習体制の確立を行政ニーズとして取り上げる必要があると考える。

それではまず、バックキャストの考え方によって、社会の30年後、50年後とともに、今の都民、特に今の子ども30年後、50年後を想定して生涯スポーツ学習体制のあり方を検討する。未来の社会と身体については、第1節第1項で触れたとおり、少子高齢化の進展により高齢者の身体活動の維持の必要性が増大し、また、産業構造の変化や科学技術の発達に現在の常識を超える身体加工を促進すると考えられる。したがって、身体の位置づけの抜本的な転換は不可避であり、同時にそれらがスポーツにも大きな影響を与えることになる。一方、今の子ども30年後、50年後については、どのようなスポーツ享受能力を身につけていることが望ましいか、といった視点から検討する必要がある。これらは体育科教育学などのスポーツ人文科学の成果に拠るところが大きいだろう。また、今の働く世代の多くが後期高齢者として生存しており、この世代の身体活動と余暇の関連についても、バックキャストの考え方によって、今、必要なことを想定することも重要である。

次にフォアキャストの視点、すなわち現在から将来を見据える視点としては、生涯スポーツ学習体制を確立するため、生涯学習に生涯スポーツ学習を位置づけるとともに、学校体育行政をその初期段階と位置づけた上で充実を図る必要がある。教育庁はこれまでも、例えば、部活動基本問題検討委員会（2004年10月設置）、部活動振興専門委員会（2005年12月設置）によって部活動振興を図る上での課題を明確にし、解決に向けた具体的な検討を行ってきた。例えば、2007年4月より、東京都立学校の管理運営規則を改正し、教育活動の一環として部活動を設置及び運営することを定め、部活動推進指定校を指定して予算措置を行い、教員業務特殊手当（いわゆる部活動手当）の増額等の勤務条件の改善も図ってきた。また、2008年度からスポーツ教育推進校等を指定し<sup>73</sup>、スポーツ教育推進にかかわる経費の配付、トップアスリートの学校派遣、オリンピック学習読本<sup>74</sup>の活用等を行ってきた。東京都教育委員会は、教育基本法の改正、「10年後の東京」計画の策定を踏まえ、2008年5月「東京都教育ビジョン（第2次）」を策定したが、この中で「スポーツ教育の推進等による学校体育の一層の充実」を今後5年間で特に重点的に取り組むべき事項に挙げている<sup>75</sup>。しかし、これらの事業はいずれも学校体育行政を所管する指導部指導企画課が中心となって事業を行っており、今後は生涯スポーツ学習の視点から地域教育支援部等との連携を図りながら、生涯スポーツ学習体制を構築していかねばならない。

以上のとおり、スポーツ文化を振興するための方策について、教育庁は、学校体育行政及び生涯学習を所管し、また2006年度まで体育・スポーツ行政を所管してきた経緯を踏まえ、生涯スポーツ学習体制の確立など具体的な対応が求められている。そして、教育、学習がスポーツ文化振興施策として確立し、「総合モデル」のアイデンティティとなることで、都のスポーツ振興行政が、都市とスポーツの新たな魅力あるモデルとして、世界に発信できると考える。

- 
- <sup>1</sup> 諏訪(2008)p. 15
- <sup>2</sup> 諏訪(2008)pp. 15-16.
- <sup>3</sup> 「広辞苑 第六版」
- <sup>4</sup> 「大辞泉 増補・新装版」
- <sup>5</sup> 友添(2008a)p. 177
- <sup>6</sup> 説明責任について、西尾は、「今日では、行政機関が自己の遂行する政策・施策・事業についてその背景・意図・方法とその成果などを広く国民一般に対して明らかにし、その理解を求める責任にまで拡張されている」と指摘している。西尾(2001)pp. 401-402.)
- <sup>7</sup> 西尾(2001)pp. 285-287.
- <sup>8</sup> 西尾(2001)pp. 285-286.
- <sup>9</sup> 諏訪(2008)pp. 33-34.
- <sup>10</sup> 一(2007)pp. 8-9.
- <sup>11</sup> 一般に行政官僚制における割拠的構造が生み出す弊害を意味している。「現代政治学小辞典(新版)」(1999), p261
- <sup>12</sup> 「東京都高齢者福祉保健計画」など。東京都報道発表(2006年3月30日,福祉保健局)(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/03/20g3u600.htm>)
- <sup>13</sup> アジアユースパラリンピック東京大会の計画・運営のために、2008年4月の組織改正で新設。
- <sup>14</sup> 総合モデルの表については、「図表一覧」参照。
- <sup>15</sup> 知事本局は、知事のトップマネジメントを補佐し、重要な施策の企画立案・総合調整、報道機関との連絡、都市外交の推進に関する事務などを分掌することを機能として2004年4月にそれまでの知事本部を改組する形で設置された。このうち、政策部政策課は新規の重要な施策の企画、立案、調査及び連絡調整を行い、計画調整部計画調整課は重要な施策に関する総合的な調整を行なっている。
- <sup>16</sup> 東京都 HP これまでの報道発表(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/index.htm>)2008年8月~12月分
- <sup>17</sup> 佐々木(2006)pp. 87-92.
- <sup>18</sup> 川口、西田(1961)p. 87
- <sup>19</sup> 第2章第1節第1項参照。
- <sup>20</sup> 西尾(2001)p. 282
- <sup>21</sup> 第1回が2007年10月30日、第2回が2008年3月27日、第3回が2008年6月24日
- <sup>22</sup> 東京都スポーツ振興審議会(第20期),2004,『「東京スポーツビジョン」の実現に向けた今後の取組について(提言)平成16年12月16日』
- <sup>23</sup> なお、社会教育主事は教育委員会事務局に置く職であるため、教育庁との併任となっている。
- <sup>24</sup> なお、特別区においても事実上採用枠はない。特別区人事委員会 HP(<http://www.tokyo23city.or.jp/senkou.htm>)
- <sup>25</sup> 社会教育法第9条の2「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。」
- <sup>26</sup> 友添(2008a)p. 189
- <sup>27</sup> 友添(2008a)pp. 187-193.
- <sup>28</sup> 地方公務員法第3条に基づく非常勤の特別職であり、雇用期間は1年以内(更新可能)で、勤務日数は月当たり16日を上限とし、職務を遂行するために必要な知識を有すると認められる者が対象となる。
- <sup>29</sup> 足立幸男(2003)pp. 4-6.
- <sup>30</sup> 高橋(2008)pp. 57-58.
- <sup>31</sup> 川口、西田(1961)pp. 22-23.
- <sup>32</sup> 東京都スポーツ振興審議会(第22期)第2回議事録(2008年3月27日), pp. 12-13.
- <sup>33</sup> 関(1997)pp. 533-534.
- <sup>34</sup> 野々宮(1999)pp. 26-27.
- <sup>35</sup> 保健体育審議会(1989)「21世紀に向けたスポーツの振興方策について(答申)より「スポーツ振興の意義 スポーツは、個々人の心身の健全な発達に資するとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するものであり、また、世界共通の人類の文化の一つである。現代社会における

---

このようなスポーツの意義をふえんして述べれば次のとおりである。(後略)

- <sup>36</sup> 日本体育・学校健康センター(2002)p. 297
- <sup>37</sup> Jリーグ公式サイト：Jリーグ百年構想とは (<http://www.j-league.or.jp/100year/about/>)
- <sup>38</sup> 友添(2005)p. 4
- <sup>39</sup> 佐伯(2006b)p. 18
- <sup>40</sup> 佐伯(2006b)pp. 15-19.
- <sup>41</sup> 友添(2008a)p. 15
- <sup>42</sup> 友添(2008b)pp. 15
- <sup>43</sup> 友添(2005)pp. 4-7.
- <sup>44</sup> 佐伯(2006b)pp. 18-21.
- <sup>45</sup> 「広辞苑 第六版」
- <sup>46</sup> 「大辞泉 増補・新装版」
- <sup>47</sup> 国家行政組織法第3条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条、第23条
- <sup>48</sup> 平成13年法律第148号「文化芸術振興基本法」(平成13年12月27日公布、施行)
- <sup>49</sup> 中川(2002)p. 142
- <sup>50</sup> 中川(2002)p. 143
- <sup>51</sup> 中川(2001)pp. 2-4.
- <sup>52</sup> 中川(2001)p. 3
- <sup>53</sup> 中川(2002)pp. 152-153.
- <sup>54</sup> 小林(2002)pp. 128-129.
- <sup>55</sup> 東京都スポーツ振興審議会(第20期)第1回議事録(2003年1月28日), p. 9
- <sup>56</sup> 文部科学省(2007)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について(通知)」(平成19年7月31日付、19文科初第535号)
- <sup>57</sup> 香川(2008)p. 5
- <sup>58</sup> 田中壮一郎監修(2007)p. 65
- <sup>59</sup> 諏訪(2008)p. 33
- <sup>60</sup> 東京都教育委員会規則22号(平成2年8月1日)、第2章第1節既出。
- <sup>61</sup> 東京都教育庁係等設置に関する規程(教育例規集平成15年版)より
- <sup>62</sup> 東京都教育委員会規則22号(平成2年8月1日)、第2章第1節既出。
- <sup>63</sup> 東京都生涯学習審議会(第3期), 建議  
(<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/gijiroku/3syogaikengi.pdf>)
- <sup>64</sup> 東京都生涯学習審議会(第4期), 2002, 「地域における『新しい公共』を生み出す生涯学習の推進(答申)」(<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/gijiroku/toshin.pdf>)
- <sup>65</sup> 東京都教育庁処務規則、東京都教育庁係等設置に関する規程
- <sup>66</sup> 「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成2年法律第71号)
- <sup>67</sup> 文部省(2001)「生涯学習の振興に資するための都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準」(2001年2月7日付文部省告示第5号)
- <sup>68</sup> 佐々木(2006)pp. 9-10.
- <sup>69</sup> 「10年後の東京～東京が変わる～」(2006)p. 3
- <sup>70</sup> 小澤(2006)pp. 43-46.
- <sup>71</sup> 木田(2003)p. 43
- <sup>72</sup> 木田(2003)p. 42
- <sup>73</sup> 東京都報道発表(2008年4月24日, 教育庁), 「『平成20年度スポーツ教育推進校等』の指定について」(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2008/04/20i4o500.htm>)
- <sup>74</sup> 東京都報道発表(2008年9月8日, 東京オリンピック・パラリンピック招致本部), 「『オリンピック学習読本』を作成しました」  
(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2008/09/20i99300.htm>)
- <sup>75</sup> 東京都報道発表(2008年5月22日, 教育庁), 「『東京都教育ビジョン(第2次)』の策定について」(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2008/05/70i5m100.htm>)

## 結 章

### 第1節 本研究のまとめ

本研究では、近年の東京都のスポーツ振興行政の動向やスポーツの諸概念について分析・考察を行った上で、これからの東京都のスポーツ振興行政のあり方に関する提言を行った。

すなわち、まず第1章では、提言のための予備的考察として、近年の政治・行政改革及び国のスポーツ振興行政の動向を踏まえ、東京都のスポーツ振興行政の諸相を明らかにした。近年の東京都のスポーツ振興行政は、組織的には1999年以降2001年度まで、2002年度から2006年度まで、2007年度以降の3つの時期に分類することができる。まず、1999年以降2001年度までの時期は、教育庁体育部内で都のスポーツ振興行政は事実上完結していた。次に、2002年度から2006年度までは、学校体育行政とスポーツ振興行政が明確に分離したものの、スポーツ振興行政としては、やはり教育庁内で事実上完結していた。しかし、2007年度以降はスポーツ振興行政の所管が知事部局に移管され、全庁的規模に拡大していると言える。組織改正上は以上のとおりであるが、都のスポーツ振興行政は2004年度以降、重点政策化が進んだため、重点政策化前（概ね2003年度まで）と以後の2つに大きく分類してその特徴を把握した。すなわち、重点政策化前までのスポーツ振興行政の特徴は、基本的に国の政治改革・行政改革を踏まえた都行政全般の動向と、国のスポーツ振興行政の動向に追随するものであったことが明らかとなった。一方、重点政策化は、石原都知事のリーダーシップの下に進められたが、特に2016年の東京オリンピック招致の是非が都知事選（2007年4月）の重要な争点となった。この都知事選において、石原都知事が対立候補に大差をつけて3選を果たしたことにより、スポーツ政策の重点化が都民に支持された形となり、正当化される形となった。そして、現在の都のスポーツ振興行政は、2008年7月策定の「東京都スポーツ振興基本計画」において提示された、スポーツと都市づくりを結びつけるという新たな理念の下、都の重要政策として新たな展開に入っていることが明らかとなった。

第2章では、提言のための予備的考察として、スポーツ振興行政における諸概念について分析・検討し、東京都のスポーツ振興行政への提言を行うための視点の検討を行った。

まず、体育とスポーツの法令・行政上の概念について分析を行った上で、東京都のスポーツ振興行政の実態を主として行政組織の視点から分析・検討した。その結果、現在の東京都のスポーツ振興行政は、従来のように「文教行政」の枠組みから捉える段階を超え、全庁的なスポーツ振興行政の枠組みからの調整を必要とする段階に進み、それに伴う再構成が必要になったことが明らかとなった。次に、スポーツ「振興行政」の概念の特徴を分析・検討した。特にスポーツ振興法成立から半世紀近くになる現在に至っても、「振興行政」概念の根拠となる法令及び行政機関の枠組みが変更されていないことに着目し、スポーツの普及を中心とした「振興行政」からの発展が不可欠であることを明らかにした。そして、現在のスポーツ振興行政には、現在の社会状況及びスポーツの状況の変化に応じた「振興行政」概念が不在であることを指摘し、東京都は独自のスポーツ振興行政を新たに定義す

る必要があることを明らかにした。

その上で、現在の都の「振興行政」の到達点として、「東京都スポーツ振興基本計画」を分析・検討したところ、スポーツを都市戦略に結びつけたり、スポーツの捉え方を広げているなど、従来にない新しい視点が数多く認められた。そこで、この「東京都スポーツ振興基本計画」で掲げた理念をより精緻なものにするとともに、実現に向けての具体的な取組みを行うことが都行政の喫緊の課題であることを指摘した。

第3章では、第1章及び第2章の予備的考察を踏まえ、スポーツが持つ機能的特性を行政施策に有効に結びつける方策に主眼を置き、東京都のスポーツ振興行政についての具体的な提言を行った。まず第1節において、「東京都スポーツ振興基本計画」で示された基本理念を具体的に施策化する上では、広範・多岐にわたる政策対象としてのスポーツの実態に対応するため、スポーツが持つ機能的特性（それは、「遊び」、「楽しさ」といったスポーツの本来的意義も含む。）に着目し、スポーツ政策の視点から従来の縦割り行政組織に変革を与えて、行政モデルを再構築することが必要であることを明らかにした。そして、スポーツ振興が重要政策に位置づけられている現在の都行政の時期を逸することのないように、実現可能性を踏まえて、総合スポーツ振興行政モデル（以下、「総合モデル」とする。）を提示した。

次に第2節では、「総合モデル」における政策形成や政策理論構成についての視点を分析し、モデルの実効性を担保する方策を検討した。特にスポーツの機能的特性に着目し、都政全体をより俯瞰的に見渡して政策の再構成を図ることで、従来は対立構造にあった政策も相補的な協調構造の政策に転換することができることを指摘した。加えて、「総合モデル」を都民や国民から共感の得られる、魅力あるものにするため、スポーツ文化振興の視点からスポーツ振興行政の意義を検討することで、「総合モデル」のアイデンティティを確立すべきであることを提言した。

最後に、第3節において、「総合モデル」におけるスポーツ文化振興の方策について、筆者の所属する教育庁の視点から具体的な検討を行った。まず、スポーツ振興行政と類似の行政構造である文化振興行政に着目し、文教行政における教育と文化の関係性について触れ、スポーツ振興行政においても教育行政とスポーツ文化振興の新たな関係性を模索することで新しい振興概念が提示できることを指摘した。

また、生涯学習の理念と教育庁における実態について、政策及び組織・構造上の課題に触れ、東京都において教育行政及び生涯学習体制とスポーツ振興行政との連携体制は十分でないことを明らかにした。その上で、スポーツ文化振興の視点から、教育庁が、未来を見据えた「バックキャスト」の視点を持ち、「生涯スポーツ学習体制」を構築していくことの必要性と可能性を明らかにした。

以上より、東京都のスポーツ振興行政は、政策自治体として、スポーツの機能的特性に着目した「総合モデル」を構築し、現在の到達点である「東京都スポーツ振興基本計画」の理念を具体的に施策化していく必要があることが明らかとなった。その際、スポーツ文化振興の視点から、教育庁において「生涯学習スポーツ体制」を構築し、それを「総合モデル」のアイデンティティとすることで、東京都のスポーツ振興行政が、都市とスポーツの新たな魅力あるモデルとして世界に発信できると考える。

## 第2節 今後の課題

本研究は、広域地方公共団体である東京都のスポーツ振興行政のあり方について、スポーツ政策、スポーツ行政、スポーツ人文社会科学の先行研究の知見をもとに、筆者の東京都職員としての経験を踏まえ、考察を行ったものである。しかしながら、同様の先行研究が存在せず、また時間的制約の中、政策に対する批判的検討よりも、現状を明らかにし、提言を加える段階に力点を置かざるを得なかった。

このため、スポーツ振興行政を検討する上で重要な、政策科学的な視点や、歴史的視点に基づく分析・検討については殆どなされておらず、東京都のスポーツ振興行政の現状分析と当面の方向性を示すことに留まっている。また、スポーツ振興行政の根本的な課題、すなわち、行政がスポーツに対してどのような位置づけにあるべきか、また都民・国民に何を保障すべきかといった、法学的・行政学的な視点については、先行研究の知見を援用している部分が多く、詳細な分析・批判的検討が十分に行われていない。この他にも、国、広域地方公共団体と基礎的公共団体の役割分担や、都関連団体、NPO 法人や総合型地域スポーツクラブ、ボランティア団体等々の関係性についても分析・検討を行わなければ、東京都のスポーツ振興行政のあり方を提示する上で十分ではない。

このように、本研究は様々な限界と今後の課題を有するものではあるが、先行研究の存在しない、現在の東京都のスポーツ振興行政を分析し、今後のあり方を提示した意味において、今後の東京都、あるいは広域地方公共団体のスポーツ振興行政を考究するにあたっての糸口となる、基礎的な位置づけをなしたといえる。

## 【1. 引用・参考文献一覧】

著者名	( 年 )	文献名・資料名	出版社	ページ, URL
足立幸男	( 2003 )	公共政策学	ミネルウゝァ書房	pp. 1-15.
AFP通信	( 2007 )	AFPBBNews (2007年4月8日23:30)	AFP通信社	( <a href="http://www.afpbb.com/article/politics/2208648/1497162">http://www.afpbb.com/article/politics/2208648/1497162</a> )
千葉正士	( 2001 )	スポーツ法学序説	信山社出版	
遠藤雅彦	( 2008 )	東京マラソン	ベースボールマガジン社	
一正孝	( 2007 )	教養としてのスポーツ・身体文化 (改訂版)	大修館書店	pp. 8-9.
橋本信之	( 2003 )	公共政策学	ミネルウゝァ書房	pp. 131-144.
出原泰明	( 2005 )	教養としての体育原理	大修館書店	pp. 21-26.
自由民主党	( 2008 )	スポーツ立国調査会中間報告	自由民主党	
香川正弘	( 2008 )	よくわかる生涯学習	ミネルウゝァ書房	pp. 2-5.
川口頼好、西田剛	( 1961 )	逐条解説 スポーツ振興法	柏林書房	
川崎政司	( 2006 )	地方自治法基本解説 (第2版)	法学書院	
木田宏	( 2003 )	第三次新訂逐条解説 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第一法規	
菊幸一	( 2006 )	現代スポーツのパースペクティブ	大修館書店	pp. 96-112.
小林真理	( 2002 )	文化政策を学ぶ人のために	世界思想社	pp. 128-140.
近藤智晴	( 2008 )	現代スポーツ評論18	創文企画	pp. 62-68.
黒須充	( 2008 )	総合型地域スポーツクラブの時代 第2巻 行政とクラブとの協働	創文企画	pp. 7-20. , pp. 79-126.
黒須充	( 2006 )	現代スポーツのパースペクティブ	大修館書店	pp. 118-137.
内閣府	( 1997 )	行政改革会議最終報告	首相官邸HP	( <a href="http://www.kantei.go.jp/index.html">http://www.kantei.go.jp/index.html</a> )
中川幾郎	( 2002 )	文化政策を学ぶ人のために	世界思想社	pp. 141-154.
中川幾郎	( 2001 )	分権時代の自治体文化政策	勁草書房	
中村祐司	( 1999 )	スポーツの政治学	杏林書院	pp. 43-62.
中村祐司	( 2006 )	スポーツの行政学	成文堂	
成瀬和弥	( 2008 )	スポーツ政策の現代的課題	日本評論社	pp. 51-61.
日本体育・学校健康センター	( 2002 )	スポーツ振興くじの創設と展開 toto すべてのスポーツのために	ぎょうせい	
西尾勝	( 2001 )	行政学 (新版)	有斐閣	
西尾勝	( 2006 )	分権改革と政治改革	公人の友社	
野々宮徹	( 1999 )	スポーツの政治学	杏林書院	pp. 12-30.
小笠原正	( 2007 )	導入対話によるスポーツ法学 第2版	不磨書房	pp. 3-14.
小澤徳太郎	( 2006 )	スウェーデンに学ぶ「持続可能な社会」	朝日新聞社	
佐伯年詩雄	( 2006a )	現代スポーツ評論15	創文企画	pp. 36-48.
佐伯年詩雄	( 2006b )	現代スポーツのパースペクティブ	大修館書店	pp. 11-21.
真田久	( 2008 )	現代スポーツ評論19	創文企画	pp. 173-178.
佐々木信夫	( 2003 )	東京都政	岩波書店	
佐々木信夫	( 2006 )	自治体をどう変えるか	筑摩書房	
関春南	( 1997 )	戦後日本のスポーツ政策 その構造と展開	大修館書店	
清水忠彦	( 2006 )	東京研究6	東京自治問題研究所	pp. 97-106.
塩野宏	( 2005 )	行政法1 (第四版) 行政法総論	有斐閣	
諏訪伸夫	( 2008 )	スポーツ政策の現代的課題	日本評論社	pp. 3-36.
体育科教育編集部	( 2008 )	体育科教育第56巻第6号	大修館書店	pp. 10-19.
高橋健夫	( 2008 )	現代スポーツ評論18	創文企画	pp. 55-61.
田中壮一郎監修	( 2007 )	逐条解説 改正教育基本法	第一法規	
富田幸博	( 1999 )	スポーツ行政・政策マニュアル	文化書房博文社	pp. 13-23.
友添秀則	( 2008b )	現代スポーツ評論18	創文企画	pp. 8-15.
友添秀則	( 2008a )	スポーツのいまを考える	創文企画	
友添秀則	( 2005 )	教養としての体育原理	大修館書店	pp. 4-7.
都政新報	( 2003 )	都政新報4927号 (2003年4月15日付)	都政新報社	
都政新報	( 2005 )	都政新報5094号 (2005年1月7日付) 社説	都政新報社	
都政新報	( 2005 )	都政新報5122号 (2005年4月19日付)	都政新報社	
都政新報	( 2005 )	都政新報5133号 (2005年6月7日付)	都政新報社	
内海和雄	( 2005 )	日本のスポーツ・フォー・オール	不昧堂出版	
山下秋二、中西純司、高岡昌弘	( 2006 )	スポーツ経営学	大修館書店	pp. 78-92.
谷塚哲	( 2008 )	総合型地域スポーツクラブの時代 第2巻 行政とクラブとの協働	創文企画	pp. 63-76.

## 【2. 文部省・文部科学省関連資料一覧】

文部省(1997)	生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について(答申)	文部科学省HP	( <a href="http://www.mext.go.jp/">http://www.mext.go.jp/</a> )
文部省(1999)	スポーツ振興基本計画の在り方について(諮問)	文部科学省HP	( <a href="http://www.mext.go.jp/">http://www.mext.go.jp/</a> )
文部省(2000)	スポーツ振興基本計画の在り方について(答申)	文部科学省HP	( <a href="http://www.mext.go.jp/">http://www.mext.go.jp/</a> )
文部省(2005)	新しい時代の義務教育を創造する(答申)	文部科学省HP	( <a href="http://www.mext.go.jp/">http://www.mext.go.jp/</a> )
文部省(1976)	「学校体育施設開放事業の推進について」		昭和51年6月26日付文体第146号
文部省(1956)	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の施行のついて」		昭和31年6月30日付文初地第326号
文部科学省	学習指導要領改訂の基本的な考え方	文部科学省HP	( <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/index.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/index.htm</a> )
文部科学省(2008)	中学校学習指導要領解説 保健体育編	東山書房	
文部科学省(2007)	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について(通知)」		平成19年7月31日付文科初第535号

## 【3. 東京都関連資料一覧】

東京都	東京都議会議事録	東京都議会局	
東京都	東京都教育委員会定例会議録	東京都教育委員会	
東京都	東京都スポーツ振興審議会議事録(第20期、第21期)	東京都教育委員会	
東京都	東京都スポーツ振興審議会議事録(第22期)	東京都生活文化スポーツ局	
東京都	東京都生涯学習審議会議事録	東京都教育委員会	
東京都(2008)	東京都スポーツ振興基本計画	東京都生活文化スポーツ局	
東京都(2008)	都政2008	東京都生活文化局	
東京都(2008)	東京都競技力向上基本方針・実施計画	東京都生活文化局	
東京都(2006)	10年後の東京	東京都知事本局	
東京都(2004)	「東京スポーツビジョン」の実現に向けた今後の取組について(提言)	東京都教育委員会	
東京都(2002)	東京スポーツビジョン	東京都教育委員会	
東京都(1994)	武蔵野の森総合スポーツ施設建設計画推進委員会答申	東京都教育委員会	
東京都(1989)	「武蔵野の森」総合スポーツ施設建設基本構想検討委員会報告書	東京都教育委員会	
(URL)	東京都公式ホームページ	東京都	( <a href="http://www.metro.tokyo.jp/index.htm">http://www.metro.tokyo.jp/index.htm</a> )
(URL)	株式会社東京スタジアムホームページ		( <a href="http://www.ajinomotostadium.com/news/cont.html?item=10009">http://www.ajinomotostadium.com/news/cont.html?item=10009</a> )
(URL)	東京辰巳国際水泳場ホームページ		( <a href="http://www.tatsumi-swim.com/index.php">http://www.tatsumi-swim.com/index.php</a> )
(URL)	東京都公文書館ホームページ	東京都総務局	( <a href="http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/">http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/</a> )

## 【4. その他の引用・参考URL等】

現代政治学小辞典(新版)(1999)	有斐閣	
広辞苑 第六版(2008)	岩波書店	
大辞泉 増補・新装版(1998)	小学館	
日独英仏対照スポーツ科学事典(1993)	大修館書店	
特別区人事委員会ホームページ	特別区人事委員会	( <a href="http://www.tokyo23city.or.jp/senkou.htm">http://www.tokyo23city.or.jp/senkou.htm</a> )
Jリーグ公式サイト	社団法人日本プロサッカーリーグ	( <a href="http://www.j-league.or.jp">http://www.j-league.or.jp</a> )

## 【図表一覧】

### <表1：第1章関係>

表1-1【平成13年度時点】

局等	教育委員会	
	教育庁	
部	体育部	
課	スポーツ振興課	体育健康指導課

表1-2【平成14年度時点】

局等	教育委員会	
	教育庁	
部	生涯学習スポーツ部	指導部
課	スポーツ振興課	指導企画課

表1-3【現在（平成20年12月）】

局等	教育委員会 教育庁	生活文化スポーツ局		東京オリンピック・パラリンピック招致本部					総務局		福祉保健局		
部	指導部	スポーツ振興部		企画部		招致推進部			国体・障害者スポーツ大会推進部		保健政策部	障害者施策推進部	
課	指導企画課	スポーツ計画課	スポーツ事業課	総務課	事業調整課	計画調整課	競技計画課	運営計画課	施設計画課	企画課	競技課	健康推進課	スポーツ国際

### <表2：第2章関係>

政策の対象としてのスポーツ						
文教行政における体育・スポーツ				労働 行政 にお ける	厚生 行政 にお ける	福祉 行政 にお ける
体育・スポーツ						
学校における体育		スポーツ (学校における体育を除く。)				
教育課程上の体育	運動部活動	生涯スポーツ	競技スポーツ			● ● ●

### <表3：第3章関係>総合スポーツ振興行政モデル（全体イメージ）

	全体調整：知事本局政策部・計画調整部、生活文化スポーツ局スポーツ振興部											
	スポーツ振興行政											
局等	生活文化スポーツ局			招致本部		総務局		福祉保健局		教育委員会（教育庁）		
部	スポーツ振興部			都民生活部	企画部	招致推進部	国体・障害者スポーツ大会推進部	高齢社会対策部	保健政策部	障害者施策推進部	地域教育支援部	指導部
所管業務	他の所管に属さないこと 方針確定（主務機関）			女性スポーツ	招致活動	国体・障害者スポーツ大会	介護予防 高齢者スポーツ	健康づくり推進	障害者スポーツ	生涯スポーツ学習	学校における体育	

## 【参考年表】近年の東京都のスポーツ振興行政に関連する動き

西暦	元号	月	東京都の動き
1999	11	4	石原慎太郎都知事当選（1期）
1999	11	7	第一次東京都地方分権推進計画、財政再建推進プラン策定
1999	11	10	東京都生涯学習推進本部を「東京都生涯学習協議会」に改組
2000	12	8	政策報道室に知事室を設置、第二次東京都地方分権推進計画策定
2000	12	9	生涯学習審議会(3期)建議「都における社会参加と生涯学習」
2000	12	12	東京構想2000策定、都庁改革アクションプラン策定、都におけるPFI基本方針
2001	13	4	知事本部新設など組織改正、区部ユースプラザ(PFI事業)実施方針発表
2001	13	7	スポーツ振興審議会(19期)建議、ビジョン策定に向けて
2001	13	11	東京スタジアム、ネーミングライツ導入決定
2002	14	4	文化振興事業を生活文化局に移管など組織改正 生涯学習部を生涯学習スポーツ部に改組、体育部を廃止
2002	14	7	「重要施策についての基本方針」を知事決定 「東京スポーツビジョン」策定、多摩ユースプラザ実施方針発表
2002	14	12	生涯学習審議会(4期) 答申
2003	15	1	スポーツ振興審議会(20期第1回)、夢の島体育館閉館
2003	15	3	多摩スポーツ会館閉館、スポーツ振興審議会(20期第2回)
2003	15	4	石原慎太郎都知事当選（2期）
2003	15	11	第二次都庁改革アクションプラン策定 教育庁、アテネオリンピック聖火リレーの実施発表
2004	16	3	区部ユースプラザ開館、スポーツ振興審議会(20期第3回)
2004	16	4	知事本部を知事本局へ改組など組織改正 「東京都教育ビジョン」の策定 東京都体育協会、監理団体の指定を解除し、報告団体に移行。
2004	16	6	アテネ2004オリンピック聖火リレーの実施
2004	16	9	石原都知事、定例会見で東京大都市マラソンの実施を目指すことを発表
2004	16	10	教育庁、部活動基本問題検討委員会を設置
2004	16	11	「平成17年度重点事業」策定、「東京大都市マラソンの開催に向けた取組」が選定される。
2004	16	12	スポーツ振興審議会(20期第4回)
2005	17	1	生涯学習審議会(5期) 答申 スポーツ振興審議会(20期)、「『東京スポーツビジョン』の実現に向けた今後の取組について」を提言
2005	17	2	東京大都市マラソン開催準備委員会設置
2005	17	3	スポーツ振興審議会(21期第1回)
2005	17	4	多摩ユースプラザ開館
2005	17	9	石原都知事、第三回定例都議会でオリンピック招致を表明
2005	17	10	東京オリンピック準備担当発足、第1回招致準備会議開催 知事本局、東京オリンピック基本構想懇談会の設置及び第1回開催
2005	17	12	知事本局、「重要施策及び平成18年度重点事業」策定 教育庁、部活動振興専門委員会を設置
2006	18	3	都議会、オリンピック招致を決議 スポーツ振興審議会(21期第2回)
2006	18	4	オリンピック招致本部設置など組織改正、基金設立 指定管理者制度本格導入(東京体育館など)
2006	18	5	2016東京オリンピック基本方針
2006	18	8	オリンピック国内立候補都市決定 教育庁、都内公立学校の「課外活動振興協議会」を設置
2006	18	11	東京オリンピック招致委員会発足 生涯学習審議会(6期) 建議
2006	18	12	「10年後の東京～東京が変わる～」計画の策定
2007	19	1	トップアスリート養成校基本構想懇談会の設置、第1回開催 スポーツ振興審議会(21期第3回)
2007	19	2	東京マラソン2007開催
2007	19	4	スポーツ振興事業を生活文化スポーツ局に移管、石原慎太郎都知事当選（3期） 生涯学習スポーツ部を生涯学習部に改組、国体事業を総務局に移管
2007	19	6	生活文化スポーツ局に競技力向上推進本部設置
2007	19	7	総務局が第68回国民体育大会東京都準備委員会（仮称）を設立
2007	19	10	スポーツ振興審議会(22期第1回)
2007	19	12	10年後の東京実行プログラム2008策定（20～22年度）
2008	20	2	東京マラソン2008開催
2008	20	3	スポーツ振興審議会(22期第2回)
2008	20	5	東京都教育ビジョン（第2次）の策定
2008	20	6	IOCによる立候補都市に決定 スポーツ振興審議会(22期第3回)
2008	20	7	「東京都スポーツ振興基本計画」の策定 第68回国民体育大会開催基本構想の策定

## 謝 辞

本学教育学部生時代に友添秀則先生の研究室を訪ねてから、8年もの月日が経とうとしています。高校生時代のサッカー部での下積み生活の経験や、大学生時代の地元市民リーグでの活動、地元中学校のサッカー部での指導、WASEDA WILL WIN PROJECT（早稲田のスポーツを応援する学生団体）の活動等を通し、スポーツの可能性に大きな興味を抱いていた折、先生にお会いできたことは、私の人生に決定的な影響を与えました。スポーツの一側面しか見えていなかった私にとって、先生のお話は刺激的かつ魅力的であり、いつかは先生の下でスポーツ科学をしっかりと学びたいと考えるようになりました。学部卒業後、「スポーツ教育行政の分野を確立し、社会に貢献すること」を目標に、東京都の事務職員として教育行政に携わって来ましたが、日々の業務に忙殺される中、いつスポーツ科学の基礎を学ぶかは決めかねていました。結局、入都5年目の今年度、1年制コースに進学することを決意しましたが、今後の私の人生にとって非常に価値ある1年になったと思います。

何よりも、スポーツ教育研究の第一線でご活躍されている友添先生、菊幸一先生、松田恵示先生より、スポーツ教育を様々な視点・角度から個別指導に近い形でご教授頂けたこと、そして次代を担う吉永武史先生や友添・吉永研究室の皆さんにご指導・ご助言頂いたことは大きな財産になると思います。本当にありがとうございます。

この1年間、職務も大学院も中途半端になることなく、全力でこなすことを目標としてきましたが、予想していたとはいえ、精神的・体力的にかつてなく困難を極めた1年でありました。しかし、それゆえに周りの方々の支えをより深く感じ取ることができました。

友添・吉永研究室の皆さんには、様々な情報を提供していただき、また、幾度も懇親会の場を設けていただくなど、常に私たち修士1年制の3人を気遣ってくださいました。また、修士1年制課程同期の皆さんは、いつも余裕がなく、また愛想もない私を色々な面でフォローしてくださいました。

さらに、今回の大学院生活は、職場の上司や先輩方、同僚の皆さんのご理解があつてこそ成り立ったものです。特に定数係の皆さんには、猫の手も借りたい職場であるにも関わらず、後輩である私を常に気遣って、飲んで大学院へ送り出してくださいました。

私は常々、周りの方に恵まれているとは感じておりましたが、社会人としての気遣いを、時には無意識のうちに、当たり前にして下さっている方々の中にいることの幸運を、この1年間でより深く感じ取ることができました。皆様、本当にありがとうございました。

予想していたとおり、この1年間で学べることには多くの限界があり、本論文についても、先生方のご指導を十分に活かされていない部分も多いと思います。したがって今後は、今回得られた知識・経験・人脈を基礎としつつ、職務・研究の両面でスポーツ文化の発展に貢献するスポーツ振興行政のあり方について模索し、発展させていきたいと思えます。引き続き皆様方のご指導・ご鞭撻を賜りたく、何卒、よろしくお願い申し上げます。